法第二十四条第二項等関係読替表

法第二十四条第二項関係 (改正政令第一条)

... 政令読替え

読替後	読替前
(生命保険契約の締結に係る制限)	(生命保険契約の締結に係る制限)
第十二条の七(貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を)	第十二条の七(賞金業者は、貸付けの契約(住宅資金貸付契
譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約(住宅資金	約(住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供
貸付契約(住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の	する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。) 又は住宅
用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又	の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。) その他の
は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。)そ	内閣府令で定める契約を除く。) の相手方又は相手方となろ
の他の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方又は相手方	うとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることと
となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受ける	なる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約
こととなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保	において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。
険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはなら	
ない。	
(保証契約締結前の書面の交付)	(保証契約締結前の書面の交付)
第十六条の二(貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を)	第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証
譲り受けた者は、当該債権について保証契約を締結しよう	契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結す

保証人となろうとする者に交付しなければならない。 し、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。) を明らかに属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証属するよのにより、次に掲げる事項 (一定の範囲にとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府

契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所一の債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る

二 保証期間

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの三 保証金額

条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四一保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき

に掲げる事項
六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号項として内閣府令で定めるもの

第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)者は、当該債権についての保証契約に係る貸付けに係る契

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

に掲げる事項
・ 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号

項として内閣府令で定めるもの

項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

り提供することができる。この場合において、当該債権を 者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法によ 譲り受けた者は、 めるところにより、当該保証契約の保証人となろうとする 合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定 額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場 条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。)の 条第六項及び第七項、 第十八条第三項及び第四項、 第二十

当該書面の交付を行つたものとみなす。 ţ

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第十六条の三(貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を ならない。 を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合にお は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払 掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければ きは、あらかじめ、 第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとすると いて、これらの者から商法 (明治三十二年法律第四十八号) 譲り受けた者が、当該債権に係る貸付けの契約の相手方又 内閣府令で定めるところにより、次に

るものである旨 譲り受けた者に対し保険金額の支払をすべきことを定め 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に債権を

前号に掲げるもののほか、 内閣府令で定める事項

> 項 第 一 供することができる。この場合において、 法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合に 承諾を得て、 ところにより、当該保証契約の保証人となろうとする者の 該書面の交付を行つたものとみなす。 前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定める 号並びに第四十三条第 同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提 頭において同じ。) 貸金業者は、 の <u>額が</u> 当

(生命保険契約に係る同意前の書 面 の交付)

第十六条の三 らない。 げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければな は 百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするとき これらの者から商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第六 ることとなる保険契約を締結しようとする場合において、 方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受け あらかじめ、 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手 内閣府令で定めるところにより、次に掲

る旨 者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであ 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業

前号に掲げるもののほか、 内閣府令で定める事項

三 貸付けの金額 三 貸付けの金額 二 契約年月日	三一貸付けの金額及び譲り受けた債権の額
	
	約の契約年月日
ひ住所	二の債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契
	契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
	債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る
	を当該債権の債務者に交付しなければならない。
· る書面	ものを除く。)について当該債権の内容を明らかにする書面
内容の	規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容の
次項の交付しなければならない。	度方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の
事項(極) ついてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に	なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(極
、遅滞 なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	権を譲り受けた者は、当該債権を譲り受けたときは、遅滞
づく債 約を除く。第四項において同じ。) を締結したときは、遅滞	を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に基づく債
本契約 第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約 (極度方式基本契	第十七条(貸金業者の貸付けに係る契約(極度方式基本契約)
(契約締結時の書面の交付)	(契約締結時の書面の交付)
	を行つたものとみなす。
の交付	合において、当該債権を譲り受けた者は、当該書面の交付
この場 いて、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。	る事項を電磁的方法により提供することができる。この場
・に掲げ を電磁的方法により提供することができる。 この場合にお	は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げ
手方又 方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項	るところにより、当該債権に係る貸付けの契約の相手方又
·で定め 令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手	者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定め
受けた。2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政	2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた

に掲げる 事項	に掲げる事項
七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号	七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号
六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
五 返済の方式	五 返済の方式
四一貸付けの利率	四一貸付けの利率
三 極度額	三 極度額
二 契約年月日	二 契約年月日
	金業者の商号、名称又は氏名及び住所
一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	譲り受けた債権に係る極度方式基本契約を締結した貸
	債務者に交付しなければならない。
	極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該債権の
その相手方に交付しなければならない。	及び第三号に掲げるものを除く。)について当該債権に係る
ついてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を	内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項 (第二号
なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	り受けた者は、当該債権を譲り受けたときは、遅滞なく、
2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞	2 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲
九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
に掲げる事項	に掲げる事項
八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号	八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号
めがあるときは、その内容	めがあるときは、その内容
七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定	七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定
六 返済期間及び返済回数	六 返済期間及び返済回数
五 返済の方式	五 返済の方式

3 八 契約の保証人に交付しなければならない。 その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証 る保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。) する事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項 (一定の 又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、 範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とす 令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかに 者は、当該債権について保証契約が締結されているとき、 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた 前各号に掲げるもののほか、 内閣府令で定める事 内閣府 項 3

てれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。 者は、当該債権について保証契約が締結されているとき、 方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の規 方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の規 で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項 (極度 のを除く。)について保証契約が締結されているとき、 4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた 4

より、第二項各号に掲げる事項(同項第二号及び第三号にされているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにり受けた者は、当該債権について極度方式保証契約が締結ら、貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲

5

証人に交付しなければならない。

「以、第一項各号に掲げる事項についてこれらの保証契約の保り、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところによいたとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを「資金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結

契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約のる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げ、貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞

式保証契約の保証人に交付しなければならない。極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方掲げるものを除く。)について当該極度方式保証契約に係る

6 (略)

7 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた 7 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。 この場合において、当該債権に係る貸付けに係る契約で定める利息の制限額を超えない場合には、第一項は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までは保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までは保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該債権に係る契約又は保証契約に係る契約又は保証契約に係る契約又は保証契約に係る契約とは保証契約に係る契約とは保証契約に係る契約とは保証契約に係る契約とは保証契約に係る契約とは保証契約に係る契約とは保証契約に係る契約とは保証契約に係る契約とは、第一項がよりに係る契約に基づく債権を譲り受けた。

保証人に交付しなければならない

6 (略)

・ 貸金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付 がる書面の交付若しくは同項の規定により、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定 のる書面の交付若しくは同項の規定により、当該貸付けに係 第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係 第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交 がいて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係 の支 がいて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係 の支 がいて、 がいる書面の交付に代えて交付する書面の交付に係る のをで定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第 する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事 する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事 がいて、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものと おいて、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものと のところにより、当該貸付けに係る がいまして、前各項に規定 がいますべき事 のをで定める書面に記載すべき事 のをで定める書面の交付を行つたものと のところにより、当該貸付けに係る貸付 は、第一項から第 のところにより、当該貸付けに係る貸付 は、第一項から第 のところにより、当該貸付けに係る貸付 のところにより、当該貸付けに係る貸付 のところにより、当該貸付けに係る貸付

(受取証書の交付)

記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならなちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の第十八条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り

(受取証書の交付)

た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しは一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、第十八条(貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又

ſΪ

- を締結した者の商号、名称又は氏名及び住所(「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約)
- 契約年月日 二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の
- 第二項第四号において同じ。) つては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条三 譲り受けた債権の額及び貸付けの金額(保証契約にあ

又は元本への充当額四の受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金

五 受領年月日

は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて2.前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその六.前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

て、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾をく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合においは、当該債権又は当該債権に係る極度方式保証契約に基づ額を超えないものに限る。) に基づく債権を譲り受けた者額を超えないものに限る。) に基づく債権を譲り受けた者の利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限3 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約(当該契約で定め

3

ಠ್ಠ

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金じ。) けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同三 貸付げの金額 (保証契約にあつては、保証に係る貸付

又は元本への充当額四 受領金額及びその利息、賠償額(

五 受領年月日

は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて2(前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその六)前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定める部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全限額を超えないものに限る。) 又は当該契約の基本となる極める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制資金業者は、極度方式貸付けに係る契約(当該契約で定

得て(当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得て、当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を当該弁済をした者に交付することができる。この場合による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面としてなる書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面としてよる書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書の承諾をおいて、当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾をつたものとみなす。

受領年月日

受領金額

書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約とは保証契約に係る貸付けに係る契約とは保証契約に係る貸付けに係る契約に係る貸付けに係る契約のうち、当該債権に係る契約に基づく債権を譲り受けた。4 第二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

を行つたものとみなす。
できる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することが交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものをところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の

受領年月日

受領金額

をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済には、第一項に規定する書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、には、第一項に規定する書面の交付又は同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えてで付する書面の交付に代えて、による書面の交付に代えてで付する書面の交付に代えて、10年間では、10年には、10年には、10年には、10年間では、10年には、10年間では、10年間では、10年間では、10年間では、10年間では、10年間では、10年間では、10年には、10年間では、10年には、10年には、10年には、

ころにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めると第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣(帳簿の閲覧)	者その他内閣府令で定める者は、当該債権を譲り受けた者譲り受けた者の当該債権の債務者等又は債務者等であつた第十九条の二(貨金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を(帳簿の閲覧)
(帳簿の備付け) (帳簿の備付け)	(帳簿の備付け)
貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。磁的方法により提供することができる。この場合において、項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電	らの書面の交付を行つたものとみなす。 に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができにあつては、当該弁済をした者の承諾を得て)、第一項若しにあつては、当該弁済をした者の承諾を得て)、第一項若しる。この場合において、当該弁済をした者の承諾を得て(当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得て(当該債権をらの書面の交付を行つたものとみなす。

当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査 ができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、 に対 を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、 害関係がある部分に限る。) の閲覧又は謄写を請求すること 内閣府令で定めるところにより、 前条の帳簿 **(**利

当該請求を拒むことができない。

特定公正証書に係る制限

第二十条(貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り てはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える ずれかに該当する場合には、 受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約が次の各号のい 約又は当該契約に係る保証契約についても、 賠償額の予定が定められた当該債権に係る貸付けに係る契 いう。以下この条において同じ。) の作成を公証人に嘱託し 直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書を 該債権に係る貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に 特定公正証書 (債務者等が当 同様とする。

前号に掲げる契約に係る保証契約

第一条第一

貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法

項に定める利息の制限額を超えるものに限

2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた 、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、

> 貸金業者は、 閲覧又は謄写を請求することができる。 ときを除き、当該請求を拒むことができない。 に関する調査を目的とするものでないことが明らかである 当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使 この場合におい ζ

特定公正証書に係る制限)

第二十条 ŧ る契約については、特定公正証書 (債務者等が貸付けの契 て同じ。) の作成を公証人に嘱託してはならない。 利息制限 旨の陳述が記載された公正証書をいう。 約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する た貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約について 法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められ 同様とする。 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当す 以下この条におい

る。) 第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法

前号に掲げる契約に係る保証契約

2 5 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、 当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託す 債務者等か

取得してはならない。 人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を 債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証

- その他これに類する関与をしてはならない。
 代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを著ば、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、3 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた 3
- 4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた 4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権について、 4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権について、 4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権について、 4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権について、 4
- に強制執行に服することとなる旨履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ち一譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基づく債務の不一
- 与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

ならない。 ることを代理人に委任することを証する書面を取得しては

に類する関与をしてはならない。任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が

- ることとなる旨特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服す一当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、
- 与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

する書面その他のものをいう。) の引渡し若しくは提供をの他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その所に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預工座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預工座に係る通帳者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の

公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約にもおけ、別下同じ。)がその受給権者である債務者等又は一部を負担し、又は補助することとされている給付(結与その他対価の性質を有するものを除く。)であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的に関する事務に要する。以下に対して、次に掲げる行法を表する。

する書面その他のものをいう。) の引渡し若しくは提供を定受給権者が公的給付を受給することができることを証要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特の他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必可座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預日座に係る通帳若の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の

求 め 又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い 出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の 口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

取立て行為の規制

第二十一条 げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害する 債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲 り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権 委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく ような言動をしてはならない。 の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲

者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認 債務

照らし相当であると認められないことその他の正当な理 る時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に クシミリ装置を用いて送信し、 由がないのに、 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け 外の時間帯に、 前号に規定する内閣府令で定める時間帯 債務者等に電話をかけ、若しくはファ 又は債務者等の居宅を訪

求め、 又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い 出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の 口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

(取立て行為の規制)

第二十一条 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような 取立てをするに当たつて、人を威迫し、 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他 言動をしてはならない。 の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付け 又は次に掲げる言

者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認 債務

クシミリ装置を用いて送信し、 以 由がないのに、 照らし相当であると認められないことその他の正当な理 る時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に 送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け 外の時間帯に、 前号に規定する内閣府令で定める時間帯 債務者等に電話をかけ、 又は債務者等の居宅を訪 若しくはファ

問すること。

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

要求すること。

貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを
れその他これに類する方法により譲り受けた債権に係る
六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八善債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

問すること。

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

しないこと。「いかかわらず、当該場所から退去」で場所において、債務者等から当該場所から退去すべき」の「債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八善債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

を要求すること。

九 IJ これらの方法で当該債務を弁済することを要求するこ 該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等か ミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、 ため必要な裁判所における民事事件に関する手続をと おいて「弁護士等」という。) に委託し、又はその処理の ら直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更に あつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等 若しくは司法書士若しくは司法書士法人 (以下この号に づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人 債務者等が、 弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知が 電話をかけ、 譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基 電報を送達し、若しくはファクシ 当 九

に掲げる言動をすることを告げること。十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか

定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令でについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受について当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受え 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた

載し、

又は記録しなければならない。

閣府令で定めるところにより、

これに次に掲げる事項を記

を要求すること。

会議のできることを要求すること。 (は可法書士法人 (以下この号において「弁護士等」とくは司法書士法人 (以下この号において「弁護士等」という。)に委託し、又はその処理のため必要な裁判所においる民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所においる民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所においる計画する方法により、当該債務を弁済することを要求すること。 (以下この号において「弁護士等」との理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若し、正の号において「弁護士等」との理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若し、別理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士法人により、当該債務を弁済することを要求すること。

に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するためづく債権の取立てについて貸金業を営む者での他の者からに掲げる言動をすることを告げること。 (第六号を除く。)のいずれか十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。)のいずれか

第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権につい	第二十二条(貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲
(債権証書の返還)	(債権証書の返還)
	方に明らかにしなければならない。
しなければならない。	で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手
を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令
その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	請求があつたときは、当該債権を譲り受けた者の商号、名
あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の
約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付
業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた
営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金	に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの
3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を	3 前項に定めるもののほか、貸金業者の貸付けに係る契約
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
七 支払を催告する金額	七 支払を催告する金額
六 支払の催告に係る債権の弁済期	六 支払の催告に係る債権の弁済期
五 貸付けの利率	五 貸付けの利率
四一貸付けの金額	四一貸付けの金額及び譲り受けた債権の額
	約の契約年月日
三 契約年月日	三一債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契
二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名	二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
電話番号	びに電話番号
貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに	債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並
	は記録しなければならない。

第二十四条の六の十の閣総理大臣又は都道府県知事は、こ	第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行する
(報告徴収及び立入検査)	(報告徴収及び立入検査)
2~4 (略)	2~4 (略)
	らない。
ない。	る旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければな
旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければなら	規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。) の適用があ
定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。) の適用がある	については第十六条の二及び第十七条 (第六項を除く。)の
ついては第十六条の二及び第十七条 (第六項を除く。)の規	五号)第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権
号)第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権に	六の十及びこの項の規定(抵当証券法(昭和六年法律第十
の十及びこの項の規定(抵当証券法(昭和六年法律第十五	項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の
を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六	「系の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六
条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項	てする行為について次項において読み替えて準用する第十
付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二	その者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関し
他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸	基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びに
貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその	その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に
他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が	り受けた者は、当該債権を他人に譲渡するに当たつては、
第二十四条(貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を	第二十四条(貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲
(債権譲渡等の規制)	(債権譲渡等の規制)
	に返還しなければならない。
しなければならない。	証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者
有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還	についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の
てその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を	り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権

ずることができる。

さものに対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命っては、住所又は居所。以下この条において同じ。)を有すっては、住所又は居所。以下この条において同じ。)を有すに営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあい対し、はののできる。

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るためい、
立て又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
が要があると認めるときは、当該職員に、貸金業者の貸付必要があると認めるときは、当該職員に、貸金業者の貸付
の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の営業
がの区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の営業
が要があると認めるときは、当該職員に、貸金業者の貸付
の区域内県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため

料の提出を命ずることができる。録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登

料の提出を命ずることができる。 関金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸いの保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必有関総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益を、

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の物件を検査させることができる。 の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、

内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

は検査に必要な事項に関して質問させ、 立ち入らせ、当該債権を譲り受けた者に対する質問若しく 当該職員に、 特に必要があると認めるときは、 他の物件を検査させることができる。 権に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に を有するものに限る。)の当該債権について保証契約を締結 した保証業者若しくは当該債権を譲り受けた者から当該債 譲り受けた者 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を (当該都道府県の区域内に営業所又は事務所 その必要の限度にお 又は帳簿書類その 1) ζ

6 を提示しなければならない。 示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、 前二項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を 犯罪

5

5

前

|項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を

捜査のために認められたものと解してはならない。

要の限度において、当該職員に、 又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、 者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に 者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた 者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業 の保護を図るため特に必要があると認めるときは、 その登録を受けた貸金業 その必

示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ を提示しなければならない。 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、 犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

読替後	読替前
(生命保険契約の締結に係る制限)	(生命保険契約の締結に係る制限)
第十二条の七 保証等に係る求償権等 (第二十四条の二第二	第十二条の七(賞金業者は、貸付けの契約(住宅資金貸付契
項に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条か	約(住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供
ら第二十二条までにおいて同じ。) を取得した保証業者 (第	する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。) 又は住宅
二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。以下この	の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。) その他の
条から第二十二条までにおいて同じ。) は、当該保証等に係	内閣府令で定める契約を除く。) の相手方又は相手方となろ
る求償権等に係る貸付けの契約(住宅資金貸付契約(住宅	うとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることと
の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地	なる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約
又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住宅の改良に	において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。
必要な資金の貸付けに係る契約をいう。)その他の内閣府令	
で定める契約を除く。)の相手方又は相手方となろうとする	
者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険	
契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、	
自殺による死亡を保険事故としてはならない。	
(保証契約締結前の書面の交付)	(保証契約締結前の書面の交付)
第十六条の二 保証等に係る求償権等を取得した保証業者	第十六条の二(貸金業者は、貸付けに係る契約について保証
は、当該保証等に係る求償権等について保証契約を締結し	契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結す
ようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内	るまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事
閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項 (一定の範	項(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主た

約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。かにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。) を明ら囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする

る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住人、保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係

F

一 保証期間

三 保証金額

五

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事は、民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第四百五十四一 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき

に掲げる事項
・ 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号

項として内閣府令で定めるもの

条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七契約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)(保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ばならない。 というには、第三号に掲げる事項を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなけれ除く。) を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面る債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

一 保証期間

二 保証金額

四の保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの三の代記名名

項として内閣府令で定めるもの条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事は、民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第四百五十四五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき

に掲げる事項
・ 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号

項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。)の額が同項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

本はならない。 中が、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手が、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手が、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手が、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手が、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手が、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手が、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者 第十六条の三 保証等に係る求償権等を取得した保証業者 第

者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである一当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に保証業

2(保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、前項の規一) 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

該書面の交付を行つたものとみなす。 供することができる。この場合において、貸金業者は、当承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提ところにより、当該保証契約の保証人となろうとする者のは、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定める法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合に

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付

る旨 者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであー 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業

貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政一 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

g 三 貸付けの金額	三(保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償
1 契約年月日	係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日二(保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に
	所
	る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住
	保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係
	の債務者に交付しなければならない。
	書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約
	について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする
	付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)
交付しなければならない。	けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交
こ ついてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に	等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付
なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項 (当該保証
	該保証等に係る求償権等を取得したときは、遅滞なく、内
第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約 (極度方式基本契	第十七条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当
(契約締結時の書面の交付)	(契約締結時の書面の交付)
	のとみなす。
	合において、当該保証業者は、当該書面の交付を行つたも
いて、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。	る事項を電磁的方法により提供することができる。この場
2 を電磁的方法により提供することができる。この場合にお	は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げ
へ 方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項	当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又
令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手	定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、

三極度額	三 極度額
二 契約年月日	二の契約年月日におり、一、「大学会学者のでは、一、名称がは日本方で住所
一(貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	一の保証等に係る求賞権等に係る極度方式基本契約を締結。「契約の債務者に交付しなければならなり」
	する書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る
	に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかに
	く、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項 (第
その相手方に交付しなければならない。	は、当該保証等に係る求償権等を取得したときは、遅滞な
ついてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を	以下この項及び第五項において同じ。)を取得した保証業者
なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。
2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞	2 保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係
九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
に掲げる事項	に掲げる事項
八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号	八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号
めがあるときは、その内容	めがあるときは、その内容
七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定	七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定
六 返済期間及び返済回数	六 返済期間及び返済回数
五 返済の方式	五 返済の方式
四一貸付けの利率	四一貸付けの利率
	権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

四貸付けの利率

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

に掲げる事項
・ 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号

3 八 契約の保証人に交付しなければならない。 その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証 る保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。) する事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項 (一定の 又は新たに保証契約を締結したときは、 範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とす 令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかに 等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証 前各号に掲げるもののほか、 内閣府令で定める事項 遅滞なく、 内閣府 3

り交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除くで定めるところにより、第一項各号に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、外閣府又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証 4 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証 4

四貸付けの利率

五 返済の方式

賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

に掲げる事項
・ 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号

証人に交付しなければならない。

「以、第一項各号に掲げる事項についてごれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの貸付けに係締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、ときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところによりたとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを資金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結

らない。 する書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければな<u>く。) に</u>ついて当該保証等に係る求償権等の内容を明らかに

約の保証人に交付しなければならない。 「「はいっ」について当該極度方式保証契約に係る極度方式保証契めを除く。」について当該極度方式保証契約に係る極度方式保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一のを除く。」にのいて当該極度方式保証契約が締結されているとは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一条に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている。保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証

6 (略)

保証人に交付しなければならない。契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約のる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げ、貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞

5

6 (略)

おいて、 項を電磁的方法により提供することができる。 する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事 る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定 付に代えて、 第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交 める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは 五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定 に定める利息の制限額を超えない場合には、 けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項 貸金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付 貸金業者は、 政令で定めるところにより、当該貸付けに係 これらの書面の交付を行つたものと 第一項から第 この場合に

	みなす。
(受取証書の交付)	(受取証書の交付)
第十八条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当	第十八条(貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又
該保証等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受	は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、
けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところ	内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し
により、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした	た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。
者に交付しなければならない。	
保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けの契	一貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	
	二類約年月日
係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日	
三 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償	三 貸付げの金額 (保証契約にあつては、保証に係る貸付
権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(保証契約	けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同
にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十	່ ບໍ່)
- 条第二項第四号において同じ。)	
四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金	四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金
又は元本への充当額	又は元本への充当額
五 受領年月日	五 受領年月日
六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその	2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその
他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて	他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて
は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す	は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す

ಕ್ಕ

3

当該書面の交付を行つたものとみなす。 することができる。この場合において、 引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交 又は当該弁済をした者の承諾を得て)、内閣府令で定めると 又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済を る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつ 次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付 付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、 ころにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取 業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつ 等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金 係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部 保証業者は、当該保証等に係る求償権等又は当該保証等に ては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、 に定める利息の制限額を超えないものに限る。)を取得した た者に対し、当該弁済をした者の承諾を得て(当該保証 保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係 当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項 当該保証業者は、 3

る

取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを 部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済 限額を超えないものに限る。) 又は当該契約の基本となる極 める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制 を行つたものとみなす。 できる。この場合において、 次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することが 交付するときは、 ところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の をした者に対し、その者の承諾を得て、 度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約(当該契約で定 第一項の規定による書面の交付に代えて 貸金業者は、 内閣府令で定める 当該書面の交付

受領年月日

二 受領金額

受領金額日日

前二号に掲げるもののほか、

内閣府令で定める事

頂

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

は保証契約には、第一項のに基づく債額的方法による書面のでをした者のので、第一項のので、第一項ののので、第一項のののので、第一項のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	の営業所又は事務所ごどに、その業務に関する帳簿を備え、第十九条(賞金業者は、内閣府令で定めるところにより、そ(帳簿の備付け)	閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごと第十九条(保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、内(帳簿の備付け)
		これらの譬面ので寸を行りたらの供することができる。 この場合にお
		又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁
		した者の承諾を得て)、第一項若しくは前項に規定する事項
		した者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済を
		済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済を
	J	に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁
		る弁済をした者の承諾を得て(当該保証等に係る求償権等
	項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電	えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定す
	をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事	の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代
		府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項
	による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、	た場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣
には、第一項に息制限法第一条は保証契約に係	定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定	保証等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受け
のに基づく債権息制限法第一条は保証契約に係	第一項に	第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく当該
息制限法第一条は保証契約に係	のに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合	る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条
は保証契約に係	息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないも	に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係
4 貨金業者に	は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利	等に係る求償権等に係る貸付けの契約のうち、当該保証等
	4 貸金業者は、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又	4 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証

る契約については、特定公正証書(債務者等が貸付けの契第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当す(特定公正証書に係る制限)	該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号の第二十条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当(特定公正証書に係る制限)
ときを除き、当該請求を拒むことができない。	い。が明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができな者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないこと
に関する調査を目的とするものでないことが明らかである貸金業者は、当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使閲覧又に謄写を請求することができる。この場合におって	において、当該保証業者は、当該請求が当該請求を行つた限る。) の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合定めるところにより、前条の帆簿(私害関係がある部分に
ころにより、前条の帳簿 (利害関係がある部分に限る。) の府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めると	等に係る求償権等を取得した保証業者に対し、内閣府令で務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該保証
第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣(帳簿の閲覧)	第十九条の二(保証等に係る求償権等に係る債務者等又は債(帳簿の閲覧)
	ければならない。額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しな
	求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金日、当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る
	該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月等について当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当
れを保存しなければならない。	係る求償権等に係る債務者ごとに当該保証等に係る求償権
金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、こ	居所地)に、その業務に関する帳簿を備え、当該保証等に
債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの	「(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は

当該保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直 貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約について 償額の予定が定められた当該保証等に係る求償権等に係る はならない。 ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をい う。以下この条において同じ。) の作成を公証人に嘱託して いずれかに該当する場合には、 ŧ 同様とする。 利息制限法第四条に定める制限額を超える賠 特定公正証書 (債務者等が

第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法

前号に掲げる契約に係る保証契約

2 が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に 委任することを証する書面を取得してはならない。 等に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証

3 当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をし 成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、 てはならない。 等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証

4

保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、

当該保証

4

ŧ 法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められ て同じ。) の作成を公証人に嘱託してはならない。 利息制限 旨の陳述が記載された公正証書をいう。 約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する た貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約について 同様とする。 以下この条におい

第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限 貸付けに係る契約 (その定める利息の額が利息制限)

る。 ~

前号に掲げる契約に係る保証契約

2 ることを代理人に委任することを証する書面を取得しては ら、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託す 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等

ならない。

3 に類する関与をしてはならない。 任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ 特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、 債務者等が

貸金業者は、貸付けの契約について、 特定公正証書の作

は げる事項について書面を交付して説明しなければならな により、 証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつて 権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公 等に係る求償権等について、 に嘱託する場合には、 当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところ 債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲 あらかじめ (当該保証等に係る求償 特定公正証書の作成を公証人

は 服することとなる旨 保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に 特定公正証書により、 債務者等が直ちに強制執行に

ΙÌ

与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの 前号に掲げるもののほか、 債務者等の法律上の利益に

第二十条の二

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

ţ

は

の規定により譲り渡し、担保に供し、

ιļ げる事項について書面を交付して説明しなければならな により、 は、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところ 公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつて 債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲

ることとなる旨 特定公正証書により、 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、 債務者等が直ちに強制執行に服す

与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの 前号に掲げるもののほか、 債務者等の法律上の利益.

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

与その他対価の性質を有するものを除く。) であつて、 法令 用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又 とができないこととされているものをいう。以下同じ。) が の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費 一部を負担し、又は補助することとされている給付(給 当該保証等に係る求償権等について、公的給付(法令 保証等に係る求償権等を取得した保証業者 又は差し押さえるこ 第二 う。 る費用の全部又は一部を負担し、 差し押さえることができないこととされているものをい であつて、法令の規定により譲り渡し、 給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要す 公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその ている給付 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) 一十条の二 以下同じ。) がその受給権者である債務者等又は債務者 貸金業を営む者は、貸付けの契約につい 又は補助することとされ 担保に供し、又は

の契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を

成を公証人に嘱託する場合には、

あらかじめ

(当該貸付:

とを求める行為の預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うこ出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をそ二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

為をしてはならない。 づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該等の親族その他の者 (以下この条において「特定受給権者」

求め、又はこれらを保管する行為 特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の付出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特で受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは払込みに必要な情報そのとして政令で定めるもの又は年金証書その他特で受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の二(特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

(取立て行為の規制)

権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者第二十一条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は

(取立て行為の規制)

取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの

ような言動をしてはならない。
げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害する

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフニニュ当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

,これになった。「自の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき四、債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

言動をしてはならない。 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような

クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に思らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯に、債務のよれないことをの他の正当な理出がないのに、社会通念に照らし不適当と認正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

しないこと。
「いかかわらず、当該場所から退去を場所において、債務者等から当該場所から退去すべき」の債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

問すること。

い。活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生

に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等、六、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

> と。 活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく六、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

七

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求めい。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所においう。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所においる。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所においる。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所においる。) に委託し、以下この号において「弁護士等」と処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士若しくは力を関係を持護士法人によりで表別に基づく債権に係る債務ののでは、

九

にもかかわらず、 ることを要求すること 更にこれらの方法で当該債務を弁済す

+ に掲げる言動をすることを告げること。 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか

2 Ιţ 項を記載し、又は記録しなければならない。 るために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するとき 者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告す 等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の 保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は当該保証 内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事 2

保証業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番

当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に

係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

支払を催告する金額

八 前項に定めるもののほか、 前各号に掲げるもののほか、 保証等に係る求償権等を取得 内閣府令で定める事項

3

られたにもかかわらず、 弁済することを要求すること。 更にこれらの方法で当該債務

+に掲げる言動をすることを告げること。 債務者等に対し、 前各号 (第六号を除く。) のいずれか

閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記 づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から 載し、又は記録しなければならない。 に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、 委託を受けた者は、債務者等に対し、 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基 支払を催告するため 内

電話番号 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

 \equiv 契約年月日

兀 貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前項に定めるもののほか、 前各号に掲げるもののほか、 貸金業を営む者又は貸金業を 内閣府令で定める事項

3

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益	2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため
	ි
	その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができ
	は居所。以下この条において同じ。)を有するものに対して、
料の提出を命ずることができる。	務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又
録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資	取得した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事
の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登	ため必要があると認めるときは、保証等に係る求償権等を
第二十四条の六の十の閣総理大臣又は都道府県知事は、こ	第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行する
(報告徴収及び立入検査)	(報告徴収及び立入検査)
	ればならない。
しなければならない。	ときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなけ
有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還	た場合において当該保証等に係る求償権等の証書を有する
てその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を	当該保証等に係る求償権等についてその全部の弁済を受け
第二十二条(貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権につい	第二十二条(保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、
(債権証書の返還)	(債権証書の返還)
しなければならない。	にしなければならない。
を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らか
その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事
あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	請求があつたときは、当該保証業者の商号、名称又は氏名
約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の
業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	いて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該
営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金	した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てにつ

資料の提出を命ずることができる。 (に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は別の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者 (の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該 保証等に係る求償権等を取得した保証業者(当該都道府県 というのが要の限度において、

所に立ち入らせ、当該保証業者に対する質問若しくは検査等に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務がが過行県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結しる。)の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結しる。)の当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者(当時に必要があると認めるときは、その必要の限度において、利益の保護を図るため、利益の保護を図るため、利益の保護を図るため、

4

料の提出を命ずることができる。 賞金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けにの保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必

の物件を検査させることができる。入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ちの保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、者おしくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた貸金業要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

捜査のために認められたものと解してはならない。	捜査のために認められたものと解してはならない。
6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪	6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪
を提示しなければならない。	を提示しなければならない。
示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ	示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ
5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を	5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を 5
	件を検査させることができる。
	に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物

法第二十四条の三第二項関係(改正政令第一条)

読替後	読替前
(生命保険契約の締結に係る制限)	(生命保険契約の締結に係る制限)
第十二条の七 受託弁済者 (第二十四条の三第二項に規定す	第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約 (住宅資金貸付契
る受託弁済者をいう。以下この条から第二十二条までにお	約 (住宅の建設若しくは購入に必要な資金 (住宅の用に供
いて同じ。) は、受託弁済に係る求償権等 (同項に規定する	する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。) 又は住宅
受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二	の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。) その他の
条までにおいて同じ。) に係る貸付けの契約(住宅資金貸付	内閣府令で定める契約を除く。) の相手方又は相手方となろ
契約(住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に	うとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることと
供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住	なる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約
宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。)その他	において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。
の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方又は相手方とな	
ろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けること	
となる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契	
約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。	
(保証契約締結前の書面の交付)	(保証契約締結前の書面の交付)
第十六条の二 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等につ	第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証
いて保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約	契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結す
を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に	るまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事
掲げる事項(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債	項(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主た
務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げ	る債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を

する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付 る事 なければならない。 ,項を除く。) を明らかにし、 当該保証契約の内容を説明

業者の商号、 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金 名称又は氏名及び住所

保証期間

保証金額

五

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

Ιţ 条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第四百五十四

Ιţ

六 に掲げる事項 日賦貸金業者である場合にあつては、 第十四条第五号

項として内閣府令で定めるもの

2 七 契約に係る貸付けに係る契約で定める利息(利息制限法(昭 息の制限額を超えない場合には、 第一項において同じ。)の額が同法第一条第一項に定める利 三項及び第四項、 れるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第 和二十九年法律第百号)第三条の規定により利息とみなさ 受託弁済者は、 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 受託弁済に係る求償権等についての保証 第二十条第一項第一号並びに第四十三条 前項の規定による書面の

> ばならない。 を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなけれ 除 く。 を明らかにし、 当該保証契約の内容を説明する書

貸金業者の商号、 名称又は氏名及び住所

_ 保証期間

保証金額

兀 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第四百五十四

条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事 項として内閣府令で定めるもの

六 に掲げる事項 日賦貸金業者である場合にあつては、 第十四条第五号

は める利息 (利息制限法 (昭和二十九年法律第百号) 第三条 七 法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合に 項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。) の額が同 項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、 の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定 前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定める 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 第二十条第

2

ものとみなす。
合において、当該受託弁済者は、当該書面の交付を行つたる事項を電磁的方法により提供することができる。この場の保証人となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げ交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

一 で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を が話しようとする場合において、これらの者から商法(明 が話しようとする場合において、これらの者から商法(明 が言十二年法律第四十八号)第六百七十四条第一項の規定 による同意を得ようとするとさは、あらかじめ、内閣府令 による同意を得ようとするとさは、あらかじめ、内閣府令 による同意を得ようとするとさる。 で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を でこれらの者に交付しなければならない。 第十六条の三 受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係 第

5.5 mm 済者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるもので 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に受託弁

諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承政令で定めるところにより、受託弁済に係る求償権等に係2 受託弁済者は、前項の規定による書面の交付に代えて、二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付

る旨者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである一当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業

を電磁的方法により提供することができる。この場合におうとなろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

	七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定	七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定
	返済期間	六 返済期間及び返済回数
	返済の方	五返済の方式
	貸付けの	四一貸付けの利率
		求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
	貸付けの	三 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る
		済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第	二 契約年月日	一 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁
第		業者の商号、名称又は氏名及び住所
第	の商号、	受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金
		ならない。
		償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければ
		償権等の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係る求
		同一の内容のものを除く。)について当該受託弁済に係る求
第		ては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と
第		に係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつ
第	内閣府	に掲げる事項 (当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付け)
第十七条 貸金	約を除く。第四項において同じ。) を締結したときは、遅滞	たときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次
	貸金	第十七条の受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を取得し
A VI A VI A MILE OF A MILE		(契約締結時の書面の交付)
		当該書面の交付を行つたものとみなす。
	いて、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。	することができる。この場合において、当該受託弁済者は、

に掲げる事項	に掲げる事項
七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号	七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号
六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
五 返済の方式	五 返済の方式
四 貸付けの利率	四一貸付けの利率
三 極度額	三 極度額
二 契約年月日	二 契約年月日
	は氏名及び住所
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又
	ればならない。
	る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなけ
	式基本契約の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係
	除く。) について当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方
	より、次に掲げる事項(第二号及び第三号に掲げるものを
その相手方に交付しなければならない。	を取得したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところに
ついてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を	に係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。)
なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付け
2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞	2 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等(当該受託弁済
九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
に掲げる事項	に掲げる事項
八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号	八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号
めがあるときは、その内容	めがあるときは、その内容

3 らない。 八 号に掲げる事項を除く。) その他の内閣府令で定めるものを 号に掲げる事項 (一定の範囲に属する不特定の貸付けに係 記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければな る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三 きは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保 が締結されているとき、 証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約 前各号に掲げるもののほか、 又は新たに保証契約を締結したと 内閣府令で定める事 項 3

4 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約の保証人に交付しなければならない。 の保証人に交付しなければならない。 の保証人に交付しなければならない。 の保証人に交付しなければならない。 の保証人に交付しなければならない。 の保証人に交付しなければならない。 の保証人に交付しなければならない。 4 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約 4 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約 4

定めるところにより、第二項各号に掲げる事項(同項第二保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で5.受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る極度方式

証人に交付しなければならない。

「以、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係ら契約の内容を明らかにする書面をこれらの貸付けに係締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところによいたとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを「資金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結」

る事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げ5(貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞

ない。 面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければなら保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書号及び第三号に掲げるものを除く。) について当該極度方式

6 (略)

7 におい 弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約 たものとみなす。 事項を電磁的方法により提供することができる。 この場合 の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までに規定する 面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受託 超えない場合には、 息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を 係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利 受託弁済者は、 τ 当該受託弁済者は、これらの書面の交付を行つ 受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに 第一項から第五項までの規定による書 7

保証人に交付しなければならない。契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約

6 (略)

みなす。 おいて、 項を電磁的方法により提供することができる。 この場合に する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事 る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、 第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交 める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは 五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定 けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項 付に代えて、 に定める利息の制限額を超えない場合には、 貸金業者は、 |貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものと 政令で定めるところにより、当該貸付けに係 貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付 前各項に規定 第一項から第

(受取証書の交付)

た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しは一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、第十八条 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等の全部又

(受取証書の交付)

た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しは一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、第十八条(貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又

の

業者の商号、名称又は氏名及び住所(一受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金)

- 済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日二、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁
- 二十一条第二項第四号において同じ。) 契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(保証 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る

又は元本への充当額四の受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金

五 受領年月日

は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて2.前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその六.前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた限る。)又は当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものにに係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付け、係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付ける 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等 (当該受託弁済

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金じ。)けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同

又は元本への充当額四の受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく

五 受領年月日

3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約(当該契約で定は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその

をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定める部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全限額を超えないものに限る。) 又は当該契約の基本となる極める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制資金業者は、極度方式貸付けに係る契約(当該契約で定

場合において、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした関係の承諾を得て(当該受託弁済者に弁済をした者の承諾を得て)、内閣府令で定めるといい、一定期間における貸付け及び弁済その他の取るにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取るにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取るに掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者にあつて、方の承諾を得て(当該受託弁済者に弁済を優にあって、当該書面の交付を行つたものとみなす。

一 受領年月日

受領金額

くは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代4 受託弁済者は、受託弁済に係る関付けに係る契約のうち、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けにを書面の交付又は前項の内閣府令で定める利息の制限額をといるが、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けになる。 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

を行つたものとみなす。できる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することが交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものをところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の

受領年月日

受領金額

政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済 による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、 には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令でには、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令でによる書面の交付に代えて、回し基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合による業者は、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(帳簿の閲覧)	(帳簿の閲覧)
	る事項を記載し、これを保存しなければならない。 係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定め
	権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに
	係る貸付けの契約の契約年月日、当該受託弁済に係る求償
	求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に
れを保存しなければならない。	当該受託弁済に係る求償権等について当該受託弁済に係る
金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、こ	帳簿を備え、受託弁済に係る求償権等に係る債務者ごとに
債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの	者にあつては、住所地又は居所地)に、その業務に関する
の営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、	その営業所又は事務所ごと(営業所又は事務所を有しない
第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、そ	第十九条の受託弁済者は、内閣府令で定めるところにより、
(帳簿の備付け)	(帳簿の備付け)
	なす。
	当該受託弁済者は、これらの書面の交付を行つたものとみ
	的方法により提供することができる。この場合において、
	又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁
	した者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項
	した者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済を
貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。	済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済を
磁的方法により提供することができる。この場合において、	(当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁
項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電	より、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て
をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事	えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところに

第十九条の二 債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、 該請求を拒むことができない。 目的とするものでないことが明らかであるときを除き、 済者に対し、 該請求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査を ことができる。この場合において、当該受託弁済者は、 (利害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求する 内閣府令で定めるところにより、 受託弁済に係る求償権等に係る債務者等又は 前条の帳簿 受託弁 当 当

第十九条の二 貸金業者は、 閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、 府令で定める者は、 に関する調査を目的とするものでないことが明らかである ころにより、 当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使 前条の帳簿 (利害関係がある部分に限る。)の 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣 貸金業者に対し、内閣府令で定めると

特定公正証書に係る制限)

第二十条 が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。) る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述 約に係る保証契約についても、 託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は当該契 の作成を公証人に嘱託してはならない。 定公正証書(債務者等が当該受託弁済に係る求償権等に係 付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、 に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該受 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る貸 同様とする。 利息制限法第四条 特 第二十条

第一条第一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法 項に定める利息の制限額を超えるものに限

前号に掲げる契約に係る保証契約

ŧ る契約については、特定公正証書 (債務者等が貸付けの契 て同じ。) の作成を公証人に嘱託してはならない。 利息制限 旨の陳述が記載された公正証書をいう。 約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する た貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約について 法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められ 同様とする。

ಠ್ಠ 第一条第一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法 前号に掲げる契約に係る保証契約 項に定める利息の制限額を超えるものに限

特定公正証書に係る制 限

貸金業を営む者は、

次の各号のいずれかに該当

ときを除き、当該請求を拒むことができない。

51 / 276

以下この条におい

- 他これに類する関与をしてはならない。 一人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理3.受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、債務 3.
- 4 受託弁済者は、当該受託弁済に係る求償権等について、4 受託弁済者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る資金需要者等として説明しなければならない。 4 受託弁済者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る資金需要者等として説明しなければならない。
- 服することとなる旨は、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に一一受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に
- (公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限) 与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

- ならない。
 ることを代理人に委任することを証する書面を取得してはら、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託す2.貸金業を営む者は、貸付げの契約について、債務者等か
- に類する関与をしてはならない。任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が
- い。

 「資金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作資金業者は、貸付けの契約について、関付の契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつての契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成をの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を「資金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作資金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作
- ることとなる旨特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服す一当該貸付げの契約に基づく債務の不履行の場合には、
- (公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限) 与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

[別紙1-5]

第二十条の二 当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託弁済に係 又は差し押さえることができないこととされているものを る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる いう。以下同じ。) がその受給権者である債務者等又は債務 除く。) であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、 とされている給付(給与その他対価の性質を有するものを がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務 行為をしてはならない。 者」という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に 者等の親族その他の者 (以下この条において「特定受給権 に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助すること 公的給付 (法令の規定に基づき国又は地方公共団体 受託弁済者は、 一受託弁済に係る求償権等につ

要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特 する書面その他のものをいう。) の引渡し若しくは提供を 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 の他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預 特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の 又はこれらを保管する行為

第二十条の二 づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 等の親族その他の者(以下この条において「特定受給権者 う。以下同じ。) がその受給権者である債務者等又は債務者 差し押さえることができないこととされているものをい であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は ている給付 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) る費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされ 給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要す 公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその 為をしてはならない。 貸金業を営む者は、 貸付けの契約につい

求め、 する書面その他のものをいう。) の引渡し若しくは提供を 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特 の他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 口座に係る通帳若しくは引出用のカー ド若しくは当該預 特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の 又はこれらを保管する行為

特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

ことを求める行為 出し その預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行う た金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済を

(取立て行為の規制

第二十一条 うな言動をしてはならない。 等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げ 他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権 る言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するよ 弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

照らし相当であると認められないことその他の正当な理 クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪 以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ 由がないのに、 る時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け すること 前号に規定する内閣府令で定める時間帯

正当な理由がないのに、 債務者等の勤務先その他の居

Ξ

正当な理由がないのに、

債務者等の勤務先その他の居

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為 出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金 ഗ

(取立て行為の規制

第二十一条 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような 取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他 の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の 言動をしてはならない。 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付け

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認 債務

問すること。 クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪 以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ 由がないのに、 照らし相当であると認められないことその他の正当な理 る時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け 前号に規定する内閣府令で定める時間帯

54 / 276

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ

しないこと。
「おいっと。」の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき四、債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

い。
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五(はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ)

等に係る債務の弁済資金を調達することを要求するこれその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権、 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

を要求すること。ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

九 債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務の処

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ

しないこと。旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき、債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

兀

ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五(はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ

چ

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の

理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しく理を弁護士若しくは弁護士法人だけの方法で当該債務をられたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務をの記さい。これに対し債務者等から直接要求しないよう求める民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所における理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は前間する方法により、当該債務を弁済することを要求したのの理のため必要な裁判所におけるれたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を受け、弁護士等」といる記述があることを要求すること。

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

2

記載し、又は記録しなければならない。
内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項をめに書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、ら委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するたら委託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係り、受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係

番号 番号、名称又は氏名及び住所並びに電話一 受託弁済者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話

一 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

に掲げる言動をすることを告げること。十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか

載し、又は記録しなければならない。

閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記を譜を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するため委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するためで、債権の取立てについて貸金業を営む者での他の者から2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名電話番号 電話番号 名称又は氏名及び住所並びに一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

しなけれはならない。	/ 日子牧又をゲスト食堂/
,	弁済をした者に返還しなければならない。
`の 有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還	る求償権等の証書を有するときは、遅滞なく、これをその
 「てその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を	てその全部の弁済を受けた場合において当該受託弁済に係
・い 第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権につい	第二十二条 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等につい
(債権証書の返還)	(債権証書の返還)
しなければならない。	にしなければならない。
)か を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らか
)事 その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事
2名 あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	求があつたときは、当該受託弁済者の商号、名称又は氏名
)請 約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請
〈託 業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、当該受託
	者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当
(済) 3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を	3 前項に定めるもののほか、受託弁済者又は当該受託弁済
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
七 支払を催告する金額	七 支払を催告する金額
六 支払の催告に係る債権の弁済期	六 支払の催告に係る債権の弁済期
五(貸付けの利率)	五 貸付けの利率
	求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
る。四、貸付けの金額	四一受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る
	済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
3A 三 契約年月日	三一受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため 2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため 2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため 2 2 お道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため 2

同 料の提出を命ずることができる。 録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資府 の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登る 第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、こ

料の提出を命ずることができる。 関金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けにの保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

の物件を検査させることができる。

スらせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

4

都道府県知事

ば

資金需要者等の利益の保護を図るため

受託弁済者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し 又は事務所を有するものに限る。 当該職員に、 特に必要があると認めるときは、 て質問させ、 託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該 託弁済者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委 償権等に係る保証契約を締結した保証業者若しくは当該受 又は帳簿書類その他の物件を検査させること 受託弁済者 (当該都道府県の区域内に営業所 その必要の限度にお) の当該受託弁済に係る求 1) ζ

ができる。

6 を提示しなければならない。 示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、 前二項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を 犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

5

5

前

|項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を

要の限度において、 又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、 者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に 者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた 者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業 の保護を図るため特に必要があると認めるときは、 当該職員に、 その登録を受けた貸金業 その必

示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ を提示しなければならない。 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、 犯罪

6 捜査のために認められたものと解してはならない。

読替後	読替前
(生命保険契約の締結に係る制限)	(生命保険契約の締結に係る制限)
第十二条の七 保証等に係る求償権等 (第二十四条の二第二	第十二条の七(貸金業者は、貸付けの契約(住宅資金貸付契
頃に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条か	約(住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供
ら第二十二条までにおいて同じ。) を譲り受けた者は、当該	する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。) 又は住宅
保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約(住宅資金貸付	の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。) その他の
契約 (住宅の建設若しくは購入に必要な資金 (住宅の用に	内閣府令で定める契約を除く。) の相手方又は相手方となろ
供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住	うとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることと
宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。)その他	なる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約
の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方又は相手方とな	において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。
ろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けること	
となる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契	
約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。	
(保証契約締結前の書面の交付)	(保証契約締結前の書面の交付)
第十六条の二の保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当	第十六条の二(貸金業者は、貸付けに係る契約について保証
該保証等に係る求償権等について保証契約を締結しようと	契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結す
する場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令	るまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事
で定めるところにより、次に掲げる事項 (一定の範囲に属	項(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主た
する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契	る債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を
約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を明らかにし、	除く。) を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面

人となろうとする者に交付しなければならない。 | 当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証 |

業者の商号、名称又は氏名及び住所に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金で第十八条第一項第一号において同じ。)及び当該保証等項に規定する保証業者をいう。第十七条第一項第一号及項に規定する保証業者をいう。第十七条第一項第一号及係証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に

二 保証期間

三 保証金額

五

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四一保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき

に掲げる事項
・ 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号

項として内閣府令で定めるもの

2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に、七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第係る求償権等についての保証契約に係る貸付けに係る契約

ばならない。 を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなけれ

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

項として内閣府令で定めるもの

条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事

に掲げる事項

・ 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号

項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ものとみなす。 ものとみなず。 ものとのなず。 ものとのなが、 ものなが、 ものながなが、 ものながが、 ものながが、 ものながが、 ものながが、 ものながが、 ものながが、 ものながが、 ものなががが、 ものながが、 ものなががが、 ものなががが、 ものなががが、 ものながががが、 ものながががが、 ものなががが、 ものながが

該書面の交付を行つたものとみなす。 供することができる。この場合において、貸金業者は、当 、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定める は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定める は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定める の場かに第四十三条第一項において同じ。)の額が同

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法(明治三十二年法律第四十八号)で、これらの者から商法(明治三十二年法律第四十八号)で、これらの者から商法(明治三十二年法律第四十八号)で、これらの者から商法(明治三十二年法律第四十八号)が、正、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に対ける事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければ、「当一等に係る求償権等を譲り受けた者が、「当一等十六条の三」保証等に係る求償権等を譲り受けた者が、「当一等

生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

る旨者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである一当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業

すべきことを定めるものである旨

に係る求償権等を譲り受けた者に対し保険金額の支払を

当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に保証等

	商号、名称又は氏名及び住所
	求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の
	係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る
一(貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に
	債務者に交付しなければならない。
	面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の
	ついて当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする書
	する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。) に
交付しなければならない。	に係るものである場合にあつては、次項の規定により交付
ついてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に	に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付け
なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	府令で定めるところにより、次に掲げる事項 (当該保証等
約を除く。第四項において同じ。) を締結したときは、遅滞	証等に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣
第十七条(貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契)	第十七条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保
(契約締結時の書面の交付)	(契約締結時の書面の交付)
	当該書面の交付を行つたものとみなす。
	において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、
いて、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。	事項を電磁的方法により提供することができる。 この場合
を電磁的方法により提供することができる。 この場合にお	相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる
方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項	該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は
令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手	よる書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当
2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政	2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定に
二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

	の債務者に交付しなければならない。書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約
	及び第三号に掲げるものを除く。)について当該保証等に係
	内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項 (第二号
その相手方に交付しなければならない。	当該保証等に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、
ついてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を	以下この項及び第五項において同じ。)を譲り受けた者は、
なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。
2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞	2 保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係
九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
に掲げる事項	に掲げる事項
八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号	八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号
めがあるときは、その内容	めがあるときは、その内容
七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定	七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定
六 返済期間及び返済回数	六 返済期間及び返済回数
五 返済の方式	五 返済の方式
四一貸付けの利率	四一貸付けの利率
	権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
三一貸付けの金額	三、保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償
	に係る貸付けに係る契約の契約年月日
	る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等
二 契約年月日	二保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係

した貸金業者の商号、 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結 名称又は氏名及び住所

- 契約年月日
- Ξ 極度額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号

に掲げる事

3 八 新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で 係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に 前各号に掲げるもののほか、 内閣府令で定める事項 3

に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保 事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項 (一定の範囲 定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする

4 係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は 他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約 新たに保証契約を締結したときは、 証契約にあつては、 の保証人に交付しなければならない。 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 同項第三号に掲げる事項を除く。) その 遅滞なく、 当該保証等に 内閣府令で

4

貸金業者の商号、 名称又は氏名及び住所

契約年月日

極度額

貸付けの利率

五 兀 返済の方式

七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号 賠償額の予定に関する定めがあるときは、 その内容

に掲げる事項

ればならない。 当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第 ものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなけ 項第三号に掲げる事項を除く。) その他の内閣府令で定める けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、 八 したときは、 一項各号に掲げる事項 (一定の範囲に属する不特定の貸付 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結 前各号に掲げるもののほか、 遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、 内閣府令で定める事項 同

締結したときは、 したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締 遅滞なく、 内閣府令で定めるところによ

1。 書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならなについて当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにするけに係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付定めるところにより、第一項各号に掲げる事項 (当該保証

保証人に交付しなければならない。 長記等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る水償権等を譲り受けた者は、当該保証等にい。 (は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項をは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項をは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項をは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項をは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項をは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項をは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項をは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項をは、近に、近に、近に、対しなければならない。

6 (略)

けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項ののでは、当該保証等に係る求償権等に係る貸付ののででの規定による書面の交付に代えて、政令で定ら第五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定分でにに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に係る求償権等に係る資付けに係る契約又は保証契約に係る、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に

証人に交付しなければならない。る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保り、第一項各号に掲げる事項についてごれらの貸付けに係

保証人に交付しなければならない。契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約のる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本の、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げ、資金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞

6 (略)

7

付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項資金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付資金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付

	一条第二項第四号において同じ。)
じ°)	にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十
けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同	権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(保証契約
三 貸付けの金額 (保証契約にあつては、保証に係る貸付	三(保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償
	に係る貸付けの契約の契約年月日
	る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等
二 契約年月日	
	号、名称又は氏名及び住所
	求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者の商
	係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に
	交付しなければならない。
た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。	り、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に
内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し	ときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところによ
は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、	証等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けた
第十八条(貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又	第十八条(保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保
(受取証書の交付)	(受取証書の交付)
みなす。	
おいて、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものと	のとみなす。
項を電磁的方法により提供することができる。この場合に	償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行つたも
する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事	ることができる。この場合において、 当該保証等に係る求
る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定	から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供す

五 受領年月日 スは元本への充当額

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて゛ 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその

3 した者の承諾を得て)、内閣府令で定めるところにより、 | 求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつ 定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載 済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済を 者に対し、 た者は、当該保証等に係る求償権等又は当該保証等に係る した者に対し内閣府令で定める手続を経、 に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁 係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等 に定める利息の制限額を超えないものに限る。) を譲り受け 一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした 保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係 当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項 当該弁済をした者の承諾を得て(当該保証等に 又は当該弁済を 3

又は元本への充当額四の受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2

ಶ್ಶ

は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて「前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその

受けた者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。る。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲りを記載した書面を当該弁済をした者に交付することができ第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、

一 受領年月日

受領金額

係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承 譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規 合には、 等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けた場 項に定める利息の制限額を超えないものに基づく当該保証 付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第 る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸 係る求償権等に係る貸付けの契約のうち、当該保証等に係 弁済をした者の承諾を得て (当該保証等に係る求償権等を 定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代え 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に 政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する 前二号に掲げるもののほか、 第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令 内閣府令で定める事項 4

諾を得ている場合にあつては、

当該弁済をした者に対し内

受領年月日

受領金額

貸金業者は、 定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定 には、 は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利 磁的方法により提供することができる。この場合において、 項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電 をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事 政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済 のに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合 息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないも Ξ による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、 貸金業者は、貸付けの契約のうち、 前二号に掲げるもののほか、 第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で これらの書面の交付を行つたものとみなす。 内閣府令で定める事項 貸付けに係る契約又

ころにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の	等に係る求償権等を譲り受けた者に対し、内閣府令で定め
府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めると	務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該保証
第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣	第十九条の二 保証等に係る求償権等に係る債務者等又は債
(帳簿の閲覧)	(帳簿の閲覧)
	める事項を記載し、これを保存しなければならない。
	に係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定
	求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付け
	権等に係る貸付けの契約の契約年月日、当該保証等に係る
	等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償
	ついて当該保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証
れを保存しなければならない。	
金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、こ	地)に、その業務に関する帳簿を備え、当該保証等に係る
債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの	業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所
の営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、	令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごと (営
第十九条(貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、そ	第十九条(保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、内閣府
(帳簿の備付け)	(帳簿の備付け)
	たものとみなす。
	る求償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行つ
	供することができる。この場合において、当該保証等に係
	府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提
	得て)、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣
	閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を

求を拒むことができない。 Ź とするものでないことが明らかであるときを除き、 求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査を目的 の閲覧又は謄写を請求することができる。 この場合におい るところにより、 当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。) 当該請 当該請

貸金業者は、 閲覧又は謄写を請求することができる。 ときを除き、当該請求を拒むことができない。 に関する調査を目的とするものでないことが明らかである 当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使 この場合におい ζ

特定公正証書に係る制限

第二十条 らない。 以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託してはな 強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。 保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに 様とする けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、 の予定が定められた当該保証等に係る求償権等に係る貸付 れかに該当する場合には、特定公正証書(債務者等が当該 証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいず 利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 当該保 同

ŧ

第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法

前号に掲げる契約に係る保証契約

2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、

当該保証等に

2

特定公正証書に係る制限)

第二十条 る契約については、特定公正証書 (債務者等が貸付けの契 て同じ。) の作成を公証人に嘱託してはならない。 利息制限 旨の陳述が記載された公正証書をいう。 約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する た貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約について 法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められ 同様とする。 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当す 以下この条におい

第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法

る。 ~

前号に掲げる契約に係る保証契約

貸金業を営む者は、 貸付けの契約につい Ţ 債務者等か

することを証する書面を取得してはならない。定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特

- | でいるでは、 | では、 | でも、 |
- 事項について書面を交付して説明しなければならない。 (ある求償権等に)、内閣府令で定めるところによに係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当に嘱託する場合には、あらかじめ (当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に 4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に 4
- 服することとなる旨は、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に一(保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に
- (公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限) 与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

ならない。ることを代理人に委任することを証する書面を取得してはら、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託す

- に類する関与をしてはならない。任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が
- ることとなる旨特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服す特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服す当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、
- 与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの 一 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 他対価の性質を有するものを除く。) であつて、 法令の規定 その給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は とを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。 係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受けるこ 金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に 下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯 給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以 きないこととされているものをいう。以下同じ。) がその受 を負担し、 該保証等に係る求償権等について、 により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることがで に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又は 又は補助することとされている給付(給与その 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 公的給付 (法令の規定 — 部 当

一 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約に引がる行に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要するをしてはならない。 資金又は貯金の規定により譲り渡し、担保に供し、又はをの親族その他の者 (以下この条において「特定受給権者」であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつで、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はである。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該をしてはならない。

求め、又はこれらを保管する行為 特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特で受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは払込みに必ずる書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは貯金の特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の

とを求める行為 出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をそ の預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うこ

(取立て行為の規制

は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、 求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者 保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る くは業務の平穏を害するような言動をしてはならない。 人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若し 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

照らし相当であると認められないことその他の正当な理 クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪 以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ 由がないのに、 る時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け すること 前号に規定する内閣府令で定める時間帯

正当な理由がないのに、 債務者等の勤務先その他の居

Ξ

正当な理由がないのに、

債務者等の勤務先その他の居

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為 出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金 ഗ

(取立て行為の規制

第二十一条 取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他 言動をしてはならない。 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付け

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認 債務

問すること。 クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪 以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ 由がないのに、 照らし相当であると認められないことその他の正当な理 る時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け 前号に規定する内閣府令で定める時間帯

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ

しないこと。
「おいっと。」の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき四、債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

と。
「活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生」はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務をに係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等、八、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八善債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら弁済することを要求すること。

を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは九、債務者等が、保証等に係る求償権等に係る債務の処理

を要求すること。

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ

しないこと。旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき、債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

兀

い。 活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生一 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

五

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく六、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
・ 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若し九(債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の)

司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)司法書

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。)のいずれか

は氏名及び住所並びに電話番号(保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又)

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

弁済することを要求すること。

(以下この号において「弁護士等」とくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」とくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」とくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」とくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」とくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」と

電話番号 電話番号、名称又は氏名及び住所並びに一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還	合において当該保証等に係る求償権等の証書を有するとき
てその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を	保証等に係る求償権等についてその全部の弁済を受けた場
第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権につい	第二十二条(保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該
(債権証書の返還)	(債権証書の返還)
	しなければならない。
しなければならない。	を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに
を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項
その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び
あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	するに当たり、相手方の請求があつたときは、当該保証等
約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てを
業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から
営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金	受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて
3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を	3 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を譲り
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
七 支払を催告する金額	七 支払を催告する金額
六 支払の催告に係る債権の弁済期	六 支払の催告に係る債権の弁済期
五一貸付けの利率	五一貸付けの利率
	権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
四、貸付けの金額	四、保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償
	に係る貸付けに係る契約の契約年月日
	る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等
三 契約年月日	三保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係

料の提出を命ずることができる。	(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居
録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資	譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所
の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登	ため必要があると認めるときは、保証等に係る求償権等を
第二十四条の六の十の閣総理大臣又は都道府県知事は、こ	第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行する
(報告徴収及び立入検査)	(報告徴収及び立入検査)
2 (略)	2 (略)
	府令で定める方法により、通知しなければならない。
る方法により、通知しなければならない。	これらの規定に係る罰則を含む。) の適用がある旨を、内閣
定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定め	十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、
及び第十七条 (第六項を除く。)の規定を除き、これらの規	第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第
定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二	第二十四条の六の十及びこの項の規定 (抵当証券法第一条
の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規	第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、
六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条	て準用する第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、
第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第	求償権等に関してする行為について次項において読み替え
者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について	の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る
り発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその	の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他
る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証によ	は、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者
に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係	当該保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつて
第二十四条の四(保証業者は、保証等に係る求償権等を他人	第二十四条の四(保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、
(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)	(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)
	ならない。
しなければならない。	は、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければ

2 所 る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料 当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等 域内に営業所又は事務所を有するものに限る。) の当該保証 保証等に係る求償権等を譲り受けた者 該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の当該保証等に係 等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者又は 特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、 の提出を命ずることができる。 に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、 の業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため 以下この条において同じ。)を有するものに対して、 (当該都道府県の区 当 そ 2

都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限当該職員に、保証等に係る求償権等を譲り受けた者(当該特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため

4

料の提出を命ずることができる。

料の提出を命ずることができる。

学者から貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けにのの保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必ら、内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

の物件を検査させることができる。人らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ちの保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

3

者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

5	5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を 5
	件を検査させることができる。
	に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物
	に係る求償権等を譲り受けた者に対する質問若しくは検査
∇	けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該保証等
	た者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受
<u></u>	た保証業者若しくは当該保証等に係る求償権等を譲り受け
<u></u>	る。) の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結し

又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に者若しくは当該貸金業者がら貸金業の業務の委託を受けた

捜査のために認められたものと解してはならない。 6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪 6 を提示しなければならない。

示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ

第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪を提示しなければならない。示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を

捜査のために認められたものと解してはならない。 第三項及び第匹項の規定による立入検査の権限は、犯罪

第十二条Dに「受むや予ご系3枚賞重算で第17円系Dに第一(生命保険契約の締結に係る制限)	第十二条の1. 賞品賞賞式で賞けてのやり、主な資金賞寸型(生命保険契約の締結に係る制限)
	約(住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供等・10条の十一貨会業者に、賃付上の事終(信用資金賃付事
条から第二十二条までにおいて同じ。)を譲り受けた者は、	する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。) 又は住宅
当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約(住宅資	の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。) その他の
金貸付契約(住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅	内閣府令で定める契約を除く。) の相手方又は相手方となろ
の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)	うとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることと
又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。)	なる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約
その他の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方又は相手	において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。
方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受け	
ることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該	
保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはな	
らない。	
(保証契約締結前の書面の交付)	(保証契約締結前の書面の交付)
第十六条の二の受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、	第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証
当該受託弁済に係る求償権等について保証契約を締結しよ	契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結す
うとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣	るまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事
府令で定めるところにより、次に掲げる事項 (一定の範囲	項(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主た
に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保	る債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を

の保証人となろうとする者に交付しなければならない。にし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。) を明らか

住所者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び第十七条及び第十八条において同じ。)及び当該受託弁済(第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者

二保証期間

三 保証金額

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五

条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四

項として内閣府令で定めるもの

に掲げる事項、に掲げる事項をある場合にあつては、第十四条第五号が、日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号

第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七契約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)済に係る求償権等についての保証契約に係る貸付けに係る、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ばならない。を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなけれ除く。) を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

一 保証期間

三 保証金額

四保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四一保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき

項として内閣府令で定めるもの

項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項に掲げる事項

済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行 り提供することができる。この場合において、当該受託弁 者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法によ めるところにより、当該保証契約の保証人となろうとする 合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定 額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場 条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。)の 条第六項及び第七項、 つたものとみなす。 第十八条第三項及び第四項、 第二十

Ιţ 承諾を得て、

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付

第十六条の三(受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が、) 又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支 号)第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとす おいて、これらの者から商法 (明治三十二年法律第四十八 払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合に 当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方 ればならない。 次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなけ るときは、あらかじめ、 内閣府令で定めるところにより、

をすべきことを定めるものである旨 済に係る求償権等を譲り受けた者に対し保険金額の支払 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に受託弁

項 第 一 供することができる。この場合において、 法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合に 該書面の交付を行つたものとみなす。 ところにより、当該保証契約の保証人となろうとする者の 前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定める 号並びに第四十三条第 同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提 頭において同じ。) 貸金業者は、 の <u>額が</u> 当

生命保険契約に係る同意前の書面の交付

第十六条の三 らない。 げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければな Ιţ これらの者から商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第六 ることとなる保険契約を締結しようとする場合において、 方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受け 百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするとき あらかじめ、 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手 内閣府令で定めるところにより、次に掲

る旨 者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであ 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業

(契約締結時の書面の交付) (契約締結時の書面の交付) (契約締結時の書面の交付) (契約締結時の書面の交付) で定めるところにより、次に掲げる事項に ででで定めるところにより、次に掲げる事項に 交付しなければならない。 (契約年月日	場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。 (契約締結時の書面の交付を行つたものとみなす。 (対別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別
	又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方
2	「『天子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子

一(貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又けに係る契約の債務者に交付しなければならない。
	託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明
	(第二号及び第三号に掲げるものを除く。)について当該受
	滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項
その相手方に交付しなければならない。	は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたときは、遅
ついてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を	る。以下この項及び第五項において同じ。)を譲り受けた者
なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限
2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞	2 受託弁済に係る求償権等 (当該受託弁済に係る求償権等
九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
に掲げる事項	に掲げる事項
八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号	八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号
めがあるときは、その内容	めがあるときは、その内容
七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定	七 賠償額の予定 (違約金を含む。以下同じ。) に関する定
六 返済期間及び返済回数	六 返済期間及び返済回数
五 返済の方式	五 返済の方式
四一貸付けの利率	四 貸付けの利率
	求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
三貸付けの金額	三一受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る
	償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
	に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求

は 氏名及び住所

契約年月日

 \equiv 極度額

兀 貸付けの利率

五 返済の方式

賠償額の予定に関する定めがあるときは、 その内容

七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号

に掲げる事項

3 八 済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、 前各号に掲げるもののほか、 内閣府令で定める事項 当該受託弁 3

又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府

する事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項 (一定の 範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とす 令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかに

その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証 る保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。)

契約の保証人に交付しなければならない。

4 又は新たに保証契約を締結したときは、 令で定めるところにより、 済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁 第一項各号に掲げる事項 遅滞なく、 内閣府 (当 該

4

契約年月日

極度額

貸付けの利率

七 五 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号 賠償額の予定に関する定めがあるときは、 返済の方式 その内容

に掲げる事項

当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第 ればならない。 ものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなけ 項第三号に掲げる事項を除く。) その他の内閣府令で定める けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、 したときは、 八 一項各号に掲げる事項 (一定の範囲に属する不特定の貸付 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結 前各号に掲げるもののほか、 遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、 内閣府令で定める事項 同

ıΣ 締結したときは、 したとき、 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結 第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係 又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを 遅滞なく、内閣府令で定めるところによ

ばならない。

がにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなけれ除く。)について当該受託弁済に係る求償権等の内容を明らより交付する書面に記載された事項と同一の内容のものをより交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを式貸付けに係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方

6 (略)

第一項から第五項までに規定する事項を電磁的方法により、第に係る求償権等に係る貸付けに係る契約で定める利息の制限額を超えない場合には、第一係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一万、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁 7

証人に交付しなければならない。る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保

保証人に交付しなければならない。契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約のる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げ、貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞

6 (略)

る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定的の書面の交付若しくは同項の規定により、当該貸付けに係る契約で定める利息の制限額を超えない場合には、第一項若しくはは、第一項をで定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第一項をで定して、政令で定める利息の額が利息制限法第一条第一項がの第一項を表別で定める利息の領域が利息制限法第一条第一項がの第一項の対象を表別でによる書面の交付又は前項の内閣府令で定定の場所を表別で定める利息の額が利息制限法第一条第一項がの場合では、

Д	
	四の受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金
	二十一条第二項第四号において同じ。)
ヌゾ第一 じ。)	契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第
(保証 けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同します。	求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(保証
□係る 三 貸付けの金額 (保証契約にあつては、保証に係る貸付)	三一受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る
	償権等に係る貸付けの契約の契約年月日
はる。水	に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求
武 <u>斜</u> 清 契約年月日	二 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済
	名称又は氏名及び住所
<u> </u>	及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、
<u> </u>	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者
	者に交付しなければならない。
をした た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。	により、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした
ところ 内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し	けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところ
済を受│ は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、│	受託弁済に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受
当該 第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又	第十八条の受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該
(受取証書の交付)	(受取証書の交付)
みなす。	
おいて、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものと	行つたものとみなす。
父付を 項を電磁的方法により提供することができる。この場合に	に係る水償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を
記弁済 する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事	提供することができる。この場合において、当該受託弁済

五 受領年月日

2 六 Ιţ ಶ್ 他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて 前項の規定は、 当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、 前各号に掲げるもののほか、 預金又は貯金の口座に対する払込みその 内閣府令で定める事項 適用す 2

3 で定めるものを交付するときは、 び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令 閣府令で定めるところにより、 定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て)、内 部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済 項に定める利息の制限額を超えないものに限る。) を譲り受 いる場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得て 託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済 をした者に対し、 に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権の全 けた者は、当該受託弁済に係る求償権等又は当該受託弁済 の交付に代えて、 に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであ 受託弁済に係る求償権等(当該受託弁済に係る求償権等 当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第 当該弁済をした者の承諾を得て(当該受 次に掲げる事項を記載した書面を当該弁 一定期間における貸付け及 第一 項の規定による書面 3

受領年月日

Ιţ ಕ್ಕ 他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて 六 五 前項の規定は、 当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、 前各号に掲げるもののほか、 預金又は貯金の口座に対する払込みその 内閣府令で定める事項 適用す

取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを 限額を超えないものに限る。) 又は当該契約の基本となる極 を行つたものとみなす。 次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することが ところにより、 をした者に対し、 部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済 度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全 める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制 できる。 交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約(当該契約で定 この場合におい 一定期間における貸付け及び弁済その他の その者の承諾を得て、 ζ 貸金業者は、 内閣府令で定める 当該書面の交付

の交付を行つたものとみなす。当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面済をした者に交付することができる。この場合において、「

一受領年月日

受領金額

4 受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の 条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく当 業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつ 償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金 内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第 該受託弁済に係る求償権等の全部又は一部について弁済を 係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一 済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に 済に係る求償権等に係る貸付けの契約のうち、当該受託弁 定する弁済をした者の承諾を得て(当該受託弁済に係る求 に代えて、政令で定めるところにより、 一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁 前二号に掲げるもののほか、 内閣府令で定める事項 同項又は前項に規 4

又は当該弁済をした者の承諾を得て)、第一項若しくは前項

に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載す

ては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、

受領年月日

受領金額

には、 貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。 政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済 は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利 磁的方法により提供することができる。この場合において、 項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電 をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事 定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定 のに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合 息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないも による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、 貸金業者は、貸付けの契約のうち、 前二号に掲げるもののほか、 第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で 内閣府令で定める事項 貸付けに係る契約又

当該請求を拒むことができない。を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、

(特定公正証書に係る制限)

第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限貸付けに係る契約 (その定める利息の額が利息制限法

一 前号に掲げる契約に係る保証契約

が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に済に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等2.受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁

ときを除き、当該請求を拒むことができない。に関する調査を目的とするものでないことが明らかである

特定公正証書に係る制限)

も、同様とする。 も、内にいては、特定公正証書(債務者等が貸付けの契 第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当す

第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法

二 前号に掲げる契約に係る保証契約

2

ることを代理人に委任することを証する書面を取得してはら、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託す貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等か

委任することを証する書面を取得してはならない。

3 当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をし てはならない。 成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、 済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁 3

4 ľΪ げる事項について書面を交付して説明しなければならな 償権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を により、 は、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところ 公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつて 済に係る求償権等について、特定公正証書の作成を公証人 に嘱託する場合には、 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁 債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲 あらかじめ (当該受託弁済に係る求 4

は 服することとなる旨 受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に 特定公正証書により、 債務者等が直ちに強制執行に

二 前号に掲げるもののほか、 与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの 債務者等の法律上の利益に

公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

第二十条の二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、

ならない。

に類する関与をしてはならない。 任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ 特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委 貸金業を営む者は、 貸付けの契約について、 債務者等が

ιļ により、 Ιţ げる事項について書面を交付して説明しなければならな 公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつて の契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を 成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ (当該貸付け 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作 当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところ 債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲

ることとなる旨 特定公正証書により、 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、 債務者等が直ちに強制執行に服

二前号に掲げるもののほか、 与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの 債務者等の法律上の利益に

公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

第二十条の二 貸金業を営む者は、 貸付けの契約につい ζ (

当該受託弁済に係る求償権等につい けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。 は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口 ができないこととされているものをいう。以下同じ。) がそ 規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえること その他対価の性質を有するものを除く。) であつて、法令の 又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は 規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用 座に係る資金から当該受託弁済に係る求償権等の弁済を受 の受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者 (以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又 一部を負担し、又は補助することとされている給付(給与 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特 する書面その他のものをいう。) の引渡し若しくは提供を 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 の他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 口座に係る通帳若しくは引出用のカー ド若しくは当該預 特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の 又はこれらを保管する行為 ζ 公的給付 (法令の

出した金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済を一 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

為をしてはならない。 公的給付 (法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付 (法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付 (法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はであつよることができないこととされているものを除く。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者 (以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該資金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に要する。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この条におい込まれた場合に当該資金、以下同じ。)がその受給権者である債務者等の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその公的給付(法令の規定に基づき国とは地方公共団体がその公的給付の対象に対象の規定に基づき国とは地方公共団体がその公的給付(法令の規定に基づき国とは、対象に対象を表する。

本の、又はこれらを保管する行為 「四座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは提供を を若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特 で受給権者が公的給付を受給することができることを証 で受給権者が公的給付を受給することができることを証 で受給権者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の は対込みに必要な情報そ での他当該預金若しくは引出用のカード若しくは当該預 での他当該預金者ので定めるもの又は年金証書その他特 での他当該預金者しくは貯金の引出し若しくは貯金の

出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の一 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

第二十一条 たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私 該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済 た者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当 に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受け 取立て行為の規制 ことを求める行為 その預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行う 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当 第二十一条 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような 取立てをするに当たつて、 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他 の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の 取立て行為の規制 口座 |のある金融機関に委託して行うことを求める行為 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付け 人を威迫し、又は次に掲げる言

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け、送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

ない

生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはなら

言動をしてはならない。

問すること。

問すること。

同すること。

正当な理由がないのに、

債務者等の勤務先その他の居

Ξ

正当な理由がないのに、

債務者等の勤務先その他の居

同すること。 一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認 一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認 一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認 一 正当な理由がないのに、社会通念に 一 に当な理由がないのに、社会通念に 一 に当な理由がないのに、社会通念に 一 に当な理由がないのに、社会通念に 一 に当な理由がないのに、社会通念に 一 に当な理由がないのに、社会通念に 日 であると認められないこと その申出が社会通念に 日 であると認められないこと その申出が社会通念に 日 であると認められないこと その申出が社会通念に 日 であると認められないこと との他の正当な理 といる時間帯に、債務 といる時間帯に、債務

その他の居宅以外の場所を訪問すること。 ァクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先 宅以外の場所に電話をかけ、 電報を送達し、 若しくはフ

兀 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去 しないこと。 た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問

五 活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ 債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生

等に係る債務の弁済資金を調達することを要求するこ れその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権 債務者等に対し、 債務者等以外の者からの金銭の借入

七 弁済することを要求すること 債務者等以外の者に対し、 債務者等に代わつて債務を

八 せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し ている場合において、 を要求すること。 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら 更に債権の取立てに協力すること

九 債務者等が、 受託弁済に係る求償権等に係る債務の処

> その他の居宅以外の場所を訪問すること。 ァクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先 宅以外の場所に電話をかけ、 電報を送達し、 若しくはフ

しないこと。 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去 た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問

兀

はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問.

五

ځ

बॅ् 活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ 債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生

債務の弁済資金を調達することを要求すること。 れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく 債務者等に対し、 債務者等以外の者からの金銭の借入

七 弁済することを要求すること。 債務者等以外の者に対し、 債務者等に代わつて債務 を

八 せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し を要求すること。 ている場合において、 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら 更に債権の取立てに協力すること

九 債務者等が、 貸付けの契約に基づく債権に係る債務の

は司法書士法人 (以下この号において「弁護士等」とい 理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しく られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を 求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要 を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、 な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、 ら書面によりその旨の通知があつた場合において、正当 弁済することを要求すること。 る民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所か に委託し、又はその処理のため必要な裁判所におけ 電報

+ 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁 に掲げる言動をすることを告げること 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか

2

ろにより、 わる電磁的記録を送付するときは、 債務者等に対し、 これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しな 支払を催告するために書面又はこれに代 内閣府令で定めるとこ

償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、

済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求

又は氏名及び住所並びに電話番号 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、 名称

ければならない。

られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を 求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要 報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、 当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、 から書面によりその旨の通知があつた場合におい ける民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所 いう。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所にお くは司法書士法人 (以下この号において「弁護士等」と 処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若し 弁済することを要求すること。 正

+ に掲げる言動をすることを告げること。 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれ か

2 載し、 閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記 委託を受けた者は、債務者等に対し、 づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基 又は記録しなければならない 支払を催告するため

貸金業を営む者の商号、 名称又は氏名及び住所並びに

電話番号

てその全部	済
第二十二条	第二十二条 受托弁斉ご系る投賞を等を譲り受けご替せて当 (債権証書の返還)
	明らかにしなければならない。
しなければならない。	める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に
を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定
その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	
あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当
約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の
業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	いて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の
営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金	リ受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てにつ
3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を	3 前項に定めるもののほか、受託弁済に係る求償権等を譲
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
七 支払を催告する金額	七 支払を催告する金額
六 支払の催告に係る債権の弁済期	六 支払の催告に係る債権の弁済期
五 貸付けの利率	五(貸付けの利率)
四貸付けの金額	四一受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る
	に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求
三契約年月日	三 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済
一 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名	二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登	ため必要があると認めるときは、受託弁済に係る求償権等
第二十四条の六の十の閣総理大臣又は都道府県知事は、こ	第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行する
(報告徴収及び立入検査)	(報告徴収及び立入検査)
2 (略)	2 (略)
	ならない。
	│ ある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければ
府令で定める方法により、通知しなければならない。	の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。) の適用が
これらの規定に係る罰則を含む。) の適用がある旨を、内閣	権については第十六条の二及び第十七条 (第六項を除く。)
十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、	当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債
第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第	二十二条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定 (抵
第二十四条の六の十及びこの項の規定 (抵当証券法第一条	十六条の三、第十七条 (第六項を除く。)、第十八条から第
第十七条 (第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、	いて読み替えて準用する第十二条の七、第十六条の二、第
行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、	託弁済に係る求償権等に関してする行為について次項にお
並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする	ことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受
の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項	金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生した
済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務	つては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸
他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該受託弁	は、当該受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当た
第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を	第二十四条の五 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)	(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)
	ければならない。
しなければならない。	るときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しな
有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還	た場合において当該受託弁済に係る求償権等の証書を有す

料の提出を命ずることができる。録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資

料の提出を命ずることができる。 関金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けにの保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

の物件を検査させることができる。人の物件を検査させることができる。その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ちの保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

4

都道府県知事は、

資金需要者等の利益の保護を図るため

4

受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に対する質問若し ಕ್ಕ 当該職員に、 くは検査に必要な事項に関して質問させ、 受けた者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委 特に必要があると認めるときは、 託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該 該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限 の他の物件を検査させることができる。 した保証業者若しくは当該受託弁済に係る求償権等を譲り) の当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約を締結 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者 (当 その必要の限度にお 又は帳簿書類そ 61 て

又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、者若しくは当該貸金業者がら貸金業の業務の委託を受けた貸金業要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業要の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必

5

|項の規定により立入検査をする職員は、その身分を

5

を提示しなければならない。示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これが二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を

捜査のために認められたものと解してはならない。 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪

法第二十四条の六関係 (改正政令第一条)

2~4 (略)	2~4 (略)
ない。	
旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければなら	
定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。) の適用がある	
ついては第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の規	内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。
号)第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権に	定(これらの規定に係る罰則を含む。) の適用がある旨を、
の十及びこの項の規定(抵当証券法(昭和六年法律第十五	ら第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規
を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六	十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項か
条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項	貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第二
付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二	の他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る
他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸	業を営む者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことそ
貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその	に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金
他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が	<u>において同じ。)</u> は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人
第二十四条(貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を	第二十四条 貸金業を営む者 (貸金業者を除く。以下この項
(債権譲渡等の規制)	(債権譲渡等の規制)
読替前	読替後

4 (略

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

信権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為を 情権を譲り受けた者は、当該債権に係る資金から当該 情権を譲り受けた者は、当該債権に係る資金から当該 まれた場合に当該預金又は貯金の日座により譲り渡し、 でいるものをいう。以下同じ。)がその受給権者である債務 をいう。以下同じ。)がその受給権者である債務 をいう。以下同じ。)がその受給権者である債務 をいう。以下同じ。)がその規定により譲り渡し、 とされている給付(給与その他対価の性質を 者等又は債務者等の親族その他の者(以下この条において でいるものをいう。以下同じ。)がその受給権者である債務 まれた場合に当該預金又は貯金の規定に基づき国又は ができないこととされている給付(給与その規定に基づき国又は を ができないこととされている。)がその規定に基づき国又は がその規定に基づき国又は ができないこととされている。)がその規定に基づき国又は ができないこととされている。)がその規定に基づき国又は ができないこととされている。)がその規定に基づき国又は ができないこととされている。)がその規定により譲り渡し、 では、当該債権に係る資金から当該 を ができないこととされている。)がその規定に基づき国又は ができないこととされている。)がその規定に基づき国又は ができないこととされている。)がその規定に基づき国又は ができないこととされている。)がその規定に基づき国又は ができないこととされている。)がその規定に基づき国又は ができないこととされている。)がその規定に基づき国又は ができないこととされている。)がきの規定に基づき国又は ができないこととされている。)がきの規定に基づき国又は

ならない。

に類する関与をしてはならない。任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が

4 (略)

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

してはならない。

本が、又はこれらを保管する行為 で受給権者が公的給付を受給することができることを証 で受給権者が公的給付を受給することができることを証 で受給権者が公的給付を受給することができることを証 で受給権者が公的給付を受給することができることを証 で受給権者が公的給付を受給することができることを証 する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは払込みに必 する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは当該預 なが、又はこれらを保管する行為

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の二、特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

(取立て行為の規制)

害するような言動をしてはならない。 生活者の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は をででは、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権に係る貸付けの契約に を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づ 第二十一条 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債

められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務一(正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の二善特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

(取立て行為の規制)

められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

問すること。

問すること。

問すること。

同時であると認められないことその他の正当な理
のがないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯
はがないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯
に、債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居三

,はハこに。 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五(はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて

問すること。

『問すること。

『問うること。

『問うること。

『問うること。

『問うること。

『問うること。

『問うること。

『問うること。

『記らし相当であると認められないことその他の正当な理

「記らし相当であると認められないことその他の正当な理

「記述者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

しないこと。
「日の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき四」債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

い。
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五(はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ)

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

要求すること。 貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することをれその他これに類する方法により譲り受けた債権に係る

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

九 IJ ミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、 ため必要な裁判所における民事事件に関する手続をと おいて「弁護士等」という。) に委託し、又はその処理の ら直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更に 該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等か あつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等 若しくは司法書士若しくは司法書士法人 (以下この号に づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人 これらの方法で当該債務を弁済することを要求するこ 債務者等が、譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基 弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知が 電話をかけ、 電報を送達し、若しくはファクシ 当

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく

を要求すること。ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

八

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務を分済することを要求すること。

- に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか
- し、又は記録しなければならない。

 2 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り、
 2 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り。
 2 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り。
 2 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り。
- | 債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並

びに電話番号

一 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

約の契約年月日のび当該債権に係る貸付けに係る契一債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契

四一貸付けの金額及び譲り受けた債権の額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲りる契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸3(前項に定めるもののほか、貸金業を営む者の貸付けに係

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか

載し、又は記録しなければならない。 閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するためづく債権の取立てについて貸金業を営む者での他の者から資金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基

貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

電話番号

一 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

四貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契営が者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金3.前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を

閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、 手方の請求があつたときは、 受けた者その他の者から委託を受けた者は、 の相手方に明らかにしなければならない。 る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、 名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内 当該債権を譲り受けた者の商 当該債権に 係 そ 相

債権譲渡等の規制

第二十四条 る事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づ ては、その者に対し、当該債権が貸金業を営む者の貸付け 法により、 係る罰則を含む。)の適用がある旨を、 十条の二、第二十一条及びこの項の規定 (これらの規定に 読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二 く債権に関してする行為について第二十四条の六において 権を譲り受けた者は、 に係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定め 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債 通知しなければならない。 当該債権を他人に譲渡するに当たつ 内閣府令で定める方

> を、 その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項 しなければならない。 あつたときは、貸金業を営む者の商号、 約に基づく債権の取立てをするに当たり、 内閣府令で定める方法により、 その相手方に明らかに 名称又は氏名及び 相手方の請求が

債権譲渡等の規制

第二十四条 ない。 旨を、 貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその 他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、 号)第一条第一 の十及びこの項の規定(抵当証券法(昭和六年法律第十五 を除く。)、第十八条から第二十二条まで、 条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条 (第六項 付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二 他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸 ついては第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の規 内閣府令で定める方法により、 これらの規定に係る罰則を含む。) の適用がある 貸金業者は、 項に規定する抵当証券に記載された債権に 貸付けに係る契約に基づく債権 通知しなければなら 第二十四条の六 当該債権が

2 4 略

2

4

略

2~4 (略)	2~4 (略)
令で定める方法により、通知しなければならない。	
れらの規定に係る罰則を含む。) の適用がある旨を、内閣府	
六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、こ	法により、通知しなければならない。
一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十	係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方
一項及び第二十四条の六の十の規定(抵当証券法第一条第	十一条及び第二十四条の四第一項の規定(これらの規定に
除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の四第	する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二
の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を	する行為について第二十四条の六において読み替えて準用
証業者が当該保証契約に関してする行為について第十二条	の保証業者に対し、その保証業者が当該保証契約に関して
約を締結するに当たつては、その保証業者に対し、その保	に係る契約について保証契約を締結するに当たつては、そ
「保証業者」という。) と貸付けに係る契約について保証契	として保証を行う者(以下「保証業者」という。) と貸付け
第二十四条の二 賞金業者は、業として保証を行う者 (以下	第二十四条の二 貸金業を営む者 (貸金業者を除く。) は、業
(保証等に係る求償権等の行使の規制)	(保証等に係る求償権等の行使の規制)
読替前	読替後

2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等か二 前号に掲ける契約に係る保証契約	2 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証二 前号に掲ける契約に係る保証契約
る。)	る。) る。)
第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限	第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限
貸付けに係る契約 (その定める利息の額が利息制限法	貸付けに係る契約 (その定める利息の額が利息制限法
	該契約に係る保証契約についても、同様とする。
	当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は当
	第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた
	同じ。)の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限法
	の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において
も、同様とする。	等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨
た貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約について	には、特定公正証書(債務者等が当該保証等に係る求償権
法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められ	に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合
て同じ。) の作成を公証人に嘱託してはならない。 利息制限	十一条までにおいて同じ。) は、当該保証等に係る求償権等
旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条におい	
約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する	条までにおいて同じ。) を取得した保証業者 (第二十四条の
る契約については、特定公正証書 (債務者等が貸付けの契	る保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二
第二十条(貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当す	第二十条 保証等に係る求償権等 (第二十四条の六に規定す
(特定公正証書に係る制限)	(特定公正証書に係る制限)
読替前	読替後

等に係る求償権等について、 委任することを証する書面を取得してはならない。 が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に 債務者等から、 当該債務者等

3 当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をし てはならない。 成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、 等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証

4 略)

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

第二十条の二 ţ は 又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の その受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の とができないこととされているものをいう。以下同じ。) が 用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又 者 (以下この条において「特定受給権者」という。) の預金 の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえるこ 与その他対価の性質を有するものを除く。) であつて、 法令 の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費 口座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受 一部を負担し、又は補助することとされている給付(給 |当該保証等に係る求償権等について、公的給付 (法令 保証等に係る求償権等を取得した保証業者

> ることを代理人に委任することを証する書面を取得しては 5 ならない 当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託す

任する場合には、 に類する関与をしてはならない。 特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、 当該代理人の選任に関し推薦その他これ 債務者等が

3

略

4

第二十条の二 う。以下同じ。) がその受給権者である債務者等又は債務者 る費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされ づく債権の弁済を受けることを目的として、 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 等の親族その他の者 (以下この条において「特定受給権者 差し押さえることができないこととされているものをい であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は ている給付 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) 給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要す 公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその (公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限 貸金業を営む者は、貸付けの契約につい 次に掲げる行

本が、又はこれらを保管する行為 一 特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の 一 特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の 一 特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の 日座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預 一 特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の

とを求める行為の預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うこ出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をそ二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

為をしてはならない。

求め、又はこれらを保管する行為 特定受給権者の預金通帳等 (当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報そのとして政令で定めるもの又は年金証書その他特で受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは出込みに必ずる書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは当該預口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預口をでいる。

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の二(特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

(取立て行為の規制)

ような言動をしてはならない。

「お言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するをの他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者第二十一条(保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は、

められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

(取立て行為の規制)

言動をしてはならない。 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するようない。 の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者で領他 第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの

められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて

問すること。

問すること。

同すること。

同すること。

同時報告等が弁済し、又は債務者等の居宅を訪められないことその他の正当な理照らし相当であると認められないことその他の正当な理照らし相当であると認められないことその他の正当な理照らし相当であると認められないことその他の正当な理別が表演し、前号において、その申出が社会通念に出する。

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフニー正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

,はハこに。 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五(はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて

問すること。

問すること。

明すること。

明すること。

明すること。

明がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ田がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯照らし相当であると認められないことその他の正当な理のがは、前のに、前号において、その申出が社会通念にる時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に高があること。

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

、高、活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこが、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五、はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。

ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく

弁済することを要求すること。七(債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

八

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか

| 保証業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番

둗

一 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日二、保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に

権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額四、保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方のいて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てにつ、前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を取得八、前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

請求があつたときは、

当該保証業者の商号、名称又は氏名

では記録しなければならない。 関府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記 を託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するため 委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するため するとさば、債務者等に対し、支払を催告するため の取立てについて貸金業を営む者その他の者から 2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基

電話番号(資金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに)

| 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

四貸付けの金額

六 支払の催告に

支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金当が、前各号に掲げるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を入り、前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

にしなければならない。 項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らか 及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事

を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項 しなければならない。

2~4 (略)	2~4 (略)
方法により、通知しなければならない。	
に係る罰則を含む。) の適用がある旨を、内閣府令で定める	l)
び第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、これらの規定	を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならな
する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及	<u>の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨</u>
	で、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の五第一項
十八条から第二十二条まで、第二十四条の五第一項及び第	おいて読み替えて準用する第二十条第一項から第三項ま
六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第	者が当該弁済に関してする行為について第二十四条の六に
が当該弁済に関してする行為について第十二条の七、第十	一項の規定の適用がある場合を除き、その者に対し、その
項の規定の適用がある場合を除き、その者に対し、その者	基づく債務の弁済を他人に委託するに当たつては、前条第
づく債務の弁済を他人に委託するに当たつては、前条第一	の項において同じ。)は、貸金業を営む者の貸付けの契約に
第二十四条の三 貸金業者は、貸金業者の貸付けの契約に基	第二十四条の三(貸金業を営む者(貸金業者を除く。」以下こ
(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)	(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)
読替前	読替後

第二十条 貸金業を営む者は、労会長のいでれたに設当を第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が貸付けの契約に一段の陳述が記載された公正証書を担う。以下この条においた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。 1 前号に掲げる契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。 2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が貸付けの契る。	(第二十条) 受託弁済者(第二十一条までにおいて (第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書(債務者等が当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書(債務者等が当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約へて同じ。)の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限方の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限方の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限方の決定が定める利息の間が利息制限を担えるものに限る。 第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。) 第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。) 第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。) 第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。) 第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。) 第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。) 第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)
(特定公正証書	公
読替前	読替後

してはならない。 【嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に】

他これに類する関与をしてはならない。 一人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理3.受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、債務 3.

4 (略

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等につ 第二十条の二 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等の分別を受けることを目的として、次に掲げるがその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付(給与その他対価の性質を有するものを以まりであつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをは差し押さえることができないこととされているものをは差し押さえることができないこととされているものをは差し押さえることができないこととされているものをは差し押さえることができないことされているものをは差し押さえることができないことされているものをは差し押さえることができないことされているものをは、公司を選出の、公司を選出の、公司を選出の、公司を選出の、公司を選出の、公司を記述を表示している。

ならない。ることを代理人に委任することを証する書面を取得してはら、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託す

に類する関与をしてはならない。任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が

(略)

4

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

ことを求める行為その預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行う出した金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済を二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

(取立て行為の規制)

者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

(取立て行為の規制)

者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居三

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五(はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

れその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権一六(債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入)

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

問すること。

問すること。

問すること。

問すること。

問すること。

同時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ
以外の時間帯に、債務者等に規定する内閣府令で定める時間帯
明らし相当であると認められないことその他の正当な理
照らし相当であると認められないことその他の正当な理
明すること。

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフニ 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五(はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

等に係る債務の弁済資金を調達することを要求するこ

۲

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

九 又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要 理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しく られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、 な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、 ら書面によりその旨の通知があつた場合において、 う。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所におけ は司法書士法人 (以下この号において「弁護士等」とい る民事事件に関する手続をとり、 弁済することを要求すること。 債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務の処 これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 弁護士等又は裁判所か 正当 電報

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか

債務の弁済資金を調達することを要求すること。

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

八

を要求すること。ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

九 られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を 求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要 報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信 当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、 から書面によりその旨の通知があつた場合におい ける民事事件に関する手続をとり、 いう。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所にお くは司法書士法人 (以下この号において「弁護士等」と 処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若し 弁済することを要求すること。 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務 弁護士等又は裁判所 正 雷

に掲げる言動をすることを告げること。十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか

2 記載し、又は記録しなければならない。 る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者か 内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を めに書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、 ら委託を受けた者は、債務者等に対し、 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係 支払を催告するた

受託弁済者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話

当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

四 済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る

五 貸付けの利率

求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付け

の金額

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

3 八 弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請 該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、 者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当 前項に定めるもののほか、 前各号に掲げるもののほか、 受託弁済者又は当該受託弁済 内閣府令で定める事項 当該受託

求があつたときは、

当該受託弁済者の商号、名称又は氏名

2 づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から 載し、又は記録しなければならない。 閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記 に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、 委託を受けた者は、債務者等に対し、 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基 支払を催告するため 内

電話番号 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

Ξ 契約年月日

兀 貸付けの金額

六 五 貸付け この利率

支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

3 業を営む者その他の者から委託を受けた者は、 営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金 八 あつたときは、 約に基づく債権の取立てをするに当たり、 前項に定めるもののほか、 前各号に掲げるもののほか、 貸金業を営む者の商号、 貸金業を営む者又は貸金業を 内閣府令で定める事項 名称又は氏名及び 相手方の請求が 貸付けの契

にしなければならない。項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らか及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事

を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項

しなければならない。

125 / 276

2 (略)		知しなければならない。	む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通		する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二	等に関してする行為について同条において読み替えて準用し	府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権	けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣	係る求償権等が貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の貸付	人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に	十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。)を他	第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等 (第二) 第	(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)	読替後
2 (略)	る方法により、通知しなければならない。	定に係る罰則を含む。) の適用がある旨を、内閣府令で定め	及び第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、これらの規	定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二	の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規	六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条	第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第	者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について	り発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその	る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証によ	に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係	第二十四条の四(保証業者は、保証等に係る求償権等を他人	(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)	読替前

2	2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に (債務者等が当該保証等に係る契約又は当該契約に係る保証契 (債務者等が当該保証等に係る契約又は当該契約に係る保証契 (債務者等が当該保証等に係る契約又は当該契約に係る保証契 (債務者等が当該保証等に係る契約又は当該契約に係る保証契 (債務者等が当該保証等に係る契約又は当該契約に係る保証契 (債務者等が当該保証等に係る保証契約に係る保証等に係る求償権等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る不履 る。)
約 旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条におい受 約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する「第二十条(貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当す(特定公正証書に係る制限) 読替前	げた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約条まで及び第二十四条の四第一項において同じ。)を譲り受第二十条(保証等に係る求償権等で、第二十四条の六に規定す(特定公正証書に係る制限)

することを証する書面を取得してはならない 定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任

3 代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしては 公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、 係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に 当該 3

4 (略)

ならない。

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 を負担し、又は補助することとされている給付(給与その その給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部 とを目的として、 係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受けるこ 金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に 下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯 給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以 きないこととされているものをいう。以下同じ。) がその受 により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることがで 他対価の性質を有するものを除く。) であつて、 法令の規定 に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又は 該保証等に係る求償権等について、公的給付(法令の規定 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当 次に掲げる行為をしてはならない。

> ることを代理人に委任することを証する書面を取得しては ならない

に類する関与をしてはならない。 任する場合には、 特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、 当該代理人の選任に関し推薦その他これ 債務者等が

略

4

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約につい う 為をしてはならない。 づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 等の親族その他の者 (以下この条において「特定受給権者 差し押さえることができないこととされているものをい であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は ている給付 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) る費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされ 給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要す 公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその 公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限 以下同じ。) がその受給権者である債務者等又は債務者

する書面その他のものをいう。) の引渡し若しくは提供を 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 の他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預 特定受給権者の預金通帳等(当該預金若しくは 貯金 の

出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をそ とを求める行為 の預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うこ

求め、又はこれらを保管する行為

特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

求め、又はこれらを保管する行為 する書面その他のものをいう。) の引渡し若しくは提供を 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特 の他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 口座に係る通帳若しくは引出用のカー ド若しくは当該預 特定受給権者の預金通帳等(当該預金若しくは 貯金

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為 出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

(取立て行為の規制

第二十一条 は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、 求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者 保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る くは業務の平穏を害するような言動をしてはならない。 人を威迫し、 められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該 又は次に掲げる言動その他の人の私生活若し 、債務

(取立て行為の規制

第二十一条 取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権 言動をしてはならない。 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付け **ത**

者等に電話をかけ、 められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 正当な理由がないのに、 若しくはファクシミリ装置を用い 社会通念に照らし不適当と認

者等に電話をかけ、

若しくはファクシミリ装置を用いて

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファーがないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯照らし相当であると認められないことその他の正当な理照ら 間がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯に、債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフニー正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五(はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等六、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

問すること。

『問すること。

その他の居宅以外の場所を訪問すること。ァクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフー 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

い。
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五(はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づくへ、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入し

に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。

を要求すること。

ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。) のいずれか

2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に

2

債務の弁済資金を調達することを要求すること。

を要求すること。ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

九 処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若し られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を 求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要 報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、 当な理由がないのに、債務者等に対し、 から書面によりその旨の通知があつた場合において、 ける民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所 いう。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所にお くは司法書士法人 (以下この号において「弁護士等」と 弁済することを要求すること。 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の 電話をかけ、 正 雷

- 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基に掲げる言動をすることを告げること。 1 のいずれか十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。)のいずれか

い、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければり、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければ磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところによ等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等

はこれながは近れば、は同時で表し、民証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又

は氏名及び住所並びに電話番号

当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等三、保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係

Ξ

契約年月日

権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額四、保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償

に係る貸付けに係る契約の契約年月日

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八が一角と見に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てを当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて3.前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を譲り

載し、又は記録しなければならない。 閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するためづく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から

貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

一 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名電話番号

四貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を

を、 その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項 するに当たり、 に係る求償権等を譲り受けた者の商号、 なければならない。 内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに 相手方の請求があつたときは、 名称又は氏名及び 当該保証等

を、 その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項 しなければならない。 あつたときは、 内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに

(保証等に係る求償権等の譲渡の規制

第二十四条の四 らない。 Ιţ 当該保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつて その者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為につ る旨を、 の項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用があ いて第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条 営む者(貸金業者を除く。)の貸付けに係る契約に係る保証 により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びに 頃から第三項まで、第二十条の二、 その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業を 内閣府令で定める方法により、 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 第二十一条及びこ 通知しなければな

保証等に係る求償権等の譲渡の規制

第二十四条の四 る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証によ る方法により、 及び第十七条 (第六項を除く。) の規定を除き、これらの規 の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規 者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為につい り発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係 定に係る罰則を含む。) の適用がある旨を、 定する抵当証券に記載された債権については第十六条の「 六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条 第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第 略) 通知しなければならない。 保証業者は、保証等に係る求償権等を他 内閣府令で定め

2

2

略

133 / 276

名称又は氏名及び

貸金業を営む者の商号、

読替後	読替前
(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)	(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)
第二十四条の五 受託弁済者 (次条に規定する当該弁済をし	第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を
た者をいう。) は、当該受託弁済者が弁済をした受託弁済に	他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該受託弁
係る求償権等(同条に規定する受託弁済に係る求償権等を	済に係る求償権等が貸 <u>金業者</u> の貸付けの契約に基づく債務
<u>いう。)</u> を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当	の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項
該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者 (貸金業者を	並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする
除く。)の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生した	行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、
ことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受	第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、
託弁済に係る求償権等に関してする行為について同条にお	第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条
いて読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、	第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第
第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定 (これらの規	十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、
定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定め	これらの規定に係る罰則を含む。) の適用がある旨を、内閣
る方法により、通知しなければならない。	府令で定める方法により、通知しなければならない。
2 (略)	2 (略)

第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限っている。	る。)第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限
貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法	一(貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制艰法)約についても、同様とする。
	償権等に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契
	を超える賠償額の予定が定められた当該受託弁済に係る求
	に嘱託してはならない。 利息制限法第四条に定める制限額
	正証書をいう。以下この条において同じ。) の作成を公証人
	の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公
	務者等が当該受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行
も、同様とする。	次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書(債
た貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約について	者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約が
法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められ	で及び第二十四条の五第一項において同じ。)を譲り受けた
て同じ。) の作成を公証人に嘱託してはならない。 利息制限	る求償権等をいう。)を除く。以下この条から第二十一条ま
旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条におい	等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係
約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する	条の二第一項に規定する保証業者をいう。)が取得した保証
る契約については、特定公正証書 (債務者等が貸付けの契	する受託弁済に係る求償権等をいい、保証業者(第二十四
第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当す	第二十条 受託弁済に係る求償権等 (第二十四条の六に規定
(特定公正証書に係る制限)	(特定公正証書に係る制限)
読替前	読替後

二 前号に掲げる契約に係る保証契約

委任することを証する書面を取得してはならない。が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に済に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等2.受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁

てはならない。
 当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をし成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、「済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作3.受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁

4 (略)

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

(以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又見る。 (以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又はその給付の事業に関する事務に要する費用の受給権者である債務者等又は債務者等の治済に係る求償権等について、公的給付(法令の第二十条の二 受託弁済に係る求償権等について、公的給付(法令の第二十条の二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、

二 前号に掲げる契約に係る保証契約

ならない。
ることを代理人に委任することを証する書面を取得してはら、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託す2.貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等か

に類する関与をしてはならない。任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が

3

(略)

公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

4

という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該等の親族その他の者 (以下この条において「特定受給権者」であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又はがあ合情の全部又は一部を負担し、又は補助することとされる費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされる的給付 (結与その他対価の性質を有するものを除く。) がその発にという。) がその規定に基づき国又は地方公共団体がその第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、

求め、又はこれらを保管する行為 中に係る資金から当該受託弁済に係る求償権等の弁済を受 座に係る資金から当該受託弁済に係る求償権等の弁済を受 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特 の他当該預金をは当該預金とができることを証 を証書をいる。)の引渡し若しくは提供を

ことを求める行為その預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行う出した金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済を二一特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

為をしてはならない。づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基

求め、又はこれらを保管する行為 で受給権者が公的給付を受給することができることを証要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特で受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。) の引渡し若しくは払込みに必要な情報そり座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預工が、又はこれらを保管する行為

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の一 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

(取立て行為の規制)

生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはならたつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けに係る求償権等を譲り受けた者との他の者から委託を受け第二十一条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当

(取立て行為の規制)

言動をしてはならない。 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するようない。 の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他 第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの

ない。

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務一正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

問すること。

「は務者等が弁済し、又は連絡を受け」
「は務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け」
「は務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け」
「は務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け」

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフニ 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居ニ

りないにい。 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五(はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフニ 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

しないこと。 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生工」はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ

ځ

等に係る債務の弁済資金を調達することを要求するこれその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

ع

ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八善債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

を要求すること。

九

水し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求めていまでである民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所における送達し、若しくは弁護士法人だしくは司法書士若しくは介護士法人では対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくは弁護士法人だしくは司法書士若しくはの人、債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務の処力、債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務の処力、債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務の処力、債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務の処力、

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ

چ

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

七

を要求すること。ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求めい。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所においう。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所においる。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所においる。) に委託し、又はその処理のため必要な裁判所においる。) に委託し、以下この号において「弁護士等」と処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しの理を弁護士若しくは弁護士法人若しく債権に係る債務の

七 支払を催与する 金額	七 支払を催告する金額
六 支払の催告に係る債権の弁済期	六 支払の催告に係る債権の弁済期
五貸付けの利率	五(貸付けの利率)
	求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
四貸付けの金額	四一受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る
	償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
	に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求
三 契約年月日	三 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済
当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名	二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
電託班班号	又は氏名及び住所並びに電話番号
貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称
	ければならない。
載し、又は記録しなければならない。	ろにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しな
閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記	わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるとこ
に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内	債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代
委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するため	償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、
づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から	済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求
2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基	2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁
に掲げる言動をすることを告げること。	に掲げる言動をすることを告げること。
十 債務者等に対し、前各号 (第六号を除く。)のいずれか	十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか
弁済することを要求すること。	弁済することを要求すること。
られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を	られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を

3 八 明らかにしなければならない。 める事項を、 は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定 取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、 り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てにつ 該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又 者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の いて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の 前項に定めるもののほか、受託弁済に係る求償権等を譲 前各号に掲げるもののほか、 内閣府令で定める方法により、その相手方に 内閣府令で定める事 項 当 3

(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)

第二十四条の五 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者第二十四条の五 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者第二十四条の五 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者第二十四条の五 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者

その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項 業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契 営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについ 八 しなければならない。 を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに あつたときは、 約に基づく債権の取立てをするに当たり、 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を 前各号に掲げるもののほか、 貸金業を営む者の商号、 内閣府令で定める事 名称又は氏名及び 相手方の請求が て貸金 項

(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)

第二十四条の五 済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務 第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第 第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、 並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項 他人に譲渡するに当たつては、 これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、 行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、 十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、 項に規定する抵当証券に記載された債権につい 受託弁済者は、 受託弁済に係る求償権等 その者に対し、 当該受託弁 内 閣

読替後	読替前
第11条のコーデ密製剤の受力力の最近であるではあるで置すで、「生命保険契約の締結に係る制限)	第一1を2013で登録されて登せたのでの(生ででを受けなり)(生命保険契約の締結に係る制限)
者	内
貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方	手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受
又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支	けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当
払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合に	該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としては
は、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故と	ならない。
してはならない。	
(契約締結前の書面の交付)	(契約締結前の書面の交付)
第十六条の二(略)	第十六条の二(略)
2 (略)	2 (略)
3 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた	3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結
者は、当該債権について保証契約を締結しようとする場合	しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、
には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定める	内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(一定の
ところにより、次に掲げる事項(一定の範囲に属する不特	範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とす
定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつ	る保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を明
ては、第三号に掲げる事項を除く。)を明らかにし、当該保	らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証
証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人とな	契約の保証人となろうとする者に交付しなければならな
ろうとする者に交付しなければならない。	V.

約を締結した貸金業者の商号、 債権を譲り受けた者及び当該債 名称又は氏名及び住 権 に係る貸付けに係 所 る

- 保証 期間
- 三 保証 金額

兀 保証 の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五. 条の規定の趣旨その他の連帯保証 は くとして内閣府令で定めるも 保証人が主たる債務者と連帯 民法 (明治二十九年法律第八十九号) して債務を負担するとき 債 一務の内容に関する事 第四百五 十四四

4 者は、 六 たものとみなす。 を電磁的方法により提供することができる。 1 るところにより、 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた 前各号に掲げるものの 当該債権を譲り受けた者は、 同項の規定により明らかにすべきものとされる事 前項の規定による書面の交付に代えて、 同項の保証 ほ か、 人となろうとする者の承諾 内閣府令で定める事 当該書面の交付を行 この場合にお 政令で定め 項 0 項 を 4

> 貸金業者の 商 号 名称 又は氏名及び

- 保証 期 間
- 三 保証 金額

兀 保証 の範囲に関する事項 で内閣府令で定めるも

五. 条の規定の趣旨その他の は、 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 連帯保証 債務の内容に関する事 第四百五 十四四

六 項として内閣府令で定めるもの 前各号に掲げるもののほ か、 内閣府令で定める事 項

ろうとする者の承諾を得て、 ができる。 すべきものとされる事項を電磁的方法により提供すること けの契約の相手方となろうとする者又は前項の保証 政令で定めるところにより、 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、 この場合におい て、 第一 前三 貸金業者は、 |項の規定により明 項若しくは第二項の貸付 当該書面の交 5 人とな かに

(生命保険契約に係る同 意前 \mathcal{O} 書 面 \mathcal{O} 交付

付を行つたものとみなす。

第十六条の三

(生命保険契約に係る同

意前

0

書

面

 \mathcal{O}

交付

譲り受けた者が、

は

相手方となろうとする者の死亡によつて保険

金額

を受けることとなる保険契約

貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を 当該債権に係る貸付けの契約の相手方又 を締結しようとする場合にお の支払 第十 これらの者から商法 方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受け ることとなる保険契約を締結しようとする場合におい 六条の三 貸金業者が、 明 治三十二年法律第四 貸付けの契約の相 十八号) 手方又は 第六 相

住 所

きは、 掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければ 第六百七十四条第 11 ٠ ر これ あらかじめ、 5 \mathcal{O} 者から商 一項の規定による同意を得ようとすると 内閣府令で定めるところにより、 法 (明治三十) 年 法律第四 十八号) 次に

譲り受けた者に対し保険金額の支払をすべきことを定め るものである旨 当該保険契約が、 これらの者が死亡した場合に債権 を

2 者は、 を行つたものとみなす。 る事項を電磁的方法により提供することができる。 合において、 は相手方となろうとする者の承諾を得て、 るところにより、 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた 前号に掲げるもの 前項の規定による書面の交付に代えて、 当該債権を譲り受けた者は、 当該債権に係る貸付けの契約の相手方又 のほ か、 内閣府令で定める事項 当該書面の交付 同項各号に掲げ 政令で定め この場 2

らない。 は、 げる事項を記載し 七十 あらかじめ、 兀 [条第 項 た書面をこれらの者に交付しなければな 内閣府令で定めるところにより、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によ る同 意を得ようとするとき 次に掲

百

る旨 者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるもの 当該保険契約が、 これらの者が死亡した場合に貸金 であ

1 を電磁的方法により提供することができる。 方となろうとする者の承諾を得て、 令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相 貸金業者は、 前号に掲げるもののほ 貸金業者は、 前項の規定による書面の交付に代えて、 当該書面の交付を行つたものとみなす。 か、 内閣府令で定める事 同項各号に掲げる事 この場合にお 項 項 手 政

(契約締結時の書面の交付)

なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項 (極 を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に基づく債 貸付けに係る契約に基づく 貸金業者の貸付けに係る契約 当該債権を譲り受けたときは、 ・債権にあつては、 一個度方式基本契約 次項の 遅滞

(契約締結時の 書 面の 交付

第十七条 なく、 約を除く。 第四項において同じ。) を締結したときは、 交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、 ついてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に 内閣府令で定めるところにより、 貸金業者は、 貸付けに係る契約 次に掲げる事項に 極度方式 遅滞

2 \equiv 項 内閣府令で定めるところにより、 り受けた者は、 七 六 五. 兀 債務者に交付しなければならない。 極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該債権 及び第三号に掲げるものを除く。)について当該債権に係る 八 るものを変更したときも、 に記載した事項のうち、 <u>ものを除く。) に</u>ついて当該債権の内容を明らかにする書 規定により交付する書面に記載され を当該債権の債務者に交付しなければならない。 契約を締結した貸金業者の商号、 のうち、 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契 貸付けの金額及び の契約年月日 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る 賠償額の予定に関する定めがあるときは、 返済の方式 貸付け 前各号に掲げるもののほか、 返済期間及び返済回 $\hat{\mathcal{O}}$ 重 利率 一要なも 当該債権を譲り受けたときは、 のとして内 重要なものとして内閣府令で定め 数 同様とする。 閣 内閣府令で定める事項 次に掲げる事項 府 名称又は氏名及び住所 当該 令で定めるもの た事項と 書面 記記載 同 その内容 遅滞なく 当該 \mathcal{O} (第二号 を変更 内 た事 書 容 \mathcal{O} 面 面 \mathcal{O} 2 とが た事 なく、 七 五. 兀 三 変更したとき その相手方に交付しなければならない。 八 六 ŧ 重 ついてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、 要 項のうち、 貸付 貸付 ないときとして 賠償額の予定に関する定めがあるときは、 契約年月 貸金業者の 前各号に掲げるもののほ 同 返済期間及び返済回 返済の方式 な 内閣府令で定めるところにより、 様とする ŧ け け \mathcal{O} 0 0) とし 利率 金 (当該相手方の利 商 重要なものとして内閣 額 7 号 内 内 閣 閣 名 称 府 府令で定めるときを除く。) 数 令で 又は氏名及び か、 定め 益の保護に支障を生ずるこ 内閣府令で定める事項 るも 府令で定めるもの 0 住所 当該書面 次に掲げる事項に を変更し その内・ に記載し たとき 遅滞 同

ことがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も 同 たとき (当該債権 の債務者 \mathcal{O} 利 益 \mathcal{O} 保護に支障を生ずる

金業者の商号、 譲り受けた債権に係る極度方式基本契約を締結し 名称又は氏名及び住所 た貸

契約年月日

貸付けの元本の 示する場合にあ 極度額 (貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対 いつては、 残高の上限として極度額を下回る額を提 当該下回る額及び極度額

兀 貸付けの利率

五.

返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、 その内容

3 者は、当該債権について保証契約が締結されているとき 七 貸金業者の貸付けに係る契約に基 前各号に掲げるもののほ か、 内閣府令で定める事項 づく債権を譲り受けた

する事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項 る保証契約にあつては、 範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とす 令で定めるところにより、 又は新たに保証契約を締結したときは、 他 の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証 同項第三号に掲げる事項を除く。) 当該保証契約の内容を明らかに 遅滞なく、 内閣 定の 府

三項各号に掲げる事項

(一定の範囲

に属する不特定の貸付

同

当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二

したときは、

遅滞なく、

内閣府令で定めるところにより、

保

証

人に交付しなけれ

ばなら

ない。

当 該

書面

に記

載

 \mathcal{O} れ

て内 閣

府令で定めるも

0

を変更

L

たときも、

.様と

ばならない。

当該書面

に記載した事項

のうち、重要なも

ŧ

のを記載した書面を当該保証

契約

 \mathcal{O} 他

保証人に交付しなけ 1の内閣府令で定める

項第三号に掲げる事項を除く。) その

けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、

様とする。

貸金業者の商号、 名称又は氏名及び住所

契約年月日

貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提 極度額 (貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対

3 六 五. 几 七 貸金業者は、 示する場合にあ 賠償額の予定に関する定めがあるときは、 貸付けの利率 前各号に掲げるもののほ 返済の方式 貸付けに係る契約に つては、 当該下回る額及び か、 内閣府令で定める事 ついて保証契約を締 極度額 その内容 項 結

を変更したときも、同様とする。 した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるもの

4 該書面 者は、 これらの保証契約の保証人に交付しなければならない。 で定めるものを変更したときも、 のを除く。) について当該債権の内容を明らかにする書面 又は新たに保証契約を締結したときは、 定により交付する書面に記載された事項と同一 方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の 令で定めるところにより、 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた 当該債権について保証契約が締結されているとき、 に 記載した事項のうち、 第一項各号に掲げる事項 重要なものとして内閣府 同様とする。 遅滞なく、 の内容の 内閣 (極度 当 令 を £1 規 府 4

5 より、 式保証契約の保証人に交付しなければならない。 極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方 掲げるものを除く。)について当該極度方式保証契約 されているときは、 るものを変更したとき に ·受けた者は、 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲 ることが 第二項各号に掲げる事項 (同項第二号及び第三号に た事項のうち、 ないときとして 当該債権につい 遅滞なく、 (当該保証 重要なものとして内閣府令で定 内 内閣府令で定めるところに て極度方式保証契約 閣 人の 府 令で 利 益 定めるときを除 の保護に支障を 当該 に係る が 綿結 書 面

する。

り、 たときも、 証 る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の 締結したときは、 したとき、 のうち、 人に交付しなければならない。 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証 第一 重要なものとして内閣 項各号に掲げる事項についてこれらの貸付 同様とする。 又は貸付けに係る契約で保証契約に係るもの 遅滞なく、 内閣府令で定めるところによ 府令で定めるものを変更 当該書面に 記載した事項 契約 を締 保

する 契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証 なく、 ないときとして内閣 項のうち、 保証人に交付しなければ る事項について当該極度方式保証契約 したとき 貸金業者は、 内閣府令で定めるところにより、 (当該保証 重要なものとして内閣府: 極度方式保証契約を締結したときは、 府令で定めるときを除く。)も、 人の 利益 ならない。 の保護に支障を生ずることが 当該 令で定めるもの に係る極度方式基 書面 第二項各号に掲げ 田に記載 を変更 契約 同 た事 遅 \mathcal{O} 本

5

6 略 ţ 同 様とする。

7 者は、 えて、 ことができる。 ら第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供する に係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた これらの書面の交付を行つたものとみなす。 政令で定めるところにより、 第一項から第五項までの規定による書面の交付に代 この場合において、 当該債権を譲り受けた 当該債権に係る貸付け 第一項か

6 略

7 これらの書面の交付を行つたものとみなす。 内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法によ 書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、 り提供することができる。この場合において、 の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の 定めるところにより、 の規定により第一 交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項 貸金業者は、第一 項前段若しくは第四項前段の規定による 項から第五項までの規定による書面 当該貸付けに係る契約又は保証契約 政令で

(受取 証書の交付

第十八条 ちに、 記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならな 全部又は一 受けた者は、 内閣府令で定めるところにより、 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り 部について弁済を受けたときは、 当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の 次に掲げる事項を その都度、 直

(受取証書の交付)

第十八条 た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。 内閣府令で定めるところにより、 は一部について弁済を受けたときは、 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部 次に掲げる事項を記載 その都度、 直ちに、 又

債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約

契約年月日

 \mathcal{O}

約年月日

一締結した者の商号、

名称又は氏名及び住所

債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付け

0) 契約

貸金業者の商号、

名称又は氏名及び住所

っては、 譲り受けた債権 一項第四 保証に係る貸付けの 「号において同じ。) の額 及び貸付け 金額。 \mathcal{O} 金 次条及び第二十一条 額 (保証報 契約 に あ

三

貸付け

の金額

(保証

歴契約に

あ

つては、

保証に係

る貸付

けの

金額

次条及び第二十一条第二項第四号において同

又は元本への充当額四の受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金

五 受領年月日

は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつてのが項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその六、前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2

る。

3 契約に基づく債権の全部又は一 り受けた者は、 の承諾を得て)、内閣府令で定めるところにより、一定期間 た者の承諾を得ている場合にあつては、 面として内閣府令で定めるものを交付するときは、 合において、 おける貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載 承諾を得て 規定による書 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲 内閣府令で定める手続を経 当該弁済をした者に対し、 (当該債権を譲渡した者が既に当該弁済 当該債権又は当該債権に係る極度方式保証 굽 の交付に代えて、 部について弁済を受け 次に掲げる事 又は当該弁済をし 当該弁済をした者 当該弁済をした者 項 第 心た書 を記 た者 た場場 項 3

又は元本への充当額四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金じ。)

五 受領年月日

て、 基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約 交付することができる。 定めるものを交付するときは、 府令で定めるところにより、 づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合に 当該書面の交付を行つたものとみなす。 交付に代えて、 弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約 当該弁済をした者に対し、 次に掲げる事項を記載 この場合にお 第一 定期間における貸付け その者の承諾を得て、 項 の L 1 た書面をその者に 規定による書面 及び 内閣 お

4 者は、 受けた者は、 当該債権を譲り受けた者は、 項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電 をした者の承諾を得て 交付を行つたものとみなす。 ものとみなす。 磁的方法により提供することができる。この場合におい をした者の承諾を得て)、第一項若しくは前項に規定する事 政令で定めるところにより、 による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、 \mathcal{O} をした者に対し内閣府令で定める手続を経、 弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済 定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定 た書 場合において、 張簿の備付け 貸金業者の貸付けに係る契約に基 受領金額 受領年月日 前二号に掲げるもの 第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で 面 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り を当該弁済をした者に交付することが 内閣府令で定めるところにより、 当該債権を譲り受けた者は、 「当該債権を譲渡した者が既に当該 0 ほ これらの書面の交付を行つた 同項又は前項に規定する弁済 か、 内閣府令で定める事項 づく債権を譲り受けた 又は当該 当該書面 その営業所 できる。 弁済 \mathcal{O} 第十九条 4 代えて、 の営業所又は事務 項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に 閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第 三 とみなす。 において、 事項を電磁的方法により提供することができる。 定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき する弁済をした者の承諾を得て、 帳 貸金業者は、第一項に規定する書面 簿の備付け 受領金額 受領年月日 前二号に掲げるもののほ 政令で定めるところにより、 貸金業者は、 貸金業者は、 所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、 内閣府令で定めるところにより、 これらの書面の交付を行つたもの か、 第一 内閣府令で定める事 項若しくは前 同項又は前項 0 交付又は前項の この場合 へに規定 項 に規 内

服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条	務者等が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債務の不履
けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に	ついて、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債
者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付	受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に
第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務	第二十条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り
(特定公正証書に係る制限)	(特定公正証書に係る制限)
	当該請求を拒むことができない。
	を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、
ときを除き、当該請求を拒むことができない。	当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査
に関する調査を目的とするものでないことが明らかである	ができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、
貸金業者は、当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使	害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求すること
閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、	に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利
ころにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の	者その他内閣府令で定める者は、当該債権を譲り受けた者
府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めると	譲り受けた者の当該債権の債務者等又は債務者等であつた
第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣	第十九条の二 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を
(帳簿の閲覧)	(帳簿の閲覧)
	ない。
	閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければなら
	月日、当該債権の額及び貸付けの金額、受領金額その他内
	いて当該債権の譲受年月日及び当該貸付けの契約の契約年
れを保存しなければならない。	当該債権の債務者ごとに当該債権に係る貸付けの契約につ
金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、こ	は、住所地又は居所地)に、その業務に関する帳簿を備え、
債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの	又は事務所ごと「営業所又は事務所を有しない者にあつて

取得してはならない 公正証書をいう。 行 人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面 \mathcal{O} 場 合に直ちに 以下この条において同じ。)の作成を公証 強制 執 行に服する旨 \mathcal{O} 陳述が記載さ れ を た

2 者は、 その他これに類する関与をしてはならない。 代理人に委任する場合には、 債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた 当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、 当該代理人の選任に関し推薦 2

3 じめ に、 契約を締結する場合にあつては、 資金需要者等に対し、 \mathcal{O} 特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、 者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、 して説明しなければならない。 間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権 内閣府令で定めるところにより、 (当該債権に係る貸付けの契約に係る資金需要者等と 次に掲げる事項について書面を交付 当該契約を締結するまで 債務者等となるべき を 譲り受けた あらか 3

履行 強制 譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基づく債務の の場合には、 執行に服することとなる旨 特定公正 証書に より、 債務者等が *直ち 不

前 掲げるもの 0 ほ か、 債務者等 Ò 法 律 Ë \mathcal{O} 利 益 に

> 委任することを証する書面を取得してはならない。 お į١ て同 υ₀ \mathcal{O} 作成を公証 人に嘱 託することを代 理

に

に類する関与をしてはならない。 任する場合には、 特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理 貸金業を営む者は、 当該代理人の選任に関し推薦その他これ 貸付けの契約につい て、 債務者等 人に委

げる事 V : は、 公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつて の契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を 成を公証 により、 貸金業者は、 当該契約を締結するまでに)、 項につい 債務者等となるべき資金需要者等に対し、 人に嘱託する場合には、 貸付け て書面を交付して説明しなければならな の契約につい あらか 内閣府令で定めるところ て、 だめ 特定公正 (当該貸付け 証 次に掲 ō

ることとなる旨 定公正証書により、 当該貸付けの契約に基づく債務の 債務者等が直ちに強制執行に服 不履行の場合には、

前号に掲げるも 0 0 ほ か 債務者等 0) 法 律 上 \mathcal{O} 利 益 に

与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

第二十条の二(貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を)第(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

権に \mathcal{O} た場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該債権 又は債務者等の親族その他の者 るものをいう。 に供し、 る事務に要する費用の全部又は一 共団体がその給付に要する費用又はその給付 譲り受けた者 定受給権者」という。)の預金又は貯 ものを除く。)であつて、 ることとされている給付 弁済を受けることを目的として、 ついて、 又は差し押さえることができないこととされ は、 公的給付 以下同じ。)がその受給権者である債務者等 当該債権に係る貸付けの契約に基づく債 (法令の 法令の規定により (給与その他 規定に基づき国又は地 (以下この条において 部を負担 次に掲げる行為をして 金の口座に払 対価 譲り渡 į の性質を有する の事業に関す 又は補助 V 込まれ てい 方公 担保 特 す

口 ななも 他当 受給権者が 座に係る通帳若しくは引出 特定受給権者の しくは貯金の 該 \mathcal{O} 預金若しくは貯金 と して政 公的 引出し若 預 給付を受給することができることを証 令で定め 金通 帳等 の引出 る しくは払込みに必要な情報そ もの 用のカード若しくは当 (当該預金若しくは) 又は年 し若しくは払込みに必 金 一証書その 貯 該 他 金 特 預 \mathcal{O}

は

ならない。

、公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

府

令

で

定

めるも

 \mathcal{O}

う。 等の 為をしてはならない。 預金又は貯 という。) 差し押さえることができないこととされているもの る費用の全部又は づく債権の弁済を受けることを目的として、 であつて、 ている給付 給付に要する費用又はその給付 公的給付 十条の二 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者 親族その他の者 の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 (法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその 法令の規定により譲り渡し、 金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 (給与その他 貸金業を営む者は、 一部を負担し、 (以下この条において 「特定受給権者 対価の性質を有するものを除く。) 0 又は補助することとされ 事業に関する事務に要す 貸付けの契約に 担保に供し、 次に掲げる行 又は を て、

要なも の他当該預金若し 金若しくは貯金 定受給権者が 口 座に係る通帳若しくは引出 特定受給権 \mathcal{O} として政 公的 者の \mathcal{O} 給付を受給することができることを証 令で定める くは貯金の引出 引出し若しくは払込みに必要な情報そ 預 金通 帳等 もの 用のカード若しくは (当該 又は年 し若しくは払込みに必 預 金若しくは 金 証 書その 当 貯 他特 該 金 預

す 求 る書 又はこ 面 その れらを保管する行為 他 0 t \mathcal{O} をい 、 う。) 0 引渡 し若、 しくは 提 供 を

 \Box 出 [した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯 座 特定受給権者に当該預金又は貯金 \mathcal{O} ある金 融 機関に委託 して行うことを求める行為 一の払出しとその 金 払 \mathcal{O}

取 立て行為の規制

第 げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害する 債 委託を受けた者は、 \mathcal{O} り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権 権 取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者か 0 取立てをするに当たつて、 貸金業者の貸付けに係る契約に基 -当該債権に係る貸付けの契約に基づく 人を威迫 Ĺ づ く債 又は次に掲 権を 譲 5

送信し、 者等に電話をかけ、 正当な理由が れる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 又は債務者等の居宅を訪問すること。 ないのに、 若しくはファクシミリ装置を用 社会通念に照らし不適当と認 債務 て

ような言動をしてはならない

る時 照らし 債務者等が弁済し、 閉を申 な \mathcal{O} 時 相当であると認 間 \mathcal{O} に、 帯 し出た場合において、 前号に規定する内 債務者等に電 又は連絡し、 められないことその他 配話をかり 閣 その申出が社会通念に 府令で定める時 若しくは連絡 け、 若しくは の 正当な を受け ファ 間 理

> 求め、 す る書 面そ 又はこれらを保管する行為 $\bar{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} をい , う。) \mathcal{O} 引 渡 し若 しくは 提供 を

出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯 П 座のある金融 特定受給権者に当該預金又は貯金 機 関に委託 して行うことを求める行為 \mathcal{O} 払 出 しとその 金 払 \mathcal{O}

、取立て行為の規 制

第二十一 動その 取立てをするに当たつて、 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その の者から委託を受けた者は、 言動をしてはならない。 他 0 貸金業を営む 人の私生活若しくは業務の平穏を害するような 者又は貸金業を営 人を威迫し、 貸付けの契約に基づく債権 又は次に掲げる言 む者の貸付け 他 \mathcal{O}

送信し、 者等に電話をかけ、 8 6 正当な理 れる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 又は債務者等の居宅を訪問すること。 一由が ない のに、 若しくはファクシミリ装置を用 社会通念に照ら 不 適当 債務 一と認 7

照らし 以 る時期を申 由 債務者等が弁済し、 が な \mathcal{O} 時 相当であると認められないことその他 1 間 \mathcal{O} 帯に、 に、 し出た場合において、 前 債 号に規定する内 務者等に電話をか 又は連絡し、 その 閣 若しくは 府令で定める時 申出 け、 若しくは が社会通念に の 連 正当な 受け ファ 間 玾

問すること。 クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

しないこと。
「いかかれたにもかかわらず、当該場所から退去」で場所において、債務者等から当該場所から退去すべき」の、債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

た。活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

要求すること。
「質付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを
がその他これに類する方法により譲り受けた債権に係る
、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

問すること。 クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフェ当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

しないこと。 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべきで場所において、債務者等から当該場所から退去すべき

兀

と。
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこが、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく六、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し人債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

を要求すること。 1 る場合にお 1 て、 更に 債権 0 取 <u>\f\</u> てに協力すること

九 該債務を弁済することを要求し、 ミリ装置を用いて送信し、 に あつた場合において、 ため必要な裁判所における民事事件に関する手続 若しくは司法書士若しくは司法書士法人 おいて「弁護士等」という。)に委託し、 づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法 対し、 れらの方法で当該債務を弁済することを要求するこ 直 債務者等が、 [接要求しないよう求められたにもかかわらず、 弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知 電話をかけ、 譲り受けた債権に係る貸付け 正当な理 電報を送達し、 又は訪問する方法により、 一由がないのに、 これに対し債務者等か 若しくはファクシ 又はその処 (以下この の契約に基 債務者等 号に 更に をと 理 当 が 九

+ 掲げる言動をすることを告げること。 債務者等に対し、 前各号 (第六号を除く。) のいずれ カゝ

2

2 は け に 者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立て これ た者は、 ついて当該債権を譲り受けた者その 金業者の貸付け に代わる電 債務者等に対し、 磁的 に係る契 記録を送付するときは、 支払を催告するために書面 約に基づく債権 他の者から委託を受 を 内 譲 閣 り 受けた 府 令で 又

> を要求すること。 1 る場合に お 1 て、 更 んに債 権 0 取 立 てに協力すること

7

求し、 弁済することを要求すること。 られたにもかかわらず、 又は訪問する方法により、 報を送達し、 当な理由がないのに、 から書面によりその旨の通知があつた場合におい ける民事事件に関する手続をとり、 いう。)に委託し、又はその処理のため必要な裁判所にお くは司法書士法人 処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係 これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 (以下この号におい 債務者等に対し、 更にこれらの 当該債務を弁済することを要 弁護士等又は裁 て 方法で当該債務 電話をかけ、 「弁護士等」 る債 て、 判 務 電 لح 正 所

+ に掲げる言動をすることを告げること。 債務者等に対し、 前各号 (第六号を除く。) 0) 1 ず ħ カゴ

委託を受けた者は、 閣 に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、 づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から 府 貸 令で定めるところにより、 (金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付け 債務者等に対し、 これに次に掲げる事 支払を催告するため \hat{O} 契 約 項 を記 内

(債権証書の返還)	(債権証書の返還)
	方に明らかにしなければならない。
しなければならない。	で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手
を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令
その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	請求があつたときは、当該債権を譲り受けた者の商号、名
あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の
約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付
業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた
営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金	に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの
3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を	3 前項に定めるもののほか、貸金業者の貸付けに係る契約
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
七 支払を催告する金額	七 支払を催告する金額
六 支払の催告に係る債権の弁済期	六 支払の催告に係る債権の弁済期
五 貸付けの利率	五 貸付けの利率
四 貸付けの金額	四貸付けの金額及び譲り受けた債権の額
	約の契約年月日
三 契約年月日	三 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契
二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名	一 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
電話番号	びに電話番号
一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに	一債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並
	は記録しなければならない。
載し、又は記録しなければならない。	定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又

(報告徴収及び立入検査)	(報告徴収及び立入検査)
2~4 (略)	2~4 (略)
	める方法により、通知しなければならない。
定 める方法により、通知しなければならない。	規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定
の 規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定	並びに第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、これらの
項 並びに第十七条 (第六項を除く。) の規定を除き、これらの	記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項
に 記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項	和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券に
昭	第二十四条の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法(昭
、 第二十四条の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法(昭	第十七条 (第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、
一、 第十七条 (第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、	二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、
十 条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、	てする行為について次項において読み替えて準用する第十
し 付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二	その者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関
に 他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸	基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びに
に 貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその	その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に
、 他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が	り受けた者は、当該債権を他人に譲渡するに当たつては、
第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を	第二十四条(貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲
(債権譲渡等の規制)	(債権譲渡等の規制)
	に返還しなければならない。
者 しなければならない。	証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者
の 有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還	についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権に
権 てその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を	り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権
第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権につい	第二十二条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲

第二十 つては、 るものに対して、 ため必要があると認めるときは、 に営業所又は事務所 ることができる 匹 基づ 条の 住所又は居所。 六 く債権を譲り受けた者で当該都道 0 + その業務に関し報告又は資料の提出を命 都道府県知事 (営業所又は事務所を有しない者にあ 以 下この 条において同じ。) 貸金業者の貸付けに係る は この法律を施 府県の を有す 行する 区域 内

2 託を受けた者に対して、 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者 権に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を 又は当該債権を譲り受けた者から当該債権に係る業務の に限る。 特に必要があると認めるときは、 都道府県知事は、 「該都道府県の の当該債権について保証契約を締結した保証業者 区域内に営業所又は事務所を有するもの 資金需要者等の利 当該債権を譲り受けた者の当該 その必要の限度におい 益の保護を図るため . て、 債 委 2

3 せ 所若しくは事務所に立ち入らせ、 \mathcal{O} けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者 必要があると認めるときは、 都道 又は帳 .域内に営業所又は事務所を有するもの 府県知事は、 簿書類その 資金需要者等の利益の保護を図るため 他の物件を検査させることができる。 当該職員に、 その業務に関して質問さ に限る。) 貸金業者 (当該都道府県 の営業 O貸付

命ずることができる。

村の提出を命ずることができる。 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益 対の提出を命ずることができる。

3 その \mathcal{O} 入らせ、 \mathcal{O} 物件を検査させることができる。 保護を図るため必要があると認めるときは、 内閣総理大臣又は都道 登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち その業務に関して質問させ、 府県 、知事は、 資金需要者等の 又は帳簿書類その 当 員に、 利

4 他の物件を検査させることができる。 は検査に必要な事項に関して質問させ、 立ち入らせ、 権に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に を有するものに限る。) 譲り受けた者 特に必要があると認めるときは、その必要の限度におい た保証業者若しくは当該債権を譲り受けた者から当該債 一該職員に、 都道. 府県知 当該債権を譲り受けた者に対する質問若しく 貸 事 (当該都道府県の区域内に営業所又は事務所 金業者の は、 資 の当該債権について保証契約を締結 金需要者 貸付 け 等 に係る契 \mathcal{O} 利 益 又は帳簿書類その 、約に基 \mathcal{O} 保 洗護を図 づく債権を るため . て、 4

5 6 捜 を提示しなければならない。 示す証明書を携帯し、 査のため 前 項 項及び第四項の規定による立 0 に認め 規定により立入検査をする職員は、 られたものと解してはならない。 関係者の請求があつたときは、 入 検査 の権限は、 その身分を これ 犯罪

5

前

一項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を

示す証明書を携帯し、

関係者の請求があつたときは、

これ

要の 又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ 者の営業所若しくは事務所に立ち入ら 者若しくは当該貸金業者から貸金業の 者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業 \mathcal{O} 保護を図るため特に必要があると認めるときは、 限度において、 当該職員に、 その せ、 業務の委託を受けた 登録を受けた貸 当該貸金業者に その 金業 必

捜査のために認められたものと解してはならない。6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪を提示しなければならない。

内

閣

総理大臣

又は都道

府県知事

は

資

金需

要者等

 \mathcal{O}

利

第十二条の七 呆証等ご系る扠賞雀等「7第二十四条の二第三」第十二(生命保険契約の締結に係る制限) - (生命保険契約の締結に係る制限)	読替前
信言の付きの作者の第二日の11911	第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約(住宅資金貸付契(生命保険契約の締結に係る制限)
項に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条が	約その他の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方又は相
ら第二十二条までにおいて同じ。)を取得した保証業者(次) 毛	手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受
条第六項に規定する保証業者をいう。)は、当該保証等に係した。	けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当
る求償権等に係る貸付けの契約(住宅資金貸付契約その他) 該	該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としては
の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方又は相手方となした	ならない。
ろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けること	
となる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契	
約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。	
(契約締結前の書面の交付)	(契約締結前の書面の交付)
第十六条の二 (略) 第十	第十六条の二(略)
2 (略) 2	(略)
3 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証 3	貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結
等に係る求償権等について保証契約を締結しようとする場 1	しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、
合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定め	内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(一定の
るところにより、次に掲げる事項 (一定の範囲に属する不) 節	範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とす
特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあ	る保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を明
つては、第三号に掲げる事項を除く。)を明らかにし、当該	らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証

4 者は、 同 兀 \equiv 六 五. なろうとする者に交付しなければならない。 保 により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法によ 定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、 生 **胚契約** 提供することができる。この場合において、 -六条の三 項の保証人となろうとする者の承諾を得て、 条の規定の趣旨その他 は、 所 項として内閣府令で定めるも る契約を締結した貸金業者の商号、 保証 命 保証 保証 保証 証等に係る求償権等を取得した保証業者は、 前各号に掲げるもののほ 保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付け 保険契 当該 民法 金額 の範囲に 期 人が主たる債務者と連帯 0 書面の交付を行つたものとみなす。 間 内容を説明する書 約に係る同意前 (明治二十九年法律第八十九号) 保 証 関する事項で内閣府令で定めるもの 等 、係る求 |の連帯保証 0 か、 面 償 書 を当 権等を取得 面 内閣府令で定める事項 して債務を負担するとき の交付 該 債務の内容に関する事 條保証契 名称又は氏名及び住 ï 第四百五 約 同項の規定 0 前項の 保 保 該保証業 証 証 十四四 に係 業者 人と 規 第十六条の三 4 ろうとする者の承諾を得て、 政令で定めるところにより、 兀 三 \ \ \ 契 付を行つたものとみなす。 ができる。 すべきものとされる事項を電磁的方法により提供すること け 六 五. (生命保険契約に係る同意前 の契約の 約 貸金業者は、 条の規定の は、 項として内閣府令で定めるもの 保証 保証 保証 保証 前各号に掲げるもののほ 貸金業者の商号、 \mathcal{O} 民法 保 金額 の範囲に関する事項で内閣府令で定めるも 期 人が主たる債務者と連帯 証 この場合におい 相手方となろうとする者又は前項の保証 間 人となろうとする者に 趣旨その他 (明治二十九年法律第八十九号) 貸金業者が、 前 三項の規定による書面の交付に代えて、 名称又は氏名及び \mathcal{O} 貸付け 連帯保証債務の内容に関する事 第一 か、 0 前三項の規定により明らかに 書 貸金業者は、 項若しくは第二項の貸付 内閣府令で定める事 $\hat{\mathcal{O}}$ 面 して債務を負担するとき 交付 契約の の交付 住所 L な 相 第四百五 け 手方 当該書面の交 れ 又は ば 一人とな な 項 十四四 5 相 手 な

が、 するときは、あらかじめ、 支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合 方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の ればならない。 次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなけ において、これらの者から商法 当該保証等に係る求償権等に係る貸付け 第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようと 内閣府令で定めるところにより、 (明治三十二年法律第四十 Ó 契約 \mathcal{O} 相 手

者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであー。当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に保証業

合において、当該保証業者は、当該書面の交付を行つたも2 は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げは相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げてよる書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、定による書面の交付に代えて、政令で定める事項の規一、前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであ当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業

る旨

2 を電磁的方法により提供することができる。この場合にお 方となろうとする者の承諾を得て、 11 令で定めるところにより、 貸金業者は、 前号に掲げるもののほか、 貸金業者は、 前項の規定による書面の交付に代えて、 当該書面の交付を行つたものとみなす。 貸付けの契約の相手方又は 内閣府令で定める事 同項各号に掲げる事項 相 手 政

(契約締結時の書面の交付)

のとみなす。

(契約締結時の書面

の交付

等に係る求償権等を取

得したときは、

遅滞なく

保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、

内当

約を除く。第四項において同じ。) を締結したときは、遅滞第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約 (極度方式基本契

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞	2 保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
六 返済期間及び返済回数	六 返済期間及び返済回数
五 返済の方式	五 返済の方式
四 貸付けの利率	四 貸付けの利率
	権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
三 貸付けの金額	三 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償
	係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
二 契約年月日	二 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に
	所
	る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住
一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	一 保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係
	更したときも、同様とする。
	事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変
	の債務者に交付しなければならない。当該書面に記載した
	書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約
も、同様とする。	について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする
重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき	付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)
交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、	けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交
ついてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に	等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付
なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項 (当該保証

ことがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 契約の債務者に交付しなければならない。 同様とする。 を変更したとき(当該債務者の利益の保護に支障を生ずる する書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る は、当該保証等に係る求償権等を取得したときは、 以下この項及び第五項において同じ。)を取得した保証業者 に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかに る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限 二号及び第三号に掲げるものを除く。) について当該保証等 た事項のうち、 内閣府令で定めるところにより、 重要なものとして内閣府令で定めるもの 次に掲げる事項 当該書面 遅滞な 品に記載 る。 (第

その なく、 様とする とがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 変更したとき た事項のうち、 ついてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を 相手方に交付しなければならない。 内 閣 府令で定めるところにより、 (当該相手方の利益の 重要なものとして内閣府令で定めるものを 保護に支障を生ずるこ 当該書面に記載し 次に掲げる事項に 同

した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結

二 契約年月日

示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提一 極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し

四 貸付けの利率

五 返済の方式

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住

所

二 契約年月日

示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提三 極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し

四 貸付けの利率

五 返済の方式

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

3 契約の保証 その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証 等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、 る保証契約にあつては、 範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とす する事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項 又は新たに保証契約を締結したときは、 を変更したときも、 令で定めるところにより、 た事項のうち、 保証等に係る求償権等を取 人に交付しなければならない。 重要なものとして内閣府令で定めるもの 同様とする 同項第三号に掲げる事項を除く。) 当該保証契約の内容を明らかに 得した保証業者は、 遅滞なく、 当該書面 当該保 (一定の 内閣 に 記載 府 証

4 貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定によ 又は新たに保証契約を締結したときは、 する書面をこれらの保証契約 く。) について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかに 令で定めるところにより、 等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、 閣 府 する書面に 当該書面に記載 係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式 令で定め るもの 記 載された事 を変更し した事項のうち、 第一項各号に掲げる事項 の保証 項と たときも、 同 人に交付しなけれ 遅滞なく、 の内容の 重 同 要なものとし 様とする。 もの 当該保証 内閣府 を除 ばな 4

3 する。 当該 ものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付し 項第三号に掲げる事項を除く。) 三項各号に掲げる事項 のとして内 ればならない。 けに係る債務を主たる債務とする保証 したときは、 貸 保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二 金業者は、 閣 遅滞なく、 府令で定めるものを変更したときも、 当該書面 貸付けに係る契約について保証契約 (一定の範囲に属する不特定の 内閣府令で定めるところに に記載した事項のうち、 その 他の内閣府令で定める 契約にあつては、 重要なも より、 を 同 なけ 貸付 様 同

のうち、 証 る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約 締結したときは、 したとき、 たときも、 人に交付しなければならない。 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約 第一 項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係 重 |要なものとして内閣府令で定めるものを変更 又は貸付けに係る契約で保証契約に係るもの 同 様とする 遅滞. なく、 内閣府令で定めるところによ 当該 書面 に 記載 た事 0 項 保

7 6 5 ることができる。 ら第五項までの規定による書 た事項のうち、 約の保証 基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契 等に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されて れ から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供 けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、 8 とがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 変更したとき <u>のを除く。) に</u>ついて当該極度方式保証契約に係る極度方式 るときは、 様とする。 二項各号に掲げる事項 るところにより、 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、 保証等に係る求償権等を取 略 取 : 書面の交付を行つたものとみなす。 証 人に交付しなければならない。 書 ō 遅滞なく、 交付 (当該保証 重要なものとして内閣府令で定めるもの この場合に 当該保証等に係る求償権等に係る貸付 内閣府令で定めるところにより、 (同項第二号及び第三号に掲げるも 人の利益の保護に支障を生ずるこ おい 得した保証業者は、 面の交付に代えて、 当該 当該書面に記載し 保 証業者は、 当該保 政令で定 第一 第一項 項 ے を す カュ 同 第 1 証 7 6 5 これらの書面の交付 り提供することができる。 内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法によ の相手方の承諾を得て、 書面 する。 項のうち、 る事 なく、 定めるところにより、 の規定により第一 交付又は前項の ないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 保証人に交付しなければ 契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証 したとき (受取 貸金業者は、 貸 項に 「の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、 金業者は、 略 松証書の 内閣府令で定めるところにより、 ついて当該極度方式保証契約に係る極度方式基本 (当該保証 重要なものとして内閣府令で定めるものを変更 交付 第一 内閣府令で定める書面の 極度方式保証契約を締結したときは、 項前段若しくは第四項前段の規定による を行 項から第五項までの規定による書i 人の 当該貸付けに係る契約又は保証契約 前各項に 利益 つたものとみなす。 ならない。 この場合において の保護に支障を生ずることが 規定する事項又 当該 交付若しく 書面に記載 第二項各号に掲げ 政令で した事 契約 前項 同様と は 同 面 遅 項 滞 \mathcal{O}

第十 該保証等に係る求償権等の全部又は一 者に交付しなければならない により、 け たときは、 条 次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、 その都度、 直ちに、 内閣府令で定めるところ 部について弁済を受 当

約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所一保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けの契

係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日二年証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に

一条第二項第四号において同じ。)
にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(保証契約三、保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその

3 保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係)

る。

は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又

た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載して、日本のでは、

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

じ。) けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同三 貸付けの金額「保証契約にあつては、保証に係る貸付

五 受領年月日

2

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

は、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその

貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の

3

る

仓

当該 保証業者は、 付に代えて、 めるものを交付するときは、 済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定 場合にあつては、 結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得てい 債権の全部又は一部について弁済を受けた場合におい 該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく 令で定めるところにより、 る手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て)、 を取得した保証業者は、 る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るも た者に交付することができる。 |該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締 (弁済をした者に対 当該書面の交付を行つたものとみなす。 次に掲げる事項を記載 当該弁済をした者に対し内閣府令で定め Ĺ 当該保証等に係る求償権等又は当 当該弁済をした者の承諾 一定期間における貸付け及び 第一 この場合において、 項の規定による書面 した書面を当該弁済を のに限る 内閣 を得て る。 て \mathcal{O} 該 交 弁 る 府

一 受領年月日

4 規定する書面 付若しくは同項 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、第一項に に代えて交付 受領金額 前 一号に掲げるも の交付又は する書面 の規定により第 \mathcal{O} 前項の 0) 0 交付 ほ か、 内閣府令で定める書面 に代 項 内 閣 えて、 の規定による書面 府 令で定める事 政令で定め ると 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 交 交

> 当該 て、 定めるものを交付するときは、 府令で定めるところにより、 基 交付することができる。 交付に代えて、 弁済その他の取引の状況を記載し づく債権の全部又は 本となる極度方式基本 当該弁済をした者に対 書面の交付を行つたものとみなす。 次に掲げる事項を記載 一部につい この場合にお 子契約に 定期間における貸付け 係 第 その者の承諾を得て、 て弁済を受けた場合に た書 る極 項の 1 面 度 L た書面をその 規定による書面 として内閣 方式 て、 保証 貸金業者は 契約 府令 . 及び 内閣 お に

一 受領年月日

4 代 項 三 閣 こえて、 0 府令で定める書面 貸金業者は、 規定による書面 前 受領金額 一号に掲げるもの 政 令で定めるところに 第 項に規定する書 の交付に代えて交付する書面 の交付若しくは同 \mathcal{O} ほ か、 より、 内閣府へ 面 項 の交付又は前項 同 の規定により第 令で定める 項 Ź は 前 の交付に 項 項 \hat{O} 規 内 定

(帳簿の閲覧)	(帳簿の閲覧)
	ければならない。
	額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しな
	求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金
	日、当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る
	該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月
	等について当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当
れを保存しなければならない。	係る求償権等に係る債務者ごとに当該保証等に係る求償権
金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、こ	
債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの	(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は
の営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、	閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごと
第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、そ	第十九条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、内
(帳簿の備付け)	(帳簿の備付け)
	らの書面の交付を行つたものとみなす。
	ことができる。この場合において、当該保証業者は、これ
	定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する
	第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で
とみなす。	で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て)、
において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたもの	ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令
事項を電磁的方法により提供することができる。この場合	約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得
定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき	を得て「当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契
する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規	ころにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾

第十 が明ら V) 者の 務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、 に 限 定めるところにより、 におい る。 九 権 .係る求償権等を取得した保証業者に対し、 条 利の て、 かであるときを除き、 \mathcal{O} の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合 当該保証業者は、 行使に関する調査を目的とするものでないこと 保証 等に係る求 前条の帳簿 当該請求を拒むことができな 当該請求が当該請求を行つた 償 権等に係る債務者等又は (利害関係がある部分に 内閣府 当該保証 令で 証 債

(特定公正証書に係る制限)

旨の て同じ。) の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任 権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する 務者等が特定公正証書 該保証等に係る求償権等について、 ることを証する書面を取得してはならない。 陳述が記載された公正証書をいう。 保証等に係る求償権等を取 (債務者等が当該保証等に係る求償 得 債務者等から、 した保証 以下この条にお 業者は、 当該 当 す 債

2 成を公証 等に係る求償権等につい 該代理 証 等に係る求償権等を取得した保証業者は、 人の 人に嘱託することを代理人に委任する場合には、 選 任 に関 し推薦その て、 債務者等が特定公正証書の 他 これに類する関与を 当 該保証 作

> 第十 閲覧又は謄写を請求することができる。この場合におい ころにより、 府令で定める者は、 ときを除き、 に関する調査を目的とするものでないことが明らかである 貸金業者は、 九 条の二 当該請求を拒むことができない。 当該請求が当該請求を行つた者の権利の 前条の帳簿 債務者等又は債務者等 貸金業者に対し、 (利害関係がある部分に限る。) で 内閣府令で定めると あ つた者その 他 行 内 て、 \mathcal{O} 使 閣

(特定公正証書に係る制限)

第二十条 委任することを証する書面を取得してはならない。 に 服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。 けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制 者等から、 おいて同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に 貸金業を営む者は、 当該債務者等が特定公正証 貸付け の契約につい 書 (債務者等が 以下この条 て、 執 行に · 貸 付 債

2 任する場合には、 特定公正証 に類する関与をしてはならない 貸金業 書の む者は、 作成を公証人に嘱託することを代理 当該代理人の 貸付け の契 選任 約 関し推薦その他これ て、 債務者等 が

3 \ \ \ げる事項について書面を交付して説明しなければならな 等に係る求償権等について、 により、 は 証 権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公 に 嘱託する場合には、 保証等に係る求 人に 当該契約を締結するまでに)、 · 嘱 債務者等となるべき資金需要者等に対し、 託する旨を約する契約を締結する場合にあ 償権等を取 あらかじめ 特定公正証書の作成を公証 得した保証業者 内閣府令で定めるところ (当該保証 は、 等に係る求 当該保 次に掲 つて 償 証 \ <u>`</u> は、

は、 保証等に 特定公正証書により、 係 償 権等 債務者等が直ちに強制執行に 係 る債務の 不履行の 場 合 12

与える影響に関する事項として内閣府令で定めるも 益 \mathcal{O} 12

服することとなる旨 前号に掲げるもののほか、 債務者等の法律上の 利

第 与その は、 は 用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又 0 規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費 十条の二 規定により譲 公的給付に係る預金通帳等の保管等の 当該保証等に係る求償権等につい 部を負担 他 対価 Ļ の性質を有するものを除く。)であつて、 保証等に係る求償権等を取得した保証 ŋ 渡 又は補助することとされている給付 担 保に供 て、 又は差し押さえるこ 制 公的給付 限 (法令 法令 業者

3 により、 げる事項について書面を交付して説明しなけれ 公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつて の契約に係る資金需要者等との間で特定公正 成を公証 貸 当該契約を締結するまでに)、 金業者は、貸付け 債務者等となるべき資金需要者等に対し、 人に嘱託する場合には、 \mathcal{O} 契約 に 0 あらかじめ 内閣府令で定めるところ 1 て、 特 定 証書の 公正 (当該貸付け ばなら 証 次に掲 作成を 0 作

特定公正証書により、 ることとなる旨 当該貸付け \mathcal{O} 契約に 債務者等が直ちに強制執行に 債務 \mathcal{O} 不履行の 場合に 服 は

える影響に関 前号に掲げるもののほか、 する事項として内閣府令で定めるも 債務者等の法律 Ë $\overline{\mathcal{O}}$ 利 益 に

第二十条の二 差し であつて、 る費用の全部又は 公的給付 ている給付 給付に要する費用又はその給付の 、公的給付に係る預金通帳等の 押さえることができないこととされてい (法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその 法令の規定に (給与その他 貸金業を営む者は、 部を負担し、 対価の性質を有するものを除く。) より譲り渡 保管等の 又は補 事業に関する事務に要す 貸付けの契約に 制限 担 莇 「保に供し、 っすることとされ るも 0 又は を

とが けることを目的として、 又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯 者 その受給権者である債務者等又は債務者等の親族その П 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特 座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受 求 する書面その他のものをいう。)の 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 口 (以下この条において「特定受給権者」という。) の かめ、 他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 |座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預 特定受給権者の預金通帳等 できな 又はこ いこととされ れらを保管する行為 次に掲げる行為をしてはならない。 ているも (当該預金若しくは貯金の 0 をいう。 引渡し若しくは提供を 以 下 同 (T) 預金 金 他 \mathcal{O} が \mathcal{O}

とを求める行為の預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うこの預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うこ出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をそ一 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

う。 為をしてはならない。 づく債権 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) 等の親族その他の者 以下 同 \mathcal{O} の預金又は貯金の υ₀ 弁済を受けることを目的として、 が その受給権者であ (以下この条において「特定受給権者 口座に払い込まれた場合に当該 る債務者等又は 次に掲げる行 賃務者

求め、 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特 する書面その他のものをいう。) 0 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 口座に係る通帳若しくは引出 他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 特定受給権者の預金通帳等 又はこれらを保管する行為 用のカード若しくは当 (当該預金若しくは貯 0) 引渡し若しくは提供 該 金 預

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の一 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

(取立て行為の規制)

第

保証等に

[係る求償権等を取得した保証業者又は

取

立て行為の

規制

当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証

他

 \mathcal{O}

者から委託を受けた者は

当

該保証

等に

係る求

償

業者

の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他第二十一条(貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの

げる言動 権 ような言動をしてはならない。 \mathcal{O} 取 ぞその 寸. てをするに当たつて、 他 (T) 人の私生活若し くは業務の平穏を害する 人を 威迫 į 又は 次に掲

送信し、 者等に電話をかけ、 6 正当な理 れる時 又は債務者等の居宅を訪問すること。 由が 間帯として内閣府令で定める時間帯に、 ないのに、社会通念に照らし不適当と認 若しくはファクシミリ装置を用い 債務 7

る時 照らし相当であると認められないことその他の正当な理 問 以外の時間帯に、 クシミリ装置を用いて送信し、 「 が な い 債務者等が弁済し、又は連絡し、 すること。 '期を申し出た場合において、 のに、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社 若しくは連絡を受け 若しくはファ 会通 間帯 念に

宅以外の場所に電話 アクシミリ装置 正当な理由が 他の居宅以外の場所を訪問すること。 を用い ない のに、 をかけ、 て送信し、 債務者等の勤務先その他 電報を送達し、 又は債務 者等の 若しくはフ 勤 務 \mathcal{O} 居 先

几 た場 の意思を示されたにもかか 債務者等の居宅又は勤務先その 新に いこと お て、 債務者等から当該場 わら ず、 他の債務者等を訪問 当該場所から退 所から退去すべ 去 き

いこと。

動その 取 言動をしてはならない。 <u>7</u> てをするに当たつて、 他 0 人の私生活若し くは業務の平穏を害するような 人 を 威迫 Ļ 又は 次に掲げる言

めら クシミリ 以外の時間帯に、 由がないのに、 照らし相当であると認められないことその他の る時期を申し出た場合に 送信し、 者等に電話をかけ、 債務者等が弁済し、又は連絡し、 正当な理 れる時間 、装置を用いて送信し、 又は債務者等の居宅を訪問すること。 間帯として内閣府令で定める時間帯 由がないのに、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 若しくはファクシミリ装置を用 おいて、 社会通念に照らし不適当と認 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社 若しくは連絡を受け 若しくは 正当な理 会通 ラファ 間帯 念に 債務 7

アクシミリ装置を用いて送信 宅以外の場所に電話をか 正当な理由 Iがない のに、 け、 債務者等の勤務先その他 電報を送達し、 又は債務 者等の 若しくは 勤 務 \mathcal{O} 居

几 た場 旨の意思を示されたにもかか その他の居宅以外の場 債務者等の居宅又は勤務先その 所におい て、 債務者等から当該場 所を訪問すること。 わら ず、 他の債務者等を訪 当該場 所から退去すべ 郷所から 退 問 き

問すること。

五 ず、 活に関 は 債務者の借入れに関する事実その 1) する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ 紙 立. 看 板その 他 何 5 \mathcal{O} 方法をも 他債務者等の つてするを 私生 問 わ

七、債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務をに係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等、、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

、済することを要求すること。

九 に委託 事事件に関する手続 を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは 由 面によりその旨 司 がな 問 法書士法人 (以下この号において 「弁護士等」 とい 債務者等が、 る方法によ しくは 0) に、 又はその処理の ファクシミリ装置を用い 債務者等に対し、 の通知があつた場合において、 保証等に係る求 ŋ をとり、 当該 債務を弁済することを要求 ため必要な裁判所における民 弁護士等又は裁判所 償 電話をか 権 等に係る債務 て送信 け、 電 正当な理 『報を送 カン \mathcal{O} 又は . ら書 · う。) 処 理

> 五. ず、 活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ は 債務者の借入れに関する事実その n 紙 立. 看 板その 他 何 5 \mathcal{O} 方法を 他債務者等の Ŧ つてするを 私生 問 わ

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

六

弁済することを要求すること。 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

七

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

当な理 ける民 いう。) 又は 処 報を送達 から書面によりその旨の通知があ くは司法書士法人 、理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士 債務者等が、 訪 由 (事事件に関する手続をとり、 問する方法により、 に委託 が ない 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 のに、 貸付け 又はその (以下この号におい 債 \mathcal{O} 務者等に対 契 約に 当該 処理の 基 債務を弁済することを要 つた場合におい ため必要な裁判所にお づく債権に係 Ľ 弁護士等又は て「弁護士等」 電話をか る債 け、 裁 判 若 務 ىل 正 所

九

ることを要求すること。にもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済すこれに対し債務者等から直接要求しないよう求められた

に掲げる言動をすることを告げること。十「債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

項を記載し、又は記録しなければならない。実に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の項を記載し、又は記録しなければならない。2 保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は当該保証

一保証業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番

一 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日二、保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に

権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額四、保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

られたにもかかわらず、 求 弁済することを要求すること。 Ĺ れ に対 L 債務者等から 更にこれらの方法で当該債務を 直接要 求 L な V よう 求

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

載し、又は記録しなければならない。

「賞金業を営む者又は資金業を営む者の負付けの契約に基
を任うの取立てについて資金業を営む者その他の者から
ない。
ないでは、債務者等に対し、支払を催告するため
ない。

貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

電話番号

一 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

四 貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

	る。
	その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができ
	は居所。以下この条において同じ。)を有するものに対して、
料の提出を命ずることができる。	務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又
録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資	取得した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事
の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登	ため必要があると認めるときは、保証等に係る求償権等を
第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、こ	第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行する
(報告徴収及び立入検査)	(報告徴収及び立入検査)
	ればならない。
しなければならない。	ときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなけ
有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還	た場合において当該保証等に係る求償権等の証書を有する
てその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を	当該保証等に係る求償権等についてその全部の弁済を受け
第二十二条(貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権につい	第二十二条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、
(債権証書の返還)	(債権証書の返還)
しなければならない。	にしなければならない。
を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らか
その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事
あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	請求があつたときは、当該保証業者の商号、名称又は氏名
約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の
業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	いて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該
営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金	した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てにつ
3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を	3 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を取得

2 資料 又は当該保証業者から当該保証等に係る求償権等に係る業 に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は 務 保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証 \mathcal{O} 保 区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該 証等 都道 Ō に必要があると認めるときは、 この提出を命ずることができる。 委託を受けた者に対して、 府県知 係る求償権等を取得 事 は、 資 金需要者 当該保証業者の当該保証等 た保証 等 その必要の限度において、 0 利 業者 益 の保護を図 (当 |該都道 るため 業者 府県

3 類その 所に立ち入らせ、 所又は事務所を有するものに限る。) の営業所若しくは事務 償権等を取得した保証業者 必要があると認めるときは、 都道府県知事は、 他の物件を検査させることができる。 その業務に関して質問させ、 資金需要者等の利 (当該都道府県の区域内に営業 当該職[員に、 益の保護を図るため 保証等に係る求 又は帳 簿書 3

4 る。 当 特に必要があると認めるときは、 た保証業者若しくは当該保証業者から当該保証等に係る求 :都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限 該 都道府県知事 職 \mathcal{O} 質に、 当該保証等に係る求償権等に 係る業務の委託を受け 保証等に係る求償権等を取得した保証業者 は、 資金需要者等の利益の保護を図るため た者 その必要の限度におい \mathcal{O} 係る保証契約を締結 |営業| 所若しく は 事 て、 当 務 L

4

2 要の 貸金業者の 料 係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸 \mathcal{O} 金業者から貸金業の 保護を図るため特に必要があると認めるときは、 \mathcal{O} 内 提出を命ずることができる 限度において、 閣 総理大臣 貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資 又は都道 その 業務の委託を受け 府県. 登録を受け 知 事 は た貸金業者の貸付 た者に対して、 資 金 需 要者等 その \mathcal{O} 当 該 けに 利 必

入らせ、 その の物件を検査させることができる。 \mathcal{O} 保護を図るため必要があると認めるときは、 内 閣 登録を受けた貸金業者の営業所若 その業務に関して質問させ、 理大臣又は 都道 府県 知事 は、 又は しくは事務所に立ち 資金需要者等 帳 簿書類その 当該職 O員に、 利

要の 対す 者の営業所若しくは事務所に立ち入ら 者若しくは当該貸金業者から貸 \mathcal{O} 者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証 保護を図るため特に必要があると認めるときは、 内 へる質問: 閣 限度において、 総 理大臣 芸岩しく 又は都道 は 当該 検査 歌韻に、 に必要な事 府県知事は、 金業の その 項 せ、 に関 業務の委託 登録を受け 資金需要者等 当該貸金業者に L 7 質問 た貸 を受けた させ、 その O金業 利

	6			5			
捜査のために認められたものと解してはならない。	第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪	を提示しなければならない。	示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ	前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を	件を検査させることができる。	に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物	所に立ち入らせ、当該保証業者に対する質問若しくは検査
捜査のために認められたものと解してはならない。	6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪	を提示しなければならない。	示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ	5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を			又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

ならない。当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければ当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければく。)を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を

業者の商号、名称又は氏名及び住所 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき

項として内閣府令で定めるも

4 される事項を電磁的方法により提供することができる。 者の承諾を得て、 政 \mathcal{O} 六 場合において、 令で定めるところにより、 受託弁済者は、 前各号に掲げるもののほか、 当 |同項の規定により明らかにすべきものと 前項の規定による書面の交付に代えて、 弁済者は、 同項の保証人となろうとする 内閣府令で定める事項 当該書面の交付を行 ۲

> 契約の \ <u>`</u> 5 か 12 Ļ 保 証 当該保 人となろうとする者に交付しなければなら **胚契約** \mathcal{O} 内容を説明する書 面 を当該 保

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

一保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき

項として内閣府令で定めるもの

条の規定の趣旨その他

 \mathcal{O}

連帯保証債務の内容に関する事

4 すべきものとされる事項を電磁的方法により提供すること ろうとする者の承諾を得て、 け 政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付 付を行つたものとみなす。 ができる。 六 の契約の相手方となろうとする者又は前項の保証 貸金業者は、 前各号に掲げるもののほ この場合におい 前三項の規定による書面の交付に代えて、 か、 前三項の規定により明らかに 貸金業者は、 内閣府令で定める事 当該書面の交 一人とな 項

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

生

命

保険契約に係る同意前

の書

面

の交付

六条の三

受託

弁済者が

受託弁済に係る求

償権

に係

たものとみなす。

第十六条の三(貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相

手

証

な

る貸付 これらの者に交付しなければならない。 で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を 締結しようとする場合において、これらの者から商法 亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を による同意を得ようとするときは、 治三十二年法律第四十八号)第六百七十四条第一項の け 0 契約 0 相手方又は相手方となろうとする者 あらかじめ、 内閣 規定 府令 \mathcal{O} (明 死

済者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるもので 済者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるもので 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に受託弁

当該書面の交付を行つたものとみなす。

2 受託弁済者は、前項の規定による書面の交付に代えて、
することができる。この場合において、当該受託弁済者は、
することができる。この場合において、当該受託弁済者は、
前項の規定による書面の交付に代えて、
当該書面の交付を行つたものとみなす。

(契約締結時の書面の交付)

に係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつに掲げる事項(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次界十七条(受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を取得し

らない。 げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければな は、 これらの者から商法 百七十四条第一 ることとなる保険契約を締結しようとする場合において、 方となろうとする者の死亡によつて保険 あらかじめ、 項の規定による同意を得ようとするとき 内閣府令で定めるところにより、 (明治三十二年法律第四十八号) 金額 の支払 次に掲 を受け 第六

る旨者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであ者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであ当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業

2 いて、貸金業者は、 を電磁的方法により提供することができる。 方となろうとする者の承諾を得て、 令で定めるところにより、 貸金業者は、 前号に掲げるもののほか、 前項の規定による書面の交付に代えて、 当該書面の交付を行つたものとみなす。 貸付けの契約の相手方又は相 内閣府令で定める事 同項各号に掲げる事 この場合にお 項 項 手 政

(契約締結時の書面の交付)

ついてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方になく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に約を除く。第四項において同じ。)を締結したときは、遅滞第十七条(貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契

2 償権等 ては、 を取得 八 六 五. 兀 に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付け 七 ならない。 償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければ して内閣府令で定めるものを変更したときも、 同 ŋ 業者の商号、 済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託 債権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額 受託弁済者及び当該受託 《託弁済者は、 返済の の内容のものを除く。)について当該受託弁済に係る求 賠償額の予定に関する定めがあるときは、 貸付けの利率 前各号に掲げるもののほか、 返済期間及び返済回数 次項の規定により交付する書 したときは、 の内容を明らかにする書面を当該受託 に掲げる事 方式 当該書面に記載した事項のうち、 に限る。 名称又は氏名及び住所 受託 遅滞なく、 以下この項及び第五項において同じ。) 項 弁済に係る求償 (第 一 一号及び 弁済者に 内閣府令で定めるところに 内閣府令で定める事項 第二 面 権等 弁済を委託した貸金 に記載され 一号に掲げるもの (当該受託 重要なものと 弁済に係る求 同様とする。 その内容 た事 弁済 項 لح 弁 2 三 なく、 七 五 兀 交付 その相手方に交付しなければならな 八 六 重要なものとし ŧ ついてその 貸金業者は、 貸付け 貸付け 契約年 返済の・ 項のうち、 賠償額の予定に関する定めがあるときは、 貸金業者の商号、 同様とする。 前各号に掲げるもののほ 返済期間及び返済回数 L 内閣府令で定めるところにより、 なけ 方式 の金額 極度方式基本契約の内容を明らかにする書面 0 À れ 利 ば なら 重 極度方式 て内閣府令で定めるものを変更したとき 要なもの な 名称又は氏名及び住 \ \ \ 基本契 当 とし 該書 か、 て内 約を締結したときは、 面 内閣府令で定める事項 に記 閣 府 載 令で 当該書面 次に掲げる事項に 所 た事 定めるも その内 項 \mathcal{O} .記載 うち、 遅滞 を

府令で定めるときを除く。) 者の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣 式基本契約の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係 のとして内閣府令で定めるものを変更したとき ればならない。 る求償権等に係る貸付けに係る契約 除く。) に 0 *(*) て当該受託 当該書面に記載した事項のうち、 弁 済に係る ŧ 同様とする。 る求償権等に係る極 の債務者に交付しなけ (当 該 重要なも 債務 度方

は氏名及び住所
安託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又

二 契約年月日

示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額) 貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提三 極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し

四 貸付けの利率

五.

返済の方式

3 きは、 が締結されているとき、 証契約の 掲げる事 託弁済者は 遅滞なく、 内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各 項 受託 内閣府令で定めるところにより、 定 の範囲 弁済に係る求償 一文は新たに保証契約を締結したと に属する不特定の 権等に係る保証契約 、貸付け 当該保 に係

> 様とする。 とがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、同変更したとき(当該相手方の利益の保護に支障を生ずるこ

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住

二 契約年月日

示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提三 極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し

四 貸付けの利率

五 返済の方式

3 三項各号に掲げる事項 当該 七 六 け したときは、 貸 |保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第 係る債務を主 金業者は、 賠償額の予定に関する定めがあるときは、 前各号に掲げるもののほ 遅滞なく、 貸付け たる債務とす (一定の範囲 内閣府令で定めるところにより、 係る契 か、 介約に る保 内閣府令で定める事項 証 に属する不特定の貸付 ついて保証契約を締 契約にあつては、 その内 同

4 項と同 付けに きは、 5 更 事 \mathcal{O} る求償権等の内容を明らかにする書面をこれらの保証 が 記載し 号に掲げる事項を除く。) その あつては、次項の規定により交付する書面に記載され 各号に掲げる事項 る 保証 ない。 項のうち、 締結されているとき、 受託弁済者は、 閣 たときも、 務を 遅滞なく、 係る契約が極度方式貸付けに係るものである場 た書面 人に交付しなければならない。 府令で定めるものを変更したときも、 当該書面に記載した事項のうち、 主たる債 の内容のものを除く。)に 重 を当該保証 同様とする。 一要なものとして内閣府令で定めるもの 一務とす 内閣府令で定めるところにより、 受託弁済に係る求償権等に係る保証契 (当該受託 契約 ては新たに保証契約を締結 える保 他 弁済に係る求償権等に係る貸 \mathcal{O} 証 保証 の内閣府令で定めるものを 契 約 ついて当該受託弁済に係 12 人に交付し 当該書 あ つて 重要なものとし 量に記れ 同様とする。 は しなけれ 同 第 載 項 たとと した た事 合に ばな を変 契 第 約 約 項 4 れ Ł 項

に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書 受託弁済に係る求償権等に係る極度方式 第二項各号に掲げる事 について当該極度方式 遅 滞なく、 項 内 (同項第二 閣 府 令で 5 り、 契約 る事 なく、 する。 のうち、 る契約の内容を明らかにする書面をこれらの 締結したときは、 のとして内 たときも、 証 したとき、 貸 人に交付しなければならな 貸金業者は、 ば 項に 第一 ならない。 の内容を明ら 金業者は、 内閣府令で定めるところにより、 項各号に掲げる事項に 重 ついて当該極度方式保証契約 |要なものとして内閣府令で定めるものを変更 閣府令で定めるものを変更したときも、 又は貸付けに係る契約で保証契約に係るもの 同 様とする。 貸付け 当該書面 遅滞 かにする書 なく、 に係る契約に に記載し 内閣府令で定めるところに 面 を当該 ついてこれらの貸付けに係 た事 当該書面 極 項 て保証 のうち、

に

記載

た事

項 保

保証契約

0

契 約

締

ょ

保証 項 \mathcal{O} 人に交付 う 5 重 要な しなければならな 極度方式保証契約を締結したときは、 Ł 0 とし て内 閣 府 当 令 で 該 に係る極度方式基 定 書 度方式保証 第二 8 面 一項各号 るも 記載 0 契約 を変 た事 掲 遅 更 本 げ \mathcal{O}

5

受託弁済者は、

保

証契約が

締結されているときは、

号及び第一

掲げるものを除く。

水証契約

定めるところにより、

面

該

極 度

方式

保証

契約

 \mathcal{O} 保

証

人に

交付

L

なけ

れ

ば

なら

第三

号に掲げる事

項を除

ر ر پ

そ

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

内 閣

府令で定

8

る

 \mathcal{O}

を記載した書面を当該保

証

契

約

 \mathcal{O} 他

保証

人に交付しなけ

重要なも

同

様

内 8 \mathcal{O} な 1閣府令で定めるものを変更したとき るときを除く。)も、 保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定 当 該 書 面 に記 載 Ü 同様とする た事 項 べのうち、 (当該保証 重要なも 人の \mathcal{O} とし 利益 7

6 略

7 ものとみなす。 お 項を電磁的方法により提供することができる。 相手方の承諾を得て、 済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証 の交付に代えて、 受託弁済者は 当該受託弁済者は、 政令で定めるところにより、 第一項 項から第五項までの規定による書 これらの書面の交付を行つた から第五項までに規定する事 この場合に 当該受託 契約 \mathcal{O} 弁 面 7

する。 ないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 たとき (当該保 証 人の 利 益 \mathcal{O} 保護に支障を生ずることが 同様と

L

6

これらの書面の交付を行つたものとみなす。 り提供することができる。この場合において、 内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法によ 定めるところにより、 書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、 の相手方の承諾を得て、 の規定により第一 交付又は前項の内閣府令で定める書面 貸金業者は、 項前段若しくは第四項前段の規定による 項 当該貸付けに係る契約又は保証契約 から第五項までの規定による書面 前各項に規定する事項又は前項の の交付若しくは同項 貸金業者は 政令で \mathcal{O}

(受取証書の交付)

第十八条

受託弁済者は、

(受取

証書の交付

は一

部について弁済を受けたときは、

内閣府令で定めるところにより、

次に掲げる事項を記載

その都度、

直ちに、

た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

受託弁済者及び当該受託弁済者に

業者の商号、

名称又は氏名及び住

記弁済に

係る求償

権等の

取得年月

目l

. 及び

受託

弁

- 受託弁済に係る求償権等の全部又 弁済を委託した貸金 第十八条 た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。 内閣府令で定めるところにより、 は一部について弁済を受けたときは、 貸金業者の商号、 貸金業者は、 名称又は氏名及び住所 貸付けの契約に基づく債権の全部 次に掲げる事項を記載 その都度、 直ちに、

契約 年月日

済に係る求償権等に係る貸付けの契約 の契約年月 日

契約にあつては 求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付け 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係 十一条第二項第四号にお 保証に係る貸付け 1 て同じ。 \mathcal{O} 金額 0 金額 次条及び第 (保 証 る

兀 又は元本 受領金額及びその利息、 充当額 賠 償額の予定に基づく賠償 金

五 受領年月

· の

2

前項の規定は、

預金又は貯

金の

口座に対する払込みその

2

る。

六 前各号に掲げるもののほ か、 内閣府令で定める事 項

は、 他内閣府 当該 弁済をした者の請求があつた場合に限り、 令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて 適用す

3 場合にあつては、 託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得てい 該弁済をした者の承諾を得て (当該受託弁済者に弁済を委 弁済を受けた場合におい る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は に係るものに限る。)又は当該受託 に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付け 受託 続を経、 弁済者 もは、 又は 当該 当該弁済をした者に対し内閣府令で定め 弁済をし て、 当該弁済をした者に対 係る求賞 た者のる 弁済に係る求償権等に係 償 承諾を得て)、 権等 一部につい 該受託 内閣 弁済 Si 当 府 7 3

三 几 <u>ڻ</u> け 0 貸付 金額 け \mathcal{O} 金額 次条及び第二十一条第二項第四号におい 保証 契約に あつては、 保 証に 係 いる貸付 て 同 氽

又は元本への 受領金額及びその 充当額 利 息 賠 償 額の 予定に基づく 賠償

五. 受領年月

六 前項の規定は、 前各号に掲げるものの 預金又は貯 ほ か、 金の 内閣府令で定める事 口座に対する払込みその 項

る。 は、 他 内 1閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて 当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、 適用

て、 基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約 府令で定めるところにより、 づく債権の全部又は 交付に代えて、 定めるものを交付するときは、 弁済その他 貸金業者は、 当該弁済をした者に対し、 することができる。 一の取引の状況を記載した書面として内閣 次に掲げる事項を記載 極度方式貸付 一部につい この場 けに %合にお 定期間 第 その者の承諾を得て、 て弁済を受けた場合に 係 項の る契 における貸付け 1 L て、 た書面をその者に 規定による書面 約又 八は当 貸 金業者は、 府令で 契約 · 及び に基 内閣 お \mathcal{O}

(帳簿の備付け)	(帳簿の備付け)
	らの書面の交付を行つたものとみなす。
	とができる。この場合において、当該受託弁済者は、これ
	める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するこ
とみなす。	一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定
において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたもの	定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て)、第
事項を電磁的方法により提供することができる。この場合	いる場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で
定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき	を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得て
する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規	定する弁済をした者の承諾を得て「当該受託弁済者に弁済
代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定	に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規
項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に	一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付
閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一	内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第
4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内	4 受託弁済者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の
三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
二 受領金額	二 受領金額
一 受領年月日	一 受領年月日
	受託弁済者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。
	した者に交付することができる。この場合において、当該
	付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済を
	めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交
	済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定
当該書面の交付を行つたものとみなす。	令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁

第十九 その 帳簿を備え、 る事項を記載し、 係る契約の貸付けの金額、 権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに 係る貸付けの契約の契約年月日、 求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に 者にあつては、 ||該受託弁済に係る求償権等について当該受託弁済に係る 営業所又は事務所ごと 条 受託弁済者は、 受託弁済に係る求償権等に係る債務者ごとに 住所地又は居所地)に、 これを保存しなければならない。 内 受領金額その 閣 「営業所又は事務所を有し 府令で定めるところによ 当該受託弁済に係る求償 その業務に関する 他内閣府令で定 ない 9 第十 金額、 れを保存しなければならない。 債務者ごとに貸付けの契約につい の営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備 九 条 受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、 貸金業者 は 内 閣 府 令で定めるところによ て契約年月日、

帳 簿 の閲覧

第十九条の二 該 目 該請求が当該請求を行つた者の ことができる。 済者に対し、 債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、 (利害関係がある部分に限る。) 請求を拒むことができない。 的とするものでないことが明らかであるときを除き、 受託弁済に係る求償権等に係る債務者等又は 内閣府令で定めるところにより、 この場合におい 権利の て、 の閲覧又は謄写を請 当該受託弁済者は、 行使に関する調 前条の 受託弁 成する 査を 帳簿 当 当

> 帳 簿 \mathcal{O} 閲 覧

第十九条の二 ころにより、 ときを除き、 貸金業者は、 閲覧又は謄写を請求することができる。この場合におい 府令で定める者は、 に関する調査を目的とするものでないことが明らか 当該請求を拒むことができない。 前条の帳簿 当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使 債務者等又は債務者等であつた者その 貸金業者に対し、 (利害関係がある部分に限る。) 内閣府令で定めると である 他 內 て、 0

、特定公正証書に係る制限

債務者等から 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等につい 当該債務者等が特定公正証書 (債務者等が て、

> 、特定公正証書に係る制 限

第二十条 者等から、 貸金業を営む者は、 当該債務者等が特定公正 貸付けの契約につい 証 書 (債務者等が 貸付 債務

り、

貸付けの

え、

ならない。

立とを代理人に委任することを証する書面を取得してはいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託するに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書を当該受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に当該受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に

他これに類する関与をしてはならない。

人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その名等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理2 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、債務2

3 じめ 契約を締結する場合にあつては、 資金需要者等に対し、 特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、 して説明しなければならない 間で特定公正証書の作成を公証 受託弁済者は、 内閣府令で定めるところにより、 (当該受託弁済に係る求償権等に係る資金需要者等と 当該受託 次に掲げる事項について書面を交付 弁済に係る求償権等につい 当該契約を締結するまで 人に嘱託する旨を約する 債務者等となるべき あらか て、 3

服することとなる旨は、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に

与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの一 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

委任することを証する書面を取得してはならない。 に 服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。 け .おいて同じ。) の作成を公証人に嘱託することを代理 \mathcal{O} 契約に基づく 、債務 \mathcal{O} 不履 行 \mathcal{O} 場合に直ち に 強制 以下この条 執 行

に類する関与をしてはならない。任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が

げる事で \ \ \ は、 により、 公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつて の契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を 成を公証 貸金業者は、 当該契約を締結するまでに)、 項につい 債務者等となるべき資金需要者等に対し、 人に嘱託する場合には、 貸付け て書面を交付して説明しなければならな の契約について、 あらかじめ(当該貸付け 内閣府令で定めるところ 特定公正 証 次に掲 書の

ることとなる旨特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服す当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、

与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 いう。 当 行為をしてはならない。 る求償権等の弁済を受けることを目的として、 者」という。) 者等の親族その他の者 又は差し押さえることができないこととされているもの 除く。) であつて、 とされている給付 に がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務 該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託 要する費用の全部又は一 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務 公的給付 の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に 受託弁済者は (法令の 法令の規定により譲り渡し、 (給与その他対価の性質を有するものを (以下この条において「特定受給権 規定に基づき国又は地方公共団 部 受託弁済に係る求償権 を負担 į 又は補助すること 担保に供 次に掲げる 弁済に係 等に を 体 0

要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その 求 する書面その 金若しくは貯金 П 他当該! 座に係る通帳若しくは引出 特定受給権者 又はこ 者が 預 金若しくは ħ 他 公的給付を受給することができることを証 の引出 らを保管する行為 0 の預金通帳等 t のをいう。) [し若 貯 金 0) しくは払込みに必要な情報そ 引出 用の (当該預金若しくは貯 0) カード若しくは 引渡し若しくは提供 若しくは払込み に必 他 該 金 特 預 \mathcal{O}

的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

公

第二十条の二 う。 等の親族その他の者 公的 為をしてはならな づく債権 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) 差し押さえることができないこととされているもの であつて、 ている給付(給与その他対価の性質を有するものを除く。) る費用の全部又は 給付に要する費用又はその給付 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者 i 給付 の弁済を受けることを目的として、 の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 (法令の規定に基づき国又は 法令の規定により譲り 貸金業を営む者は、 V) 一部を負担 (以下この条において 「特定受給権者 Ļ の事業に関する事務に要す 渡し、 又は 貸付けの契約に 補助することとされ 地方公共団体 担保に供し、 次に掲げる行 0 -がその V 又は を て、

定受給権者が 要なものとして政令で定めるもの \mathcal{O} 金若しくは貯金 求 する書面その 口座に係る通帳若しくは引出 他当該 め 特定受給権者の預金通帳等 又 はこ 預金若しくは れらを保管する行為 他 公的給付を受給することができることを \mathcal{O} \mathcal{O} Ł 引出 のをいう。) 貯 し若しくは払込みに必要な情 金の引出 用の (当該預金若しくは貯 0) 又は年金 カード若しくは 引渡し若しくは提供 し若しくは払込 証 書その み に必必 報そ 他特 該 金 預

出 ことを求める行為 した金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済 特 預 定受給 金又は貯金の 権者に当該 口 座のある金融機関に委託して行う 預 金 一又は 貯 金 0 払出 しとその 払 を 1

取 立 て行為の 規制

第二十一条 等の うな言動をしてはならない。 る言動その 他の者から委託を受けた者は、 弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その 取立てをするに当たつて、 他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するよ 受託弁済者又は当該受託 当該受託弁済に係る求償権 人を威迫し、 弁 済者が取得し 又は次に掲げ た受託

送信し、 者等に電話をかけ、 正当な理由がないのに、 れる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 又は債務者等の居宅を訪問すること。 若しくはファクシミリ装置を用いて 社会通念に照らし不適当と認 債務

以外 る時 照らし相当であると認められないことその他 がな 債務者等が弁済し、 すること。 シミリ装置 期を申し出た場合において、)時間 のに、 開帯に、 を用いて送信し、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 又は連絡し、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社 若しくは連絡を受け 若しくはファ の 正当な 会通 間帯 念に 理

> 出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯 \Box 特 座のある金融機関に委託して行うことを求める行為 定受給権 者に当該 預 金 文は 貯 金 \mathcal{O} 払 出 しとその

取 立て行為の 規 制

第二十一条 動その 取立てをするに当たつて、 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その の者から委託を受けた者は、 言動をしてはならない。 他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の 人を威迫し、 貸付けの契約に基づく債権 又は次に掲げる言 け \mathcal{O} 他

送信し、 者等に電話をかけ、 8 られる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 正当な理由がないのに、 又は債務者等の居宅を訪問すること。 若しくはファクシミリ装置を用 社会通念に照らし不適当と認 債務 7

照らし 以外 間 由 る時期を申し出た場合に クシミリ装置 すること。 がないのに、 債務者等が弁済し、 *(* 詩間 相当であると認められないことその他 開帯に、 用 前号に規定する内閣府令で定める時 いて送信し、 債務者等に電話をかけ、 又は連絡し、 おいて、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社 若しくは連絡を受け 若しくは の 正当な習 会通 ファ 間帯 念に

払

金

 \mathcal{O}

三 その他の居宅以外の場所を訪問すること。 宅以外の場所に電話 アクシミリ装置 正 当な 理 由 が を用いて送信 な V をかけ、 \mathcal{O} に、 債務 電報を送達し、 者等 又は債務者等の勤 0 勤務先その 若しくはフ 他 務先 \mathcal{O} 居

と。

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこが、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生が、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五、はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

等に係る債務の弁済資金を調達することを要求するこれその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権大。債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

三 その他の居宅以外の場所を訪問すること。 アクシミリ装置を用いて送信 宅以外の場所に電話をかけ、 正当 な 理 由 が な 1 0 に、 債務 電報を送達し 者等 又は債務者等の勤務先 \mathcal{O} 勤務 先その 若しくはフ 他 \mathcal{O} 居

しないこと。 「信務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問してないこと。

几

と。
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生一、はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

五.

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく六、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

八

九 求し、 な理 又は訪問する方法により、 を送達し、 ら書面によりその旨の通知があつた場合におい 弁済することを要求すること。 れたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を |を弁護士若しくは弁護士法人若 債 一由がないのに、 事事件に関 法書士法人 務者 に委託 これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 等が 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 受託 する手続をとり、 又はその処理のため必要な裁判所におけ (以下この号において「弁護士等」とい 債務者等に対し、 弁済に係る求償権 当該債務を弁済することを要 弁護士等又は裁判 しくは司法書士若しく 電話 等に係る債 をかけ、 て、 務 正当 所 電 \mathcal{O} 報 カン 処

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係

2

2

記載し、又は記録しなければならない。内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項をめに書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、ら委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するたる求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者か

話

九 求し、 いう。) 処 られたにもかかわらず、 又は訪問する方法により、 報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信 当な理由がないのに、 から書面によりその旨の通知があつた場合にお ける民事事件に関する手続をとり、 くは司法書士法人 弁済することを要求すること。 (理を弁護士若しくは弁護士法人若し 債務者等 これに対し債務者等から直接要求しないよう求め に委託し、又はその処理のため必要な裁判所にお が 貸付け (以下この号において「弁護士等」 債務者等に対し、 の契約に基 更にこれらの方法で当該債務を 当該債務を弁済することを要 づく債権 弁護士等又は くは司法書士 電話をかけ、 に係 る債 若 務 لح 電 正 所

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

載し、又は記録しなければならない。 関府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記 を託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するため で書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内 に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内 に書がし、支払を催告するため でとの他の者から

電話番号 電話番号、名称又は氏名及び住所並

び

に

しなければならない。	弁済をした者に返還しなければならない。
有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還	る求償権等の証書を有するときは、遅滞なく、これをその
てその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を	てその全部の弁済を受けた場合において当該受託弁済に係
第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権につい	第二十二条「受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等につい
(債権証書の返還)	(債権証書の返還)
しなければならない。	にしなければならない。
を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らか
その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事
あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	求があつたときは、当該受託弁済者の商号、名称又は氏名
約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請
業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、当該受託
営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金	者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当
3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を	3 前項に定めるもののほか、受託弁済者又は当該受託弁済
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
七 支払を催告する金額	七 支払を催告する金額
六 支払の催告に係る債権の弁済期	六 支払の催告に係る債権の弁済期
五 貸付けの利率	五 貸付けの利率
	求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
四 貸付けの金額	四一受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る
	済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
三 契約年月日	三 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁
二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名	二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の六の十 じ。 県の区域内に営業所又は事務所 提出を命ずることができる。 必要があると認めるときは、 者にあ を有するものに対して、その業務に関し報告又は資料 つては、 都道府県知事 住所又は居所。 (営業所又は事務所を有 受託 は、 以下この条にお この法律を施行する 弁済者で当該都道府 て同 L

2 受託弁済に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対 受託弁済者 保証契約を締結した保証業者又は当該受託弁済者から当該 特に必要があると認めるときは、 ことができる。 る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずる 有するものに限る。)の当該受託弁済に係る求償権等に係る 都道府県知事は、 |該受託弁済者の当該受託弁済に係る求償権| (当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を 資金需要者等の利益の保護を図るため その必要の限度におい 等に係 . て、 2

都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るためとができる。

3

3

(報告徴収及び立入検査

料の提出を命ずることができる。
録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登第二十四条の六の十一内閣総理大臣又は都道府県知事は、こ

料の提出を命ずることができる。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

本業者の資金業の業務の委託を受けた者に対して、当該

の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必

の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必

の物件を検査させることができる。内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の物件を検査させることができる。

4 受託弁済者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関 て質問させ、 託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、 託弁済者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委 償権等に係る保証契約を締結した保証 又は事務所を有するものに限る。) の当該受託弁済に係る求 特に必要があると認めるときは、その必要の限度におい 一該職員に、 都道. 府県知 受託 又は帳簿書類その他の物件を検査させること 事 は、 1.弁済者 資金需要者 (当該 都道 等 \mathcal{O} 府 利 湯の 業者若しくは当該受 益 の保 区 洗護を図 域 、内に営業所 るため 当該 て、 4

ができる。

5 を提示しなければならない。 示す証明書を携帯し、 前二項の規定により立入検査をする職員は、 関係者の 請求があつたときは、 その身分を これ 5

前

一項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を

捜 査のため 項及び第四項の規定による立 いに認め られたものと解してはならない。 入 検査 の権限は、 犯罪

6

要の 又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ 者の営業所若しくは事務所に立ち入ら 者若しくは当該貸金業者から貸金業の 者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業 の保護を図るため特に必要があると認めるときは、 限度において、 当該職員に、 その せ、 業務の委託を受けた 登録を受けた貸 当該貸金業者に その 金業 必

6 捜 を提示しなければならない。 示す証明書を携帯し、 査 第三項及び第四項の規定による立入検 \overline{O} ために認めら れたものと解してはならない。 関係者の請求があつたときは、 査 \mathcal{O} 権限は、 これ 犯罪

198 / 276

内 閣

総理大臣

又は都道

府県知

事

は

資

金需

要者等

 \mathcal{O}

利

読替後	読替前
(生命保険契約の締結に係る制限)	(生命保険契約の締結に係る制限)
第十二条の七 保証等に係る求償権等 (第二十四条の二第二)	第十二条の七(貸金業者は、貸付けの契約(住宅資金貸付契
項に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条が	約その他の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方又は相
ら第二十二条までにおいて同じ。)を譲り受けた者は、当該	手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受
保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約(住宅資金貸付	けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当
契約その他の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方又は	該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としては
相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を	ならない。
受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、	
当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故として	
はならない。	
(契約締結前の書面の交付)	(契約締結前の書面の交付)
第十六条の二 (略)	第十六条の二 (略)
2 (略)	2 (略)
3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に	3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結
係る求償権等について保証契約を締結しようとする場合に	しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、
は、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めると	内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(一定の
ころにより、次に掲げる事項(一定の範囲に属する不特定	範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とす
の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつて	る保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を明
は、第三号に掲げる事項を除く。)を明らかにし、当該保証	らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証

4 より 項 兀 三 契 係る求償権等を譲り受けた者は、 提供することができる。この場合において、 よる書面の交付に代えて、 六 五. うとする者に交付しなければならな 生命 は、 約 のとみなす。 商号、 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 条の規定の趣旨その他の連帯保証 求償権等に係る貸付けに係る契約を締結し 係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る が明ら 保証人となろうとする者の承諾を得て、 くとして内閣府令で定めるも 保証. 保証 保証期間 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証 \mathcal{O} 前各号に掲げるものの 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき 保険契約に 民法 内 金額 名称又は氏名及び住所 かにすべきものとされる事項を電磁的方法により の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの 容を説明する書 (明治二十九年法律第八十九号) 係 る 同 意 面 前 ほ 政令で定めるところにより、 を当 \mathcal{O} か、 書 該 当該書面の交付を行つた 面 内閣府令で定める 保 \mathcal{O} 債務の内容に関する事 証 交付 契 約 0 第四百五 当該保証 保 同項の規定に 前項の規定に た貸金業者 証 人となろ 事 等に 等に 項 十四四 同 \mathcal{O} 4 すべ ろうとする者の承諾を得て、 六 五. 兀 三 \ \ \ 契 付 ができる。 けの契約の相手方となろうとする者又は前項の保証 政令で定めるところにより、 (生命保険契約に係る同 約 を行つたものとみなす。 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、 条の規定の趣旨その他の 項として内閣府令で定めるもの は、 きものとされる事項を電磁的方法により提供すること 保証 保証 保証期 前各号に掲げるもののほ 貸金業者の商号、 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき \mathcal{O} 民法 保 の範囲に関する事項 金 証 この場合におい 間 人となろうとする者に交付 (明治二十九年法律第八十九号) 名称又は氏名及び 意前 連帯保証 て、 か、 第一 で内閣府令で定めるも 前三 \mathcal{O} 書 貸金業者は、 内閣府令で定める事 項若しくは第二項の貸付 面 項の規定に \mathcal{O} 債務の内容に関する事 交付 住所 L な により明 第四百五 け 当該書面の交 れ ば 一人とな 5 な かに 項 十四四 5 な

第十六 きは、 受けることとなる保険契約を締結しようとする場合にお 該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は 掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければ 第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとすると 相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を これらの者から商法 条の あらかじめ、 \equiv 保証等に係る求 内閣府令で定めるところにより、 (明治三十二年法律第四十八号) 償権等を 譲り受けた者が、 次に らない。

すべきことを定めるものである旨に係る求償権等を譲り受けた者に対し保険金額の支払を一当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に保証等

前号に掲げるもののほか、

内閣府令で定める事

項

2 に 事 相手方となろうとする者の承諾を得て、 該 よる書面の交付に代えて、 おいて、 項を電磁的方法により提供することができる。 保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 政令で定めるところにより、 同項各号に掲げる 前項の規定に この場合 当

当 第十六条の三 は、 これらの者から商法 げる事項を記載し 方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受け 百七十四条第 ることとなる保険契約を締結しようとする場合において、 あらかじめ、 貸金業者が、 項の規定による同意を得ようとするとき 内閣府令で定めるところにより、 た書面をこれらの者に交付しなけれ (明治三十二年法律第四十八号) 第六 貸付 け Ď 契約 0 相手方又は 次に掲 ばなな 相

る旨 者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであ者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであ当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業

2 いて、 を電磁的方法により提供することができる。 方となろうとする者の承諾を得て、 令で定めるところにより、

貸付けの契約の相手方又は相 貸金業者は、 前号に掲げるもののほ 貸金業者は、 前項の規定による書面の交付に代えて、 当該書面の交付を行つたものとみなす。 か、 内閣府令で定める事 同項各号に掲げる事 この場合にお 項 項 手 政

(契約締結時の書面の交付)

当

面

の交付を行つたものとみなす。

《約締結時の書面の交付】

保証等

に係る求償権等を

譲り受け

た者

は

当該保

第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契

六 返済期間及び返済回数	六 返済期間及び返済回数
五 返済の方式	五 返済の方式
四 貸付けの利率	四 貸付けの利率
	権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
三 貸付けの金額	三、保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償
	に係る貸付けに係る契約の契約年月日
	る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等
二 契約年月日	二 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係
	商号、名称又は氏名及び住所
	求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の
	係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る
一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	一保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に
	したときも、同様とする。
	項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更
	債務者に交付しなければならない。当該書面に記載した事
	面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の
も、同様とする。	ついて当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする書
重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき	する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)に
交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、	に係るものである場合にあつては、次項の規定により交付
ついてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に	に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付け
なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	府令で定めるところにより、次に掲げる事項「当該保証等
約を除く。 第四項において同じ。) を締結したときは、遅滞	証等に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣

2 とする。 更したとき 事 書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約 内閣府令で定めるところにより、 当該保証等に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、 がないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 の債務者に交付しなければならない。 る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする 及び第三号に掲げるものを除く。)について当該保証等に係 以下この項及び第五項において同じ。)を譲り受けた者は、 八 七 る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。 頭のうち、 保証等に係る求償権等 賠 前各号に掲げるもの 償 額の予定に (当該債務者の利 重要なものとして内閣府令で定めるもの 関 する定め のほか、 「当該保証等に係る求償権等に係 益の保護に支障を生ずること が 内閣府令で定める事項 次に掲げる事項 あるときは、 当該書面に記載した その (第二号 内 を変 同 容 様 2

なく、 様とする。 とがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 変更したとき その相手方に交付しなければならない。 八 七 た事項のうち、 ついてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面 貸 賠償額 (金業者は、極度方式基本契約) 前各号に掲げるもののほか、 内閣府令で定めるところにより、 0 予定に関する定め (当該相手方の利益の保護に支障を生ずるこ 重要なものとして内閣府令で定めるもの が を締 内閣府令で定める事 あるときは、 結したときは、 当該書面に記載 次に掲げる事項に そ 0 内 遅滞 項 容 を 同

Jた貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結

二 契約年月日

示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提三 極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し

兀

貸付

け

0

利

兀

貸付け

0

利

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住る

二 契約年月日

示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提一 極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し

五 返済の方式

3 六 事 \mathcal{O} 他 証契約にあつては、 に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保 事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項 新たに保証契約を締結したときは、 係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、 七 定めるところにより、 保証 項 \mathcal{O} 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 つうち、 内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証 賠償額の予定に 前各号に掲げるもの 人に交付しなければならない。 重要なものとして内閣府令で定めるもの 同項第三号に掲げる事項を除く。)その .関する定めがあるときは、 当該保証契約の 0) ほ か、 内閣府令で定める事項 遅滞なく、 当該書面に記載した 内容を明らかにする 当該保証等に (一定の その 内閣府令で 内 を変 契約 範囲 又は 容 3

4 付する書面に記載された事項と同 等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付 新たに保証契約を締結したときは、 係る求償権等に係る保証契約が締結さ 定めるところにより、 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 係るも て当 証等に係る求 ある場合にあ 第一 項各号に掲げる事 つては、 償 権等 の内容のものを除く。) 遅滞なく、 \mathcal{O} れて 内容を明 次項の規定により交 いるとき、 項 当該保証 らか 内閣府令で (当 該 にする 又 は 等に 保証

たときも、

同様とする。

4

五 返済の方式

する。 三項各号に掲げる事項 当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第 七六 のとして内閣府令で定めるものを変更したときも、 ŧ 項第三号に掲げる事項を除 けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、 れ L ばならない。 たときは、 0 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締 を記載した書面を当該保証契約の 賠償額の予定に関する定め 前各号に掲げるもの 遅滞なく、 当該書面 内閣府令で定めるところにより、 \mathcal{O} に記載した事 定 ほ 0 カン があるときは、 範囲 その 内閣府令で定める事 他 に属する不特定の 項 保証人に交付しなけ の内閣府令で定める のうち、 その 重要なも 内 同 貸付 項 容 様 同

り、 証 る契約の内容を明らかにする書面をこれらの 締結したときは、 したとき、 たときも、 のうち、 人に交付しなければならな 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約 第一 重 項各号に掲げる事項に |要なものとし 又は貸付けに係る契約で保証契約に係るも 同 様とする。 遅滞なく、 '内閣 内閣府令で定めるところによ つい 府令で定めるものを変更 当該 てこ 書 れら 面 · 記載 の貸付 保証契約 た事 を締 0 保 項

\ <u>`</u> 書 閣 府令で定めるも 面 当該 をこ 書面 れ 5 に 0 記載 保 のを変更したときも、 証 契約 した事項のうち、 0 保 証 人に交付 重要なものとし 同様とする。 L なけ れ ば な て内 6 な

5 する。 きは、 ないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 保証人に交付しなければ 契約の内容を明らかにする書 除了。)について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本 各号に掲げる事項 したとき 係る求償権等に係る極度方式保証契約 のうち、 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証 遅滞なく、 (当該保証 重要なものとして内閣府令で定めるものを変更 内閣府令で定めるところにより、 (同項第二号及び第三 人の利益の保護に支障を生ずることが ならない。 面を当該極度方式保証 当該書面に記載した事 が締結され |号に掲げるもの 第 契約の 同様 等に ると 二項 を 5

6 (略)

7 等を譲り受け とができる。 ところにより、 係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、 五. 項までの規定による書面の交付に代えて、 保証等に係る 項までに この場合におい 規定する事項を電 当該保証 |求償権等を譲り受けた者は、| には これ 等に係る求償 ら 0 磁的方法により提供するこ 書 当該保証等に係る求償権 面 0 交付 権等に係る貸付けに を行 政令で定め 第一項 第一項から つたもの か 5 る 第 7

する。 なく、 ないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 項のうち、 保証人に交付しなければ 契約の内容を明らかにする書面 る事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本 したとき 貸金業者は、 内閣府令で定めるところにより、 (当該保証 重要なものとして内閣府令で定めるもの 極度方式保証契約を締結したときは、 人の利益の保護に支障を生ずることが ならない。 を当該極度方式保証 当該書面に記載 第二項各号に掲げ を変更 した事 契約 遅 0

6 (略)

内 定めるところにより、 書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、 の規定により第 交付又は前項の内閣府令で定める書面 の相手方の承諾を得て、 閣 貸金業者は、 府令で 定める書 項前段若しく 項から第五 面 当該貸付けに係る契約又は保 前各項に規定する事項又は前項 記 載す は 項までの規定による書面 き事 第四 項 項 の交付若しくは 会電 前段 磁的. の規定 方法 政令で 証 よる 同項 \mathcal{O}

五 受領年月日	五 受領年月日
又は元本への充当額	又は元本への充当額
四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金	四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金
	一条第二項第四号において同じ。)
Ľ°)	にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十
けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同	権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(保証契約
三 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付	三、保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償
	に係る貸付けの契約の契約年月日
	る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等
二 契約年月日	二保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係
	号、名称又は氏名及び住所
	求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者の商
	係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る
一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に
	交付しなければならない。
た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。	り、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に
内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し	ときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところによ
は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、	証等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けた
第十八条(貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又	第十八条保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保
(受取証書の交付)	(受取証書の交付)
これらの書面の交付を行つたものとみなす。	
り提供することができる。この場合において、貸金業者は、	みなす。

2 六 る は、 他 前 当該 閣 項の規定は 前 府 各号に掲げるも 弁済をした者の請求があつた場合に限り、 令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて 預金又は貯金の \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 内 口座に対する払込みその 閣 府令で定め る事 適用す 項 2

3 当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経て 既に当該弁済をした者の 該保証等に係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係 弁済をした者に対し、 の全部又は一 証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権 を譲り受けた者は、 る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。 る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が 保証等に係る求償権等 部について弁済を受けた場合において、 当該保証等に係る求償権等又は当該保 当該弁済をした者の承諾を得て(当 承諾を得ている場合にあつては、 (当該保証 等に係る求償権等に係 当該 又は 3

により、

|該弁済をした者の承諾を得て)、

内閣府令で定めるところ

状況を記

載した書面として内閣府令で定めるものを交付

定期間における貸付け及び弁済その他の取

引

第一項の規定による書面の交付に代えて、

次に

ことができる。

この場合におい

は

当該書

面

0

交付を行つ

たもの

掲げる事項を記載した書面を当

該弁済をした者に交付する

当該保証等に係る求償

るときは、

る。 は、 六 他 内 前 当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、 関府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて 頭の規定は、 前 各号に掲げるも 預金又は貯金の \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 口座に対する払込みそ 内 閣 府令で定め る事 適用、 項 \mathcal{O}

て、 基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基 交付することができる。 交付に代えて、 定めるものを交付するときは、 府令で定めるところにより、 づく債権の全部又は 弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣 貸金業者は、 当該弁済をした者に対し、 書面の交付を行つたものとみなす。 次に掲げる事項を記載 極度方式貸付 一部につい この場合におい けに 第一 定期間における貸付け その者の承諾を得て、 て弁済を受けた場合に 、係る契 項の規定による書面 した書面をその 約又は当該契約 貸金業者は 府令 及び お 内閣 \mathcal{O}

第十 4 なす。 は、 場合において、 べ 又は当該弁済をした者の承諾を得て)、 する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若 令で定めるところにより、 業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつ 等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金 代えて交付する書面の交付に代えて、 に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載す では、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経 により、 しくは同項の規定により第一 (帳簿の き事項を電磁的方法により提供することができる。 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項に規定 これら (当該保証等に係る求償権等を譲渡した者又は当該保証 受領金額 受領年月 前二号に掲げるもののほ 備付け 事務 同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 の書 所を有し 日 当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者 面 の 交付を行つたものとみなす。 ない 者に その営業所又は事務所ごと 項の規定による書面 か、 あって 内閣府令で定める事項 は 第一項若しくは前 政令で定めるところ 住 所 地又は の交付に 内 閣府 を得 居 (営 所 項 第十 4 代えて、 項の 債務者ごとに貸付 閣 三 の営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、 とみなす。 事 定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき する弁済をした者の承諾 において、 九条 帳 項を電磁的方法により 府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第 貸金業者は、第一 規定による書面の交付に代えて交付する書面 受領金額 簿 受領年月 前二号に掲げるもののほ \mathcal{O} 政令で定めるところにより、 貸金業者は、 備 付け 貸金業者は、 日 けの 項に規定する書 契約につい 『を得て、 これらの書面の交付を行つたもの 提供することができる。 閣府令で定めるところにより、 か、 第一 内閣府令で定める事 て契約年月 面 項若しくは前 同項又は前項 0 交付又は 日 この場合 貸付けの の交付に 前 へに規定 項 項 んに規 項 \hat{O} 内

けの契約に	が当該保証等に係
者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付	証等に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者
第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務	第二十条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保
(特定公正証書に係る制限)	(特定公正証書に係る制限)
	求を拒むことができない。
	とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請
ときを除き、当該請求を拒むことができない。	求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査を目的
に関する調査を目的とするものでないことが明らかである	て、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該請
貸金業者は、当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使	の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合におい
閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、	るところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)
ころにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の	等に係る求償権等を譲り受けた者に対し、内閣府令で定め
府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めると	務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該保証
第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣	第十九条の二 保証等に係る求償権等に係る債務者等又は債
(帳簿の閲覧)	(帳簿の閲覧)
	める事項を記載し、これを保存しなければならない。
	に係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定
	求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付け
	権等に係る貸付けの契約の契約年月日、当該保証等に係る
	等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償
	ついて当該保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証
れを保存しなければならない。	求償権等に係る債務者ごとに当該保証等に係る求償権等に
金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、こ	地)に、その業務に関する帳簿を備え、当該保証等に係る

r ° とを証する書面を取得してはならない 陳述が記載された公正証書をいう。 に係る債 (T) 作成を公証 務 \mathcal{O} 不 履 行 人に嘱託することを代理人に委任するこ の場合に 直ちに強制執 以下この条において同 行に 服 する旨 \mathcal{O}

代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしては、公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に、2

ならない。

3 り、 事 該契約を締結するまでに)、 に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、 託する場合には、 係る求償権等について、 に係る資金需要者等との間で特定公正 項について書面を交付して説明しなければならない。 保証等に係る 債務者等となるべき資金需要者等に対し、 あらかじめ 償権等を譲り受け 特定公正証書の作成を公証 内閣府令で定めるところによ (当該保証等に係る求償 た者は、 証書の作成を公証 次に掲 該保証 人に嘱 げる 権等 等に 当 人 3

服することとなる旨は、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に一「保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に

与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの一 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

委任することを証する書面を取得してはならない。において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条

に類する関与をしてはならない。任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が

げる事で \ <u>`</u> は、 により、 公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつて の契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を 成を公証 貸金業者は、 当該契約を締結するまでに)、 項につい 債務者等となるべき資金需要者等に対し、 人に嘱託する場合には、 貸付けの契約について、 て書面を交付して説明しなければならな あらかじめ「当該貸付け 内閣府令で定めるところ 特定公正 証 次に掲 書の

ることとなる旨特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服す当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、一

与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

金の その給付 とを目的として、 係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受け 下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯 給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者 きないこととされているものをいう。 他 を負担 該保証等に係る求償権等につい により譲り渡し、 に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又 一十条の二 対価 口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の Ļ の性質を有するものを除く。)であつて、 0 事業に関する事務に要する費用の全部又は 又は補助することとされている給付 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 次に掲げる行為をしてはならない。 担保に供し、 て、 又は差し押さえることがで 公的給付 以下同じ。) がその受 (法令の 法令の (給与その П えるこ 座 規 規 以 は 当 に 定 部 定

的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

公

第二十条の二 う。 等の親族その他の者 為をしてはならない。 づく債権 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) 差し押さえることができないこととされているもの であつて、 ている給付(給与その他対価の性質を有するものを除く。) る費用の全部又は 給付に要する費用又はその給付 公的給付 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者 !の弁済を受けることを目的として、 の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 (法令の規定に基づき国又は地方公共団体 法令の規定により譲り渡し、 貸金業を営む者は、 一部を負担 (以下この条において 「特定受給権者 Ļ の事業に関する事務に要す 又は 貸付けの契約に 補助することとされ 担保に供し、 次に掲げる行 っつい こがその 又は を て、

定受給権者が 要なものとして政令で定めるもの \mathcal{O} 金若しくは貯金 求 する書面その 口座に係る通帳若しくは引出 他当該 め 特定受給権者の預金通帳等 又 はこ 預金若しくは貯 れらを保管する行為 他 公的給付を受給することができることを \mathcal{O} \mathcal{O} ŧ 引出 のをいう。) し若しくは払込みに必要な情 金の引出 用の (当該預金若しくは貯 0) 又は年金 カード若しくは 引渡し若しくは提供 し若しくは払込み 証 書その に必 報そ 他 該 金 預

要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その

金若しくは貯金

の引出

[し若

しくは払込みに必要な情報そ

用のカード若しくは当該(当該預金若しくは貯金

預の

他当該!

預

金若しくは

貯金

0)

引出

し若しくは払込み

に必

他

特

П

座に係る通帳若しくは引出

特定受給権者

0

預金通帳等

求

又はこ

れ他

らを保管する行為

する書面その

0

t

のをいう。)

0)

引渡し若しくは提供

者が

公的給付を受給することができることを証

とを求める行 出 預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うこ した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をそ 特 定受給 権者に当該 預 金 文は貯 金 0 払 出 しとその 払 1

(取立て行為の規制)

くは業務の平穏を害するような言動をしてはならない。 人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しば、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る第二十一条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該 第二十一条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該 第二十十二条 保証等に係る対象を記述する

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

以外 る時 照らし相当であると認められないことその他の Iがない 債務者等が弁済し、 すること。 シミリ装置 期を申し出た場合において、)時間 のに、 開帯に、 を用いて送信し、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 又は連絡し、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社会通念に 若しくは連絡を受け 若しくはファ 正当な習 間帯 理

(取立て行為の規制)

 \Box

特

定受給権

者に当該

預

金

一又は貯

金

0

払出

しとその

金払

 \mathcal{O}

言動をしてはならない。 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するようなの者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の契約に基づく債権の販立てについて貸金業を営む者その他第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

照らし 以外 間 由 る時期を申し出た場合に クシミリ装置 すること。 がないのに、 債務者等が弁済し、 *(* 詩間 相当であると認められないことその他 開帯に、 用 前号に規定する内閣府令で定める時 いて送信し、 債務者等に電話をかけ、 又は連絡し、 おいて、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社 若しくは連絡を受け 若しくは の 正当な習 会通念に ファ 間帯

出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯

座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

三 その他の居宅以外の場所を訪問すること。 宅以外の場 クシミリ 正 当な 理 装置 所に電話 由 が を用 な 11 いて送信 をかけ、 \mathcal{O} に、 債務 電報を送達し、 者等 又は債務者等の \mathcal{O} 勤務 先その 若しくはフ 勤 他 務先 \mathcal{O} 居

几 旨の意思を示されたにもかかわらず、 た場所において、 ないこと。 債務者等の居宅又は勤務先その 債務者等から当該場 他の 当該場所から退 所から退去すべ 債務者等を訪問 去 き

五. ず、 活に関 はり紙、 債務者の借入れに関する事実その する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ 立看板その他何らの方法をもつてするを問 他債務者等の 私生 わ

六 に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。 れ その他これに類する方法により保証等に係る求 債務者等に対し、 債務者等以外の者からの金銭 償 0) 権 借 等

七 済することを要求すること。 債務者等以外の者に対し、 債務者等に代わつて債務を

八 せることその他 ている場合におい 債務者等以外の 0 債権 者が債務者等 更に債権の の取立てに協力することを拒否 \dot{O} 取立てに協力すること 居所又は連絡先 を知ら

九 債 、務者等が、 保証等に係る 求 償権 等に係る いる債務 0 処 理

を要求すること。

三 宅以外 その他の居宅以外の場所を訪問すること。 ア クシミリ装置を用いて送信 正 当 な の場所に電話 理 由 が な 1 をかけ、 \mathcal{O} に、 債務 電報を送達し 者等 又は債務者等の勤 \mathcal{O} 勤務 先その 若しくはフ 他 務先 \mathcal{O}

しないこと。 旨の意思を示されたにもかかわらず、 た場所において、 債務者等の居宅又は勤務先その 債務者等から当該場 他 0 当該場所から退去 所から退去すべ 債務者等を訪 問 き

几

ず、 活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ はり紙、 債務者の借入れに関する事実その 立看板その他何らの方法をもつてするを問 他債務者等の 私生

五.

六 債務の弁済資金を調達することを要求すること。 れその他これに類する方法により貸付けの 債務者等に対し、 債務者等以外の者からの金銭 契約に基づ 0) 借

七 八 せることその他 ている場合におい 弁済することを要求すること。 債務者等以外の者に対し、 債務者等以外の \mathcal{O} 債権 者が債務者等の て、 更に債権の の取立てに協力することを拒否 債務者等に代わつて債務 取立てに協力すること 居所又は 連絡 先 を知ら

九 債務者等が、 貸付 け の契約 に基づく債権 に係 る債 務 \mathcal{O}

を要求すること。

居

達し、 を弁 由がないのに、 事事件に関する手続をとり、 ることを要求すること。 にもかかわらず、 訪問する方法により、 面によりその旨の通知があつた場合において、 '法書士法人 (以下この号において 「弁護士等」 という。) れに対し債務者等から直接要求しないよう求められた 護士若しくは弁護士法人若しくは司 若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、 又はその処理のため必要な裁判所における民 債務者等に対し、 更にこれらの方法で当該債務を弁済 当該債務を弁済することを要求し、 弁護士等又は裁判所から書 電話をかけ、 法書士若しく 正当な理 電報を送 又は す は

に掲げる言動をすることを告げること。十一債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

2

り、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければ一つ、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければ一等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者を譲り受けた者での取立てについて当該保証等に係る求償権等と譲り受けた者又は当該保証等に、保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に

は氏名及び住所並びに電話番号 保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又

いう。) られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を 求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要 報を送達し、 当な理由がないのに、債務者等に対し、 から書面によりその旨の通知があつた場合におい ける民事事件に関する手続をとり、 くは司法書士法人 処 弁済することを要求すること。 理 を弁護士若しくは弁護士 に委託し、 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 又はその処理のため必要な裁判所にお (以下この号において 法人若 弁護士等又は裁 しくは 電話をかけ、 「弁護士等」 司 法書士 て、 若し 判 لح 電 正 所

に掲げる言動をすることを告げること。 かいずれか 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。) のいずれか

2

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

電

話番号

てその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を	保証等に係る求償権等についてその全部の弁済を受けた場
第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権につい	第二十二条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該
(債権証書の返還)	(債権証書の返還)
	しなければならない。
しなければならない。	を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに
を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項
その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び
あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	するに当たり、相手方の請求があつたときは、当該保証等
約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てを
業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から
営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金	受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて
3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を	3 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を譲り
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
七 支払を催告する金額	七 支払を催告する金額
六 支払の催告に係る債権の弁済期	六 支払の催告に係る債権の弁済期
五 貸付けの利率	五 貸付けの利率
	権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
四貸付けの金額	四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償
	に係る貸付けに係る契約の契約年月日
	る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等
三 契約年月日	三 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係
二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名	二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

は、 合に おお 遅滞なく、 1 これをその弁済をした者に返還しなければ \mathcal{O}

て当該保証等に係る求償権 等 証書を有するとき 有す

ならない。

(保証等に係る求償権等の譲渡の規 制

第二十四条の四 当該保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつて 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、

は、 の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその その者に対し、 当該保証等に係る求償権等が貸金業者 他

求償権等に関してする行為について次項におい \mathcal{O} 内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る て読み替え

第十六条の三、 て準用する第十二条の七、 第十七条 (第六項を除く。)、第十八条から 、第十六条の二第三項及び第四項

第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定 (抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載され

十七条 た債権については第十六条の二第三項及び第四項並 (第六項を除く。) の規定を除き、これらの規定に係 がに第

により、 通知しなければならない。

る罰則を含む。)

の適用がある旨を、

内閣

府令で定める方法

通

知しなけ

ればならない。

2 略

、報告徴収及び立入 検査

第 ため 一十四条の 必要があると認めるときは、 六の + 都道府県知事 すは、 保 証等に この法律を施行する 係る求償権等を

> しなければならない。 るときは、 遅 滞 なく、 これ をその 弁済をし た者 に 返

保 証等に係る求償権等の 譲渡の 規制

第二十四条の四 保証業者は、 保証等に係る求償権等

に譲渡するに当たつては、 その者に対 į 当該保証 を他 等に

る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証 によ

り発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその

者が当該保証等に係る求 ・償権等に関してする行為につい 7

の三、 第十二条の七、 第十七条 第十六条の二第三項及び第四項、 (第六項を除く。)、 第十八条から第二十二 第十六条

条まで、 第二十四条の六の十並びにこの項の規定 (抵当証

券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権 ついては第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条

を含む。)の適用がある旨を、 (第六項を除く。) の規定を除き、これらの規定に係る罰! 内閣府令で定める方法により

2 略

(報告徴 収及び立入 検 査

第二十四条の \mathcal{O} 法 は律を施っ 六の 行するため必要があると認めるときは、 内閣総理大臣又は都道府県知事 は、 その 登

還

2 当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等 所。 等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者又は 譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務 0 る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料 該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の当該保証等に係 に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、 域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該保証 保証等に係る求償権等を譲り受けた者 特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、 0 (営業所又は事務所を有しない者にあつては) 提出を命ずることができる。 業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。 都道府県知事は、 下この 条において同じ。) 資金需要者等の利益の保護を図るため を有するものに対して、そ (当該都道府県の 住所又は居 当 区 所 2

料の提出を命ずることができる。録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資

内閣総理大臣又は都道

府県知事は、

資金需要者等の

利

0 立ち入らせ、 は 償権等を譲り受けた者 必要があると認めるときは、 事 他 都道府県知事は、 務 の物件を検査させることができる。 所を有するものに限る。) その業務に関して質問させ、 資金需要者等の利 (当該都道府県の 当該職員に、 の営業所若しくは事務所に 益の保護を図るため 区 |域内に営業所又 又は帳簿書類そ 保証等に係る求 3

4

都道府県知事は、

資金需要者等の利益の保護を図るため

特

に必要があると認めるときは、

その

必要

0

限度に

おいて、

3

要の 貸金業者の \mathcal{O} 料 係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸 金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、 保護を図るため特に必要があると認めるときは、 0 提出を命ずることができる。 限度において、 貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資 その 登録を受けた貸金業者の貸付 その 当 該 けに 必

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の物件を検査させることができる。

の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

る。 件を検査させることができる。 た者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託 当 に必要な事項に関して質問させ、 けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、 た保証業者若しくは当該保証等に係る求償権等を譲り受け 都 に係る求償権等を譲り受けた者に対する質問若しくは検査 道府県の 該 職 0 当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結 員 に、 区域内に営業所又は事務所を有するものに限 保証等に係る求償権等を譲り受けた者 又は帳簿書類その他の 当該保証等 **当** を受 該 物

要 又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 対する質問若しくは検査に必要な事項 者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、 者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた 者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業 0 限度に お 11 て、 当該 職員に、 その登録を受けた貸金業 に関して質問させ 当該貸金業者に

捜査のために認められたものと解してはならない。 ――6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪

を提示しなければならない。

示す証明書を携帯し、

関係者の請求があつたときは、

これ

5

前

一項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を

5

前

項

の規定により立

入検査をする職員

は、

その身分を

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪を提示しなければならない。 示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ

捜査のために認められたものと解してはならない。第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯

読替後	読替前
(生命保険契約の締結に係る制限)	(生命保険契約の締結に係る制限)
第十二条の七一受託弁済に係る求償権等「第二十四条の三第一	第十二条の七(貸金業者は、貸付けの契約(住宅資金貸付契)
二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この	約その他の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方又は相
条から第二十二条までにおいて同じ。)を譲り受けた者は、	手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受
当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約(住宅資	けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当
金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。)の相手	該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としては
方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の	ならない。
支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合	
には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故	
としてはならない。	
(契約締結前の書面の交付)	(契約締結前の書面の交付)
第十六条の二(略)	第十六条の二(略)
2 (略)	2 (略)
3 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁	3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結
済に係る求償権等について保証契約を締結しようとする場	しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、
合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定め	内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(一定の
るところにより、次に掲げる事項(一定の範囲に属する不	範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とす
特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあ	る保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を明
つては、第三号に掲げる事項を除く。)を明らかにし、当該	らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証

なろうとする者に交付しなければならな 保 **胚契約** 0 内容を説明する書 面 を当 該 條保証契 約 0 保 証 人と

住所 者に弁済を委託し 第十七条及び第十八条において同じ。)及び当該受託 第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者を 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託 た貸金業者の商号、 名称又は氏名及び 弁済 弁済 者

保証 期間

 \equiv 保証 金額

兀 保証 の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五.

条の規定の趣旨その他の は、 保証 民法 人が主たる債務者と連帯 (明治二十九年法律第八十九号) 第四百五 連帯保証 して債務を負担するとき 債務の内容に関する事 十四四

項として内閣府令で定めるも

4 同 により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法によ 済に係る求償権等を譲り受けた者は、 による書面の交付に代えて、 、提供することができる。 項の保証人となろうとする者の承諾を得て、 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、 前各号に掲げるもののほか、 この場合におい 政令で定めるところにより、 内閣府令で定める事項 当該書面の交付を行 て、 同項 前項の 当該受託弁 \mathcal{O} 規定 規 定

たものとみなす。

\ \ \ 貸金業者の商号、 名称又は氏名及び 住所

保証 期間

三 保証 金額

兀 五. は、 保証 保証 民法 の範囲に関する事 人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき (明治二十九年法律第八十九号) 項で内閣府令で定めるも 第四百五 十四

項として内閣府令で定めるもの

条の規定の趣旨その他

 \mathcal{O}

連帯保証

債務の内容に関する事

4

すべ ろうとする者の承諾を得て、 付 ができる。 けの契約の 政令で定めるところにより、 六 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、 を行つたものとみなす。 きものとされる事項を電磁的方法により提供すること 前各号に掲げるもののほ この場合におい 相手方となろうとする者又は か、 前三項の規定により明 第一項若しくは第二項の貸付 貸金業者は 内閣府令で定める事 前項の保証 当該書面の交 つらかに 人とな 項

証 人となろうとする者に交付 L な け れ ば な 5 な

契

約

 \mathcal{O}

保

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

をすべきことを定めるものである旨済に係る求償権等を譲り受けた者に対し保険金額の支払一当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に受託弁

場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた 2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定 による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、 による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、 がる事項を電磁的方法により提供することができる。この がる事項を電磁的方法により提供することができる。この がる事項を電磁的方法により根等を譲り受けた者は、前項の規定

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手的ない。 資金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手のない。

る旨者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであ者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものであ当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業

2 1 を電磁的方法により提供することができる。 方となろうとする者の承諾を得て、 令で定めるところにより、 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、 て、貸金業者は、 前号に掲げるもの 当該書面の交付を行つたものとみなす。 のほ 貸付けの契約の相手方又は相手 か、 内閣府令で定める事 同項各号に掲げる事項 この場合にお 政

(契約締結時の書面の交付)

者は、

当

該

書

面

の交付を行つたも

0

とみなす

約

締

結時の書面の交付

六 返済期間及び返済回数	六 返済期間及び返済回数
五 返済の方式	五 返済の方式
四 貸付けの利率	四 貸付けの利率
	求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
三 貸付けの金額	三 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る
	償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
	に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求
二 契約年月日	二 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済
	名称又は氏名及び住所
	及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、
一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	一一受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者
	ものを変更したときも、同様とする。
	記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定める
	係る契約の債務者に交付しなければならない。当該書面に
	にする書面を当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに
も、同様とする。	く。) について当該受託弁済に係る求償権等の内容を明らか
重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき	り交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除
交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、	貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定によ
ついてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に	託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式
なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に	内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項 (当該受
約を除く。第四項において同じ。)を締結したときは、遅滞	受託弁済に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、
第十七条(貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契)	第十七条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該

2 滞なく、 は、 らかにする書面を当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付 を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除 8 けに係る契約の債務者に交付しなければならない。 託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明 る。以下この項及び第五項において同じ。)を譲り受けた者 に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限 八 七 面に記載した事項のうち、 (第二号及び第三号に掲げるものを除く。) について当該受 るものを変更したとき(当該債務者の利益の保護に支障 受託弁済に係る求償権等)も、同様とする。 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたときは、 賠 前各号に掲げるもののほか、 償 内閣府令で定めるところにより、 額の予定に 関 する定め 重要なものとして内閣府令で定 (当該受託 が 内閣府令で定める事項 あるときは、 弁済に係る求償権等 次に掲げる事 その 当該書 内 容 遅 項 2

様とする。 その相手方に交付しなければならない。 なく、 とがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 変更したとき 八 七 た事項のうち、 ついてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面 貸 賠償額 (金業者は、極度方式基本契約を締 前各号に掲げるもののほか、 内閣府令で定めるところにより、 0 予定に関する定め (当該相手方の利益の保護に支障を生ずるこ 重要なものとして内閣府令で定めるもの があるときは、 内閣府令で定める事 結したときは、 当該書面に記載し 次に掲げる事項に そ 0 内 遅滞 項 容 を 同

は氏名及び住所
「受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又」
一

一契約年月日

示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提二 極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し

兀

貸付

け

0

利

兀

貸付け

Ó

利

貸金業者の商号、名称又は氏名及び住

二 契約年月日

示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提二 極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し

五 返 済 \mathcal{O} 方式

3 六 七 済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、 賠償額の予定に 前各号に掲げるもの .関する定めがあるときは、 0) ほ か、 内閣府令で定める事項 その 当該受託 内 容 弁

その他 契約の保証人に交付しなければならない。 又は新たに保証契約を締結したときは、 る保証契約にあつては、 範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とす する事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項 令で定めるところにより、 を変更したときも、 た事項のうち、 の内閣府令で定めるものを記載 重要なものとして内閣府令で定めるもの 同様とする。 同項第三号に掲げる事項を除く。) 当該保証契約の内容を明らかに した書面を当該保証 遅滞なく、 当該書面 (一定 内閣 に記載 \mathcal{O} 府 3

ŧ

れ

4 受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方 令で定めるところにより、 又は新たに保証契約を締結したときは、 より交付する書面に記載された事項と同 貸付けに係るもの 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、 係る求償権等に係る保証 つい て当該受託 である場合に 弁 第一 済に 契約が締結されてい 項各号に掲げる事 係る求償 あ つては、 遅滞なく、 権 の内容の 等 次項の規定に Ò 内容を明 当該受託弁 るとき、 項 内閣府 もの (当 該

4

Ŧī. 返 済 0 方

七六 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締 賠償額の予定に関する定め 前各号に掲げるもの のほ カュ があるときは、 内閣府令で定める事 その 内 項 容

する。 三項各号に掲げる事項 当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第 のとして内閣府令で定めるものを変更したときも、 項第三号に掲げる事項を除 けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、 したときは、 ばならない。 0 を記載した書面を当該保証契約の 遅滞なく、 当該書面 (一定の 内閣府令で定めるところにより、 に記載した事 その 範囲に属する不特定の 他 項 保証人に交付しなけ の内閣府令で定める のうち、 重要なも 同 貸付 様 同

り、 証 る契約の内容を明らかにする書面をこれらの 締結したときは、 したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るも たときも、 のうち、 人に交付しなければならない。 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約 第一 重 項各号に掲げる事項に 一要なものとし 同 様とする。 遅滞なく、 '内閣 内閣府令で定めるところによ 府令で定めるものを変更 ついてこ 当該 書 れら 面 · 記載 の貸付 保証契約 た事 を締 0 項

る ば か ならない。 て内閣府令で定めるものを変更したときも、 する書 面 当該書面に記載した事項のうち、 をこれ らの 保 証 契 約 \mathcal{O} 保 証 人に交付 重要なも 同様とす L なけ \mathcal{O} れ

5 た事項のうち、 基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契 様とする。 とがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 変更したとき 約の保証 のを除く。) について当該極度方式保証契約に係る極度方式 二項各号に掲げる事項(同項第二号及び第三号に掲げるも るときは、 済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されてい 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、 人に交付しなければならない。 遅滞なく、 (当該保証 重要なものとして内閣府令で定めるもの 内閣府令で定めるところにより、 一人の利 益の保護に支障を生ずるこ 当該書面に記載し 当該受託 を 同 第 弁 5

する。 る事 なく、 ないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、 項のうち、 保証人に交付しなければ 契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証 したとき 貸金業者は、 ・項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本 内閣府令で定めるところにより、 (当該保証 重要なものとして内閣府令で定めるもの 極度方式保証契約を締結したときは、 人の利益の保護に支障を生ずることが ならない。 当該書面に記載 第二項各号に掲げ 同様と を変更 した事 契約 遅

6 (略

7 6

(略)

受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、

第一

項

カン

5

から

ることができる。

この場合に

お

いて

当

該受託

,係る

す

けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、

第一

項

第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供

るところにより、

当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付

第五項までの規定による書

面

の交付に代えて、

政令で定め

7 \mathcal{O} の規定により第 交付又は前項の 定めるところにより、 相 面 貸金業者は、 手方の の交付に代えて交付する書 承諾を得て、 第 内閣府令で定め 項前段若しくは第四項前段の規定による 項 当該貸付けに係る契約又は保証契約 から第五項までの規定による書面 前各項 る書 面の交付に代えて、 規定する事 面 \mathcal{O} 若しく 項 文は 政 前 令で 項 同 \mathcal{O} 項 \mathcal{O}

五 受領年月日	五 受領年月日
又は元本への充当額	又は元本への充当額
四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金	四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金
	二十一条第二項第四号において同じ。)
じ。)	契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第
けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同	求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(保証
三 貸付けの金額 (保証契約にあつては、保証に係る貸付	三 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る
	償権等に係る貸付けの契約の契約年月日
	に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求
二 契約年月日	二 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済
	名称又は氏名及び住所
	及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、
一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	一受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者
	者に交付しなければならない。
た書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。	により、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした
内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し	けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところ
は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、	受託弁済に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受
第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又	第十八条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該
(受取証書の交付)	(受取証書の交付)
これらの書面の交付を行つたものとみなす。	
り提供することができる。この場合において、貸金業者は、	ものとみなす。
内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法によ	求償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行つた

2 六 は、 る 他 前 当該 |閣府 項の規定は、 前 各号に掲げるも 弁済をした者の請求があつた場合に限り、 令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて 預金又は貯金の口座に対する払込みその \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 内 閣 府令で定め る事 適用す 項 2

3

弁

済に係る求償権等

当

該受託

弁済に

係る求償権等

3

る。

当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基 は 書面を当 ける貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面 諾を得て)、内閣府令で定めるところにより、一定期間 \mathcal{O} づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合におい 合におい 定による書面の交付に代えて、 弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者 に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るもの 内閣府令で定める手続を経、 て内閣府令で定めるものを交付するときは、 承諾を得ている場合にあ 当該弁済をした者に対し、 を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等又は (当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託 該 て、 該弁済をした者に交付することができる。 面 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受け の交付を行つたものとみなす。 つては、 次に掲げる事項を記 当該弁済をした者の承諾を 又は当該弁済をした者の 当該弁済をした者に対 第一 項 載 した にお \mathcal{O} 承 限 規

> は、 六 他 内 前 当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、 関府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつて 頭の規定は、 前 各号に掲げるも 預金又は貯金の \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 口座に対する払込みその 内 閣 府令で定める事 適用、 項

当該 て、 基 交付することができる。 交付に代えて、 定めるものを交付するときは、 府令で定めるところにより、 弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣 づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合に 本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基 貸金業者は、 当該弁済をした者に対し、 書面の交付を行つたものとみなす。 次に掲げる事項を記載 極度方式貸付 この場合におい けに 第一 定期間における貸付け その者の承諾を得て、 係る契 項の規定による書面 した書面をその 約又は当該契約 貸金業者は 府令で 及び 内閣 お \mathcal{O}

受領年 月 日

受領金額

4 三 ŋ 内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法によ 得て(当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託 ろにより、 済に係る求償権等を譲り受けた者は、 諾を得て)、第一項若しくは前項に規定する事項又は同 の承諾を得ている場合にあっては、当該弁済をした者に対 弁済者に 若しくは同項の規定により第一項の規定による書面 定する書面の交付又は に代えて交付する書面 内閣府令で定める手続を経、 提供することができる。 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、 前 一号に掲げるもの 弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をし 同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾 の交付に代えて、 前項の内閣府令で定める書面 0 この場合に ほ か、 又は当該弁済をした者の 内閣府令で定める事 これらの書面の交付 おいて、 政令で定めるとこ 当該受託弁 第一項に規 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 た者 交付 交付 項 承 \mathcal{O} 4

に

受領 年 月 日

受領金額

閣

代えて、 項の規定による書面の交付に代えて交付する書面 とみなす。 事項を電磁的方法により提供することができる。 する弁済をした者の承諾を得て、 定する事項又は同 おいて、 府令で定める書面の交付若しくは同 貸金業者は、 前二号に掲げるもののほ 政令で定めるところにより、 貸金業者は、 第 項 項に規定する書面の交付又は前項の の内閣府令で定める書面 これらの書面の交付を行つたもの か、 第一 内 閣府令で定める事 項若しくは前項 同項又は前項 項 の規定により 記記載 この場 の交付に すべ に規 に規 項 第 内 き 定

帳 簿の (備付け) を行つたものとみなす。

業所又は事務所を有しない者にあつては、 府令で定めるところにより、 その業務に関する帳簿を備 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、 その営業所又は事務 え、 当該受託 住所地又は居所 所ごと (営 弁済に係 内閣

> 帳 簿 0 備付 け

第十九条 金 額 債務者ごとに貸付けの契約につい の営業所又は事務所ごとに、 受領 貸金業者は、 金額その 他内閣府令で定める事項を記 内閣府令で定めるところにより、 その業務に関する帳簿を備え、 て契約年月日、 貸付けの 載 そ

けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付	務者等が特定公正証書(債務者等が当該受託弁済に係る求償権等について、債務者等から、当該債
第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務	第二十条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該
(特定公正証書に係る制限)	(特定公正証書に係る制限)
	当該請求を拒むことができない。
	を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、
ときを除き、当該請求を拒むことができない。	当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査
に関する調査を目的とするものでないことが明らかである	において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、
貸金業者は、当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使	限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合
閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、	定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に
ころにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の	託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に対し、内閣府令で
府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めると	債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該受
第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣	第十九条の二 受託弁済に係る求償権等に係る債務者等又は
(帳簿の閲覧)	(帳簿の閲覧)
	ならない。
	他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければ
	等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金額その
	託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権
	に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日、当該受
	該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済
	等について当該受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当
れを保存しなければならない。	る求償権等に係る債務者ごとに当該受託弁済に係る求償権

することを証する書面を取得してはならない。
いて同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任る旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条にお償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服す

3 げる事 V : は、 により、 公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合に 償権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を に嘱託する場合には、 済に係る求償権等について、 受託弁済に係る求 当該契約を締結するまでに)、 項につい 債務者等となるべき資金需要者等に対し、 て書面を交付して説明しなければなら 償権等を あらかじめ(当該受託弁済に係る求 特定公正証書の作成を公証 譲り受けた者は、 内閣府令で定めるところ 当該受託 次に掲 にあって な 弁 人 3

服することとなる旨は、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に一一受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

委任することを証する書面を取得してはならない。において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条

に類する関与をしてはならない。任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が

げる事で V : は、 により、 の契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を 成を公証 公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつて 貸金業者は、 当該契約を締結するまでに)、 項につい 債務者等となるべき資金需要者等に対し、 人に嘱託する場合には、 貸付けの契約につい て書面を交付して説明しなければならな あらか 内閣府令で定めるところ て、 だめ 特定公正 (当該貸付け 証 次に掲 ō

ることとなる旨特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服す当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、

前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

与 える影 響に 関 ける事 項 として 内 閣 府 令で 定 8 る Ĕ \mathcal{O}

保管等

O

限

与 える影 響に 関 す る事 頭とし 7 内 閣 府 令 で 定 8 る Ł

当該受託弁済に係る求償権等につい 条の二 給付に係る預金通帳等の 受託弁済に係る求償権等を譲り受け て、 制 公的給付 (法令の 第

その 規定に基づき国又は地 又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は 部を負担 他 対価の性質を有するものを除く。)であつて、法令の į 又は補助することとされている給付 方公共団体がその給付に要する費用 (給与

け 座に係る資金から当該受託弁済に係る求償権等の弁済を受 は 貯金 (以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又 ることを目的として、 0 口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の 次に掲げる行為をしてはならない。 \Box

の受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の

が 規

定により

譲り渡し、

担保に供し、

又は差し押さえること

以下同じ。)がそ

者

できないこととされているものをいう。

要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その 金若しくは貯金 口 る書面その 他 座に係る通帳若しくは引出 特定受給権者の 当該預· 権 が 金若しくは 他のものをいう。) 公的給付を受給することができることを証 の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 預金通帳等 貯金の引出 用の (当該預金若しくは貯金 の引渡し若しくは提供を し若しくは払込みに必 カード若しくは当該 他特 預 \mathcal{O}

> 、公的給付に係る預金通帳等の 保管等 0 制 限

う。 為をしてはならない。 預金又は貯 という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 等の親族その他の者 差し押さえることができないこととされているもの る費用の全部又は づく債権の弁済を受けることを目的として、 であつて、 ている給付 給付に要する費用又はその給付 公的給付 十条の二 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者 (法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその 法令の規定により譲り渡し、 金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) 貸金業を営む者は、 一部を負担し、 (以下この条において 「特定受給権者 0 又は補助することとされ 事業に関する事務に要す 貸付けの契約に 担保に供し、 次に掲げる行 又は を て、

する書面その 要なものとして政令で定めるもの \mathcal{O} 金若しくは貯金 口座 定受給権 他当該預 特定受給権者の預金通 に係る通帳若しくは引出 者 が 金若しくは貯 他のものをいう。) 公的給付を受給することができることを証 の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 張等 金の引出 用の (当該預金若しくは貯 の引渡し若しくは 又は年金証書その カード し若 しくは払込みに必 若しくは 他特 該 金 預

 \mathcal{O}

求め、又はこれらを保管する行為

その預金又は貯 出 ことを求める行為 特定受給権者に当該預金又は貯 した金銭による当該受託 金 \mathcal{O} 口 座のある金融機関に委託して行う 弁済に係る求償権等の 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 払出 とその 弁済 払 を

求め、又はこれらを保管する行為

7 口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為を 出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金い 二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払

 \mathcal{O}

(取立て行為の規制)

第一 た者は、 ない。 生活若 該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済 に係る求償権等を譲り受けた者その他 当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当 くは業務の平穏を害するような言動をしてはなら 人を威迫し、 受託弁済に係る求 又は次に掲げる言動その他の 償 権等 を の者から委託 譲り受けた者又 を受け 人 は当 0 私

者等に電話をかけ、 送信し、 正当な れる時 又は債務者等の居宅を訪問すること。 理 間帯として内閣府令で定める時間帯に、 由 が ないのに、 若しくはファクシミリ装置を用 社会通念に照らし 不適 当と認 債務 て

る時 照らし 債務者等が弁済し、 な 期を申し出た場合において、 \mathcal{O} 時 相当であると認 間 \mathcal{O} に、 帯 前号に規定する内 債務者等に電 又は連絡し、 められないことその他 話 閣 その申出が社会通念に をか 府令で定める時 若しくは連絡 け、 若しくは の 正当な を受け ファ 間 理

照らし

相当であると認められないことその他

の

正当な

理

る時期を申

し出た場合に

おいて、

その

申出

が社会通念に

以

 \mathcal{O}

時

間の

債

務者等に電話をか

け、

若しくは

ファ

由

が

な

帯に、

前

号に規定する内

閣

府令で定める時

間

(取立て行為の規制)

第二十一 動その 取立てをするに当たつて、 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その の者から委託を受けた者は、 言動をしてはならない。 他 0 人の私生活若しくは業務の平穏を害するような 貸金業を営む 者又は貸金業を営 人を威迫 貸付けの契約に基づく債権 Ĺ 又は次に掲げる言 貸付 け 他 \mathcal{O}

送信し、 者等に電話をかけ、 8 6 債務者等が弁済し、 正当な理 れる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 又は債務者等の居宅を訪問すること。 由 が ない のに、 若しくはファクシミリ装置を用 又は連絡し、 社会通念に照ら 若しくは 連 適当 受け 債務 T と 認 7

232 / 276

問すること。 クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフニーニーの場所に電話をかけ、債務者等の勤務先その他の居

しないこと。
「いかかかからず、当該場所から退去」での意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去すべきた場所において、債務者等から当該場所から退去すべき四」債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

社。活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

等に係る債務の弁済資金を調達することを要求するこれその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権力、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

問すること。 クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフェ当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

しないこと。 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべきで場所において、債務者等から当該場所から退去すべき

兀

と。
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこが、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく六、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八の債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

と要求けること。 ている場合において、更に債権の取立てに協力すること

を要求すること。

九 求し、 又は訪問する方法により、 を送達し、 な理由がないのに、 ら書面によりその旨の通知があつた場合において、 理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しく る民事事件に関する手続をとり、 済することを要求すること。 れたにもかかわらず、 司 債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務 法書士法人 に委託し、 これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 又はその処理のため必要な裁判所に (以下この号において 債務者等に対し、 更にこれらの 当該債務を弁済することを要 弁護士等又は裁 方法で当該債務を 電話をかけ、 「弁護士等」とい 判 正当 におけ Ĺ 所 Ō 電 報 処 カ 九

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

2

2 債務者等に対し、 償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、 わ る電磁 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁 係る求償権等の取立てについて当 ŋ 的 これ 記録を送付するときは 支払を催告するために書面又はこれに代 次に掲げる事 項を記 内閣府令で定めるとこ 該受託 載 又は記 弁済に係る求 録 しな

> を要求すること。 ている場合において、更に債権の取立てに協力すること

当な理 求し、 いう。) られたにもかかわらず、 又は訪問する方法により、 報を送達し、 から書面によりその旨の通知があつた場合におい ける民事事件に関する手続をとり、 くは司法書士法人 処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若 弁 済することを要求すること。 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係 これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 一由がないのに、 に委託し、又はその処理のため必要な裁判所に 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 以 債務者等に対し、 下この号におい 更にこれらの 当該債務を弁済することを要 弁護士等又は 方法で当該債務を て 電話をかけ、 「弁護・ る債 士 等 て、 判 務 電 お لح 正 所

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

載 閣府令で定めるところにより、 に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、 委託を受けた者は、 づく債権の 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基 又は 記録し、 取立てについて貸金業を営む者その なければならない。 債務者等に対し、 これに次に掲げる事項を記 支払を催告するため 他 \mathcal{O} 者か 内

3 八 七 六 五 兀 り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てに け 明 8 は氏名及びその取立てを行う者の 該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、 取立てをするに当たり、 者から委託を受けた者は、 又は氏名及び住所並びに電 る事項を、 償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日 て当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その 前項に定めるもののほ れ 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏 償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの 係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、 受託弁済に係る求償権等を譲り 支払を催告する金額 支払の催告に係る債権の 貸付けの利率 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に ば か 前各号に掲げるもののほ ならな なけ 内閣府令で定める方法 れ ばならない か、 相手方の -当該受託弁済に係る求償権等の 受託弁 か、 話 弁済期 番号 内閣府令で定める事 請 氏名その他内閣府令で定 受け 求が により、 済に係る求償権等を譲 あったときは、 者の 当該受託弁済 その相手方に 商号、 名称又 項 他 係 名 当 \mathcal{O} 0 る 称 3 を、 業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契 営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについ 八 六 五. 兀 その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項 あつたときは、 約に基づく債権の 七 なければならない。 前項に定めるもののほ 電 ²話番号 貸付け 貸付け 契約年 貸 金 業 内閣府令で定める方法により、 当該書面又は 支払を催告する金額 前各号に掲げるもののほ 支払の催告に係る債権 月日 を \mathcal{O} \mathcal{O} 利 金 貸金業を営む者の む 取立てをするに当たり、 電 者の商号、 磁 的記録を送付する者の か、 か、 貸金業を営む者又は貸金業 名称又は氏名及び 内閣府令で定める事 その 相手方に明らか 名称又は氏 相手方の請 氏名 住所並 て貸金 名及び 項 求 び が に

(債権証書の返還)

(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制

この は、 ことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受 5 券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第 第十八条から第二十二条まで、 項及び第四項、 いて読み替えて準用する第十二条の七、 託弁済に係る求償権等に関してする行為について次項にお 金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生した つては、 一十四条の五 定める方法により、 項 項 規定に係る罰則を含む。) 、並びに第十七条 当該受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当た の規定 その者に対し、 (抵当証券法第一条第一 第十六条の三、 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者 (第六項を除く。) 通知しなければならない 当該受託弁済に係る求償権等が の適用がある旨を、 第十七条 第二十四条の六の十並びに 項に規定する抵当証 の規定を除き、 第十六条の二第三 (第六項を除く。)、 内]閣府令 これ 貸 2

2

略

(債権証書の返還)

しなければならない。
有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還てその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権につい

(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制

第二十四条の五 項、 規定 方法により、 に第十七条 から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項 行為について第十二条の七、 並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事 済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務 他人に譲渡するに当たつては、 に係る罰則を含む。) された債権については第十六条の二第三項及び第四 略 第十六条の三、 (抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証 (第六項を除く。) 通知しなければならない。 受託弁済者は、 第十七条 の適用がある旨を 第十六条の二第三項及び第四 の規定を除き、 (第六項を除く。)、第十八条 その者に対し、 受託弁済に係る求償権等 閣府令で定める これら 当該受託 一券に記 項 規定 並 てバ 項 弁

236 / 276

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の六の る。 居所 その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができ 所 を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務 (営業所又は事務所を有しない 必要があると認めるときは、 以下この条において同じ。)を有するものに対して、 $\dot{+}$ 都道府県知事 者にあ 受託 は、 この法律を施行する 弁済に係る求償権等 つては、 住所又は

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため 2

受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者(当該都道府県の特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、

受託弁済に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対又は当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者から当該託弁済に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。) の当該受

報告又は資料の提出を命ずることができる。受託弁済に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべ

当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の

当該

き

求償権等を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所必要があると認めるときは、当該職員に、受託弁済に係るる 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため

務

所を有

するもの

(限る。)

の営業で

所若しくは事務所

(報告徴収及び立入検査

料の提出を命ずることができる。
録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登第二十四条の六の十一内閣総理大臣又は都道府県知事は、こ

要の 料 貸金業者の \mathcal{O} 係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸 金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、 保護を図るため特に必要があると認めるときは、 0 内 限度において、] 閣総理大臣又は都道 提出を命ずることができる。 貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資 その登録を受けた貸金業者の貸付けに 府県知事は、 資金需要者等の その 利 必

3 入ら その \mathcal{O} 保護を図るため必要があると認めるときは、 内閣総理大臣又は都道 せ、 登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち その業務に関して質問させ、 府県知事は、 又は帳 資金需要者等の 湾書類 当該職 その 員に、 利 他

その に立 他 ち 入ら の物件を検査させることができる。 しせ、 その 業務 に関 L て質問 ごさせ、 又 んは帳 簿 書 類

4 る。 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に対する質問若し 受けた者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委 託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、 該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限 特に必要があると認めるときは、その必要の限度におい くは検査に必要な事項に関して質問させ、 他 「該職員に、 た保証業者若しくは当該受託弁済に係る求償権等を 都道府県知事 の物件を検査させることができる。 0 当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約を締結 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者 は、 資金需要者等の利益の保護を図るため 又は帳簿書類そ 当 該 譲り (当 て、 4

物件を検査させることができる。

 \mathcal{O}

要の 又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 対する質問若しくは検査に必要な事項 者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、 者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた 者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証 の保護を図るため特に必要があると認めるときは、 内 閣 限度において、 総理大臣 又は都道 当該職員に、 府県 知事 争は、 その登録を受けた貸金業 に関して質問させ 資金需要者等 当該貸金業者に その Ò 利 必

を提示しなければならない。 示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を

5

前

項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を

6

第三項及び第四

|項の規定による立入検査の権限は

犯罪

を提示しなければならない。

示す証明書を携帯し、

関係者の

請求があつたときは、

これ

捜

査のために認められたものと解してはならない。

捜査のために認められたものと解してはならない。6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪

〇法第二十四条の六関係(改正政令第三条)

2 \ 4 (略)	2~4 (略)
める方法により、通知しなければならない。	
規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定	
並びに第十七条 (第六項を除く。) の規定を除き、これらの	
記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項	閣府令で定める方法により、通知しなければならない。
和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券に	-(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内
第二十四条の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法(昭	び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定
第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、	十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及
条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、	貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第二
付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二	の他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る
他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸	業を営む者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことそ
貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその	に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金
他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が	において同じ。)は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人
第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を	第二十四条 貸金業を営む者 (貸金業者を除く。以下この項
(債権譲渡等の規制)	(債権譲渡等の規制)
読替前	読替後

<i>ħ</i> - ħ -•	6														f _t -f _{t-}		
第二十条の二(資金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく)(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)	3 (略)	関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。	ることを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に	ついて、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託す	受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に	2 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り	代理人に委任することを証する書面を取得してはならな	下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを	制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以	係る貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強	ら、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が当該債権に	権に係る貸付けの契約に基づく債権について、債務者等か	貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債	ら第二十一条まで及び第二十四条第一項において同じ。)の	第二十条「貸金業を営む者「貸金業者を除く。以下この条か」	(特定公正証書に係る制限)	読替後
第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)	3 (略)		に類する関与をしてはならない。	任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ	特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委	2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が				委任することを証する書面を取得してはならない。	において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に	服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条	けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に	者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付	第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務	(特定公正証書に係る制限)	読替前

債権, 債権の弁済を受けることを目的として、 者等又は債務者等の親族その他の者 ているものをいう。 担 有するものを除く。)であつて、法令の規定により譲り渡し、 補助することとされている給付 地方公共団体がその給付に要する費用 づく債権につい してはならない。 まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該 に関する事務に要する費用の全部又は 「特定受給権者」という。) の預金又は貯金の口座に払い込 保に供 を譲り受けた者は、 又は差し押さえることができないこととされ て、 以下同じ。)がその受給権者である債務 公的給付 当該債権 (法令の規定に基づき国 (給与その他 に係 (以下この条におい る貸付 又はその給付 次に掲げる行為を 部を負担し、 対価 け の契約 の性質を 0 又は 又は 事 業 7 基

要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その 求 する書面その 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 口座に係る通帳若しくは引出 他当該預 特定受給権者 又はこれらを保管する行為 金若しくは貯金の引出 他 のものをいう。) 0 預 金通 帳等 用の (当該 \mathcal{O} カード若しくは当該 引渡し若しくは提供を し若しくは払込みに必 預 金若しくは 貯 監報そ 他 金 特 預 \mathcal{O}

特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

特

定受給

権者に当該預

金又は貯

金

 \mathcal{O}

払

出

とそ

0

払

う。 公的 為をしてはならない。 づく債権 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) 等の親族その他の者 差し押さえることができないこととされているもの であつて、 る費用の全部又は ている給付 給付に要する費用又はその給付 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者 給 付 \mathcal{O} の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 (法令 法令の規定により譲り渡し、 弁済を受けることを目的として、 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) \mathcal{O} 規定 部を負担 (以下この条において「特定受給権者 に基 一づき į 0 玉 又は 事業に関する事務に要す 又は 補助することとされ 地 担保に供し、 方公共団 次に掲げる行 体 が を 又は そ \mathcal{O}

求 要なものとして政令で定めるもの \mathcal{O} 金若しくは貯金 する書面その 定受給権者が \Box 座 め、 他当該預金若しくは貯 特定受給 に係る通帳若しくは引出 又はこれらを保管する行為 権者 他のものをいう。) 公的給付を受給することができることを証 の引出し若しくは払込みに必要な情 \mathcal{O} 預 金通 金の引出 帳 等 用の (当 0) 該 又は年金証 カード若しくは当該 引渡し若しくは提供 し若しくは払込みに必 預 金若しくは 監書その 貯 報そ 他特 預

出 \Box 座 L た の ある金融機関に委託して行うことを求める行為 金 銭 によ る当該債権 \mathcal{O} 弁済をその 預 金又は 貯 金 \mathcal{O}

(取立て行為の規制)

次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又はる債権の取立てについて当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権に係る貸付けの契約に基づ年を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づました。貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務一正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認一

害するような言動をしてはならない。

間 由 照らし相当であると認められないことその他の る時期を申し出た場合におい 「がな シミリ装置を用いて送信し、 債務者等が弁済し、 時間帯に、 \mathcal{O} に、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 又は連絡し、 て、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社会通 若しくは連絡 若しくは 正当な理 を受け シファ 念に 間帯

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

三

正

当な理

由

がな

1

 \mathcal{O}

債務者等

 \mathcal{O}

勤務

先

えその

他

 \mathcal{O}

居

出 \Box 座 L 0 た ある金融機関に 金銭 による当該債権 .委託して行うことを求める行為 \mathcal{O} 弁済をその 預 金又は 貯 金 \mathcal{O}

(取立て行為の規制)

言動をしてはならない。 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するようない。 の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他 第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

照らし 問 クシミリ 以 由がない る時期を申し出た場合におい 外 債務者等が弁済し、 すること。 \mathcal{O} 相当であると認められないことその他の 時間帯に、 、装置を用いて送信し、 のに、 前号に規定する内 債務者等に電話をかけ、 又は連絡し、 て、 又は債務者等の居宅を訪 閣府令で定める時 その申出が社会通 若しくは連絡 若しくは 正当な理 を受け ファ 念に 間帯

242 / 276

その 宅以 アクシミリ装置を用いて送信し、 他の居宅以外の場所を訪問すること。 外 0 場 新に 電話 を か け、 電 報を送達 又は債務者等の勤 Į 若 しくは 務先 フ

い。

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

要求すること。

貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することをれその他これに類する方法により譲り受けた債権に係る

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八一債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

九 債務者等が、譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基

を要求すること。

宅以 その他の居宅以外の場所を訪問すること。 アクシミリ装置を用いて送信し、 外 \mathcal{O} 場 郷所に電 話 をか け、 電 報を送達 又は債務者等の勤 L 若 しくはフ 務先

しないこと。 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき、債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

兀

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生」 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

五.

کے

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく六、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の

これらの方法で当該債務を弁済することを要求するこ り ら直接要求しないよう求められたにもかかわらず、 該債務を弁済することを要求し、 ミリ装置を用いて送信 に対し、 ため必要な裁判所における民事事件に関する手続 若しくは司法書士若しくは司法書士法人 あつた場合において、 て「弁護士等」という。) 使 弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通 権 電話をかけ、 に 係る債務 \mathcal{O} 正当な理由がないのに、 į 処 電報を送達し、 理を弁 又は訪問する方法により、 に委託し、 護士若しく これに対し債務者等 若しくはファクシ 又はその処 (以下この 、は弁護 債務者等 士 更に 号に をと 知 理 法 当 カン が \mathcal{O} 人

に掲げる言動をすることを告げること。十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

2

受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債

貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権

を譲り

2

権

 \mathcal{O}

府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委

一 債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並

又は記録しなければならない。

求し、 いう。) られたにもかかわらず、 又は訪問する方法により、 報を送達し、 当な理由がないのに、債務者等に対し、 から書面によりその旨の ける民事事件に関する手続をとり、 くは司法書士法人 処 弁済することを要求すること。 理 を弁護士若しくは これに対し債務者等から直接要求しないよう求め に委託 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 又はその (以下この号において 弁護士 更にこれらの方法で当該債務 通知があ 当該債務を弁済することを要 処理のため必要な裁判所に 法 人若 つた場合におい 弁護士等又は L くは 電話をかけ、 「弁護士等」 司 法書士 て、 裁 若し 判 لح 電 正 お 所

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその	ては、その者に対し、当該債権が貸金業を営む者の貸付け
他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が	権を譲り受けた者は、当該債権を他人に譲渡するに当たつ
第二十四条(貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を	第二十四条 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債
(債権譲渡等の規制)	(債権譲渡等の規制)
	の相手方に明らかにしなければならない。
しなければならない。	閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、そ
を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内
その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	手方の請求があつたときは、当該債権を譲り受けた者の商
あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相
約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係
業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り
営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金	る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸
3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を	3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者の貸付けに係
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
七 支払を催告する金額	七 支払を催告する金額
六 支払の催告に係る債権の弁済期	六 支払の催告に係る債権の弁済期
五 貸付けの利率	五 貸付けの利率
四一貸付けの金額	四一貸付けの金額及び譲り受けた債権の額
	約の契約年月日
三 契約年月日	三 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契
二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名	二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
電話番号	びに電話番号

に係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める方法の言、第二十一条並びにこの項の規定(これらの規定に係の二、第二十一条並びにこの項の規定(これらの規定に係る事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定め

規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、 める方法により、 並びに第十七条 (第六項を除く。) の規定を除き、これらの 記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項 和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券に 第二十四条の六の十並びにこの項の規定 第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、 条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、 付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二 他 内 閣 府令で定める事 通知しなければならない。 項 並びにその者が当該 (抵当証券法 内閣府令で定 債権に係る貸 (昭

2~4 (略)

2

4

略

246 / 276

流 替後	読替前
(保証等に係る求償権等の行使の規制)	(保証等に係る求償権等の行使の規制)
第二十四条の二 貸金業を営む者 (貸金業者を除く。) は、保	第二十四条の二 貸金業者は、保証業者と貸付けに係る契約
証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結するに	について保証契約を締結するに当たつては、その保証業者
当たつては、その保証業者に対し、その保証業者が当該保	に対し、その保証業者が当該保証契約に関してする行為に
証契約に関してする行為について第二十四条の六において	ついて第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第
読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条	十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第
の二、第二十一条並びに第二十四条の四第一項の規定(こ	二十二条まで、第二十四条の四第一項並びに第二十四条の
れらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府	六の十の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証
令で定める方法により、通知しなければならない。	券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第
	四項並びに第十七条 (第六項を除く。) の規定を除き、これ
	らの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令
	で定める方法により、通知しなければならない。
2~4 (略)	2~4 (略)

読替後	読替前
(特定公正証書に係る制限)	(特定公正証書に係る制限)
第二十条 保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定す	第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務
る保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二	者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付し
条までにおいて同じ。)を取得した保証業者は、当該保証等	けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に
に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が	服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条
特定公正証書(債務者等が当該保証等に係る求償権等に係	において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に
る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述	委任することを証する書面を取得してはならない。
が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)	
の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを	
証する書面を取得してはならない。	
2 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証	2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が
等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作	特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委
成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、	任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ
当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をし	に類する関与をしてはならない。
てはならない。	
3 (略)	3 (略)
(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)	(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)
第二十条の二 保証等に係る求償権等を取得した保証業者	第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、
は、当該保証等に係る求償権等について、公的給付(法令	公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその

者 その受給権者である債務者等又は債務者等の親族その とができないこととされているものをいう。以下同じ。) け 又は貯金 \mathcal{O} 与その他対価の性質を有するものを除く。)であつて、 は 用 \mathcal{O} \Box 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その 座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受 規定により譲り渡し、 又は 規 する書面その 金若しくは貯金の引出 ることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 П (以下この条において「特定受給権者」という。) の 他当該! 座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預 部 特定受給権者の預金通帳等 定に を負担 その給 の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯 基 預 づ 金若しくは貯金の引出 Ļ 付 き 他 (T) 国 のものをいう。) 又は補助することとされている給付 事業に関する事務に要する費用の全部又 又は 地 方公共 担保に供し、 し若しくは払込みに必要な情報そ 団 (当該預金若しくは貯金 0) 体 引渡し若しくは提供を し若しくは払込みに必 が 又は差し押さえるこ その給付に要する費 法令 金の 他 預 他 **(**給 特 金 が \mathcal{O} \mathcal{O}

した金銭 預 特定受給権者に当該預 金 又は による当該保証等に係る求償権等の弁済をそ 貯 金 \mathcal{O} \Box 座 \mathcal{O} 金又は貯 あ る金 融 機関 金の に委託 払出しとその て行うこ

求

又はこれらを保管する行為

等の う。 為をしては づく債権の弁済を受けることを目的として、 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 差し押さえることができないこととされているもの であつて、 る費用の全部又は ている給付 給 付 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者 親族その他の者 に要する費用 ならな 法令の規定により譲り渡し、 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) 又はその 部を負担し、 (以下この条において 「特定受給権者 給付 0 又は 事 業 補助することとされ に 関す 担保に供し、 次に掲げる行 る事 務 に 又は . 要す を

求 する書面その 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情 定受給権者が 口座に係る通帳若しくは め、 他当該預 特定受給権者の預金通 又はこれらを保管する行為 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 他のものをいう。) 公的給付を受給することができることを証 引出 帳等 用の (当該預金若しくは貯 0) カード若しくは当 引渡し若しくは 報そ 該 他 金 預

出した金銭 \Box 座 特定受給権者に当該預 \mathcal{O} ある金 による当該債権の弁済をその 融 機関 委託 金又は貯金 て行うことを求める行 \mathcal{O} 払 預金又は貯 出 しとその

とを求める行為

(取立て行為の規制)

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

照らし相当であると認められないことその他 クシミリ装置を用いて送信し、 る時期を申し出た場合において、 Iがな 債務者等が弁済し、 \mathcal{O} 時 いのに、 間 開帯に、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 又は連絡し、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社会通念に 若しくは連絡 若しくは $\overline{\mathcal{O}}$ 正当な理 を受け ファ 間帯

以外の場 正当な理由が シミリ 装置 所に を用 電話 ない のに、 ie かけ、 いて送信し、 債務者等の勤務先その 電 や報を送 又は 債務者等の ,達 若し、 くはフ 他 勤 務先 \mathcal{O} 居

取立て行為の規制

言動をしてはならない。 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の 第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

照らし 以外 クシミリ装置を用いて送信し、 由がないのに、 る時期を申し出た場合において、 すること。 債務者等が弁済し、 *(* 相当であると認められないことその他 時 間 一帯に、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をか 又は連絡し、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社 若しくは連絡 け、 若しくは $\overline{\mathcal{O}}$ 正当な理 会通念に を受け ファ 間

宅 ア 以外 クシミリ装置を用 正当な理由が (n) 場 所に電話 ない のに、 をか いて送信 け、 債務者等 Ľ 電報を送 又は の勤務先その 債務者等の 達 若 しくは 勤 他 務先 \mathcal{O} 居

その他の居宅以外の場所を訪問すること。

几 た場 旨 の意思を示されたにもかかわらず、 債務者等の居宅又は勤務先その 所におい て、 債務者等から当該場 他 の債務者等を訪 当該場所から退 所から退去 すべ 間 去 き

と。
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務をに係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等、 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

弁済することを要求すること。

に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは、債務者等が、保証等に係る求償権等に係る債務の処理

その他の居宅以外の場所を訪問すること。

兀

しないこと。
「一債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問して、債務者等がら当該場所から退去すべきを場所において、債務者等から当該場所から退去すべき

と。 活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生一 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

五.

情務の弁済資金を調達することを要求すること。 れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。七一債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

九 くは司法書士法人 処 11 う。 理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債 に委託 (以下この号におい 又はその 処 理 0 ため 必 て 要な裁 「弁護士等」と 判 所にお 務

これに対し債務者等から直接要求しないよう求められた 達し、 事 訪問する方法により、 にもかかわらず、 由 面 ることを要求すること。 がな によりその旨 事 件 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 · に 関 のに、 する手続 債務者等に対し、 の通知があつた場合において、 更にこれらの方法で当該債務を弁済す をとり、 当該債務を弁済することを要求し、 弁 護士 電話をかけ、 等又は 裁 判 正当な理 電報を送 所 カン 又は 5 書

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

項を記載し、又は記録しなければならない。実に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の項を記録に係る求償権等の取立てについて当該保証業者又は当該保証

一保証業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番項を記載し、又は記録しなければならない。

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日三、保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等

四、保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償を含す債権等に係る賃付に依る事業の事業年月日

当な理 られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を 求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 又は訪問する方法により、 報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信 から書面によりその旨の通知があ け 弁済することを要求すること。 る民 一由がないのに、 事 事 仲に関う はする手 債務者等に対し、 続をと 当該債務を弁済することを要 Ŋ, つた場合にお 弁 護 士等 電話をかけ、 文は 1 て、 裁 判 電 正 所

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約にに掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれ

カン

電話番号 電話番号、名称又は氏名及び住所並びに一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

三 契約年月日

四貸付けの金額

権 、係る貸付けに係る契約の貸付 け \mathcal{O} 金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の 弁済期

七 支払を催告する金額

3 八 前項に定めるもののほ 前各号に掲げるもの のほ か、 か、 保証等に係る求償権等を取得 内閣府令で定める事 項

請求があつたときは、 保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、 て当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該 た保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てに 取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定め 当該保証業者の 商号、 名称又は氏名 相手方の る事

項を、

内閣府令で定める方法により、

その相手方に明らか

なければならな

なけ

ればならな

及びその

五. 貸付け \mathcal{O} 利率

支払の催告に係る債権

支払を催告する金額

営む を、 その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事 業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契 七六 あつたときは、 約に基づく債権の取立てをするに当たり、 八 前項に定めるもののほ 内閣府令で定める方法により、 者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについ 前各号に掲げるもの 貸金業を営む者の商号、 のほ か、 か、 貸金業を営む者又は貸金業を 内閣府令で定める事 その相手方に明らかに 名称又は氏 相手方の請 て貸金 名及び 項 求が

0

3

253 / 276

項

読替後	読替前
(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)	(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)
第二十四条の三 貸金業を営む者「貸金業者を除く。以下こ	第二十四条の三 貸金業者は、貸金業者の貸付けの契約に基
の項において同じ。)は、貸金業を営む者の貸付けの契約に	づく債務の弁済を他人に委託するに当たつては、前条第一
基づく債務の弁済を他人に委託するに当たつては、前条第	項の規定の適用がある場合を除き、その者に対し、その者
一項の規定の適用がある場合を除き、その者に対し、その	が当該弁済に関してする行為について第十二条の七、第十
者が当該弁済に関してする行為について第二十四条の六に	六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第
おいて読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第	六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条
二十条の二、第二十一条並びに第二十四条の五第一項の規	の五第一項並びに第二十四条の六の十の規定(抵当証券法
定「これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、	第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権につい
内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。	ては第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六
	項を除く。)一の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含
	む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通
	知しなければならない。
2~4 (略)	2~4 (略)

他これに類する関与をしてはならない。 人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その	者等が寺定公正证書の乍成を公証人こ属託することを弋里2 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、債務 2	等してはならない。 の場合に直ちに強制執行に振する旨の陳述が記載された公 正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人 正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人 の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公 の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公	について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)に者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)は、当該受託弁済者が弁済をした受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等においう。以下この条から第二十一条までにおいてをした者をいう。以下この条から第二十一条までにおいてをした者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて、債務者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて、債務者をいう。以下この条がら、当該債務をした。	読替後
に類する関与をしてはならない。任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が資金業を営む者は、			委任することを証する書面を取得してはならない。	読替前

いう。 当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託. 行為をしてはならない。 る求償権等の弁済を受けることを目的として、 者等の親族その他の者 又は差し押さえることができないこととされているもの 除く。) であつて、 とされている給付 に要する費用の全部又は一 がその給付に要する費用又はその給 者」という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に 11 て、 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務 公 的 給 付 法令の規定により 法 (給与その他対価の性質を有するもの 令 \mathcal{O} (以下この条において「特定受給権 規 部 定 を負担 12 基 づき 譲り渡し、 į 付 \mathcal{O} 国 事業に関する事務 又は 又は補助すること 地方公共 担保に供 次に掲げる 弁済に係 寸 を を 体

要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その する書面その他のものをいう。)の 金若しくは貯金 定受給権 口座に係る通帳若しくは引出 他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 特定受給権者 又はこ 者が公的給付を受給することができることを れらを保管する行為 の引出 の預金通 し若しくは払込みに必要な情報そ 帳等 用のカード若しくは (当該預金若しくは貯 引渡し若しくは提供を 他特 金 該 預 \mathcal{O}

出した金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済を二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

う。 公的 為をしてはならな づく債権 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) 等の親族その他の者 差し押さえることができないこととされているもの であつて、 る費用の全部又は ている給付 給付に要する費用又はその給付 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者 給 付 の弁済を受けることを目的として、 の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 (法令 法令の規定により譲り渡し、 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) \mathcal{O} 規定 部を負担し、 (以下この条において「特定受給権者 に基づき 0 玉 又は 事業に関する事務に要す 又は 補助することとされ 地 担保に供し、 方公共団 次に掲げる行 体 が を 又は そ 0

求め、 する書面その他 定受給権者が公的給付を受給することができることをご 要なものとして政令で定めるもの \mathcal{O} 金若しくは貯金 口座に係る通帳若しくは引出 他当該預金若しくは貯 特定受給権者の預 又はこれらを保管する行為 !のものをいう。)の の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 金通 帳等 金の引出し若しくは払込みに必 用のカード若しくは (当該預金若しくは貯 又は年金証書その 引渡し若しくは提供 他特 該 金 預

出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の一特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

ことを求める行為 そ 0 預 金 又 な貯 金 0 \Box 座 \mathcal{O} あ る 金 融 機 関に委託 L て行 う

口座のある金融機関に委託して行うことを求める行

(取立て行為の規制)

第二十一条 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託 第二十一条 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託 第二十一条 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託 第二十一条 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託 第

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

以外 照らし相当であると認められないことその他の クシミリ装置を用いて送信し、 がな 債務者等が弁済し、又は連絡し、 の時間帯に、 期を申し出た場合において、 1 のに、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社会通念に 若しくは連絡 若しくは 正当なる を受け ジファ 間 理

宅 正当な理由が 0) 場 派に 電話 ない のに、 をか け、 債務者等の勤務先その他 電 や報を送 達し、 若しくは \mathcal{O} 居 フ

(取立て行為の規制)

動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

言動をしてはならない。

以外 問 クシミリ装置を用いて送信し、 由がないのに、 照らし相当であると認められないことその他の る時期を申し出た場合において、 債務者等が弁済し、又は連絡し、 すること。 \mathcal{O} 時間帯に、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 又は債務者等の居宅を訪 その申出 若しくは 若しくは が社会通念に 正当な習 を受け シファ 間帯

宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフニ 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居

為

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先

マネハース。 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

AI。 活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生 五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ 五

等に係る債務の弁済資金を調達することを要求するこれその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権力。債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しく九 債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務の処

その他の居宅以外の場所を訪問すること。アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先

兀

しないこと。 旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき、債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し

ti。 活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生一 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若し九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の

求し、 又は訪問する方法により、 を送達し、 な理由がないのに、 ら書面によりその旨の通知があつた場合において、 は れたにもかかわらず、 済することを要求すること。 司 法書士 「事事件に関する手続をとり、 に委託 これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 法 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 į 人 又はその処理のため必要な裁判所に 以 債務者等に対し、 下この 更にこれらの方法で当該債務を 号に 当該債務を弁済することを要 お 弁護士等又は裁 1 て 電話をかけ、 弁 護 $\widetilde{\pm}$ 等 判 正当 におけ 電報 Ĺ 所 لح カン 1

十 掲げる言動をすることを告げること。 債務者等に対し、 前各号(第六号を除く。) のいずれ カン

2

記 \otimes ら委託を受けた者は、 る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の 載 ご閣府令で定めるところにより、 に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係 又は記録しなければならない。 債務者等に対し、 これに次に掲げる事項を 支払を催告するた 者 か

受託弁済者の商号、 名称又は氏名及び住 所並びに電 話

当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名 弁済 係 る求 償 権 等 \mathcal{O} 取 得 年月日及び当該

受託

弁

契 約

户l 日

当な理 求し、 いう。) くは られたにもかかわらず、 又は訪問する方法により、 報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信 から書面によりその旨の通知があつた場合におい ける民事事件に関する手続をとり、 弁済することを要求すること。 司 これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 由がないのに、 法書士法 に委託 į 人 又はその処理のため必要な裁判所にお 以 債務者等に対し、 下この 更にこれらの方法で当該債務を 当該債務を弁済することを要 号に お 弁護士等又は 1 て 電話をかけ、 弁 護 士 て、 等 裁 判 電 正 لح 所

+ に掲げる言動をすることを告げること。 債務者等に対し、 前各号(第六号を除く。) 0 いく ずれ

2

載し、 閣府令で定めるところにより、 に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、 委託を受けた者は、 づく債権の取立てについて貸金業を営む者その 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基 又は記録しなければならない。 債務者等に対し、 これに次に掲げる事項 支払を催告するため 他 \mathcal{O} 者から を記 内

語番号 当該書面又は 電 磁 :的記録を送付する者の氏名

電

貸金業を営む者の商号、

名称又は氏名及び住所並

がに

済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約 の契約年月 日

兀 求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る

五. 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権 \mathcal{O} 弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほ か、 内閣府令で定める事 項

3 該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、 者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当 前項に定めるもののほ か、 受託弁済者又は当該受託弁済 当該受託

3

及びその 求があつたときは、 弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、 取立てを行う者の氏名その 当該受託弁済者の商号、 他 内閣府令で定める事 名称又は氏名 相手方の 請

項を、

関府令で定める方法により、

その相手方に明らか

なけ

ればならない。

兀 貸付 け \mathcal{O} 金 額

五. 貸付け 0 利

支払の催告に係る債 \mathcal{O} 弁済期

八 七六 支払を催告する金額 前各号に掲げるもののほ か、

を、 その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事 業を営む者その他の者から委託を受けた者は、 営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金 あつたときは、 約に基づく債権の なければならない。 前項に定めるもののほ 内閣府令で定める方法により、 貸金業を営む者の商号、 取立てをするに当たり、 か、 貸金業を営む者又は貸金業を 内閣府令で定める事 その相手方に明らかに 名称又は氏 相手方の請 貸付けの契 名及び 項 求が 項

260 / 276

読替後	読替前
(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)	(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)
第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等 (第二	第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等を他人
十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。)を他	に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係
人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に	る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証によ
係る求償権等が貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の貸付	り発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその
けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣	者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について
府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権	第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条
等に関してする行為について同条において読み替えて準用	の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二
する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一	条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定(抵当証
条並びにこの項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)	券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権に
の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知し	ついては第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条
なければならない。	【第六項を除く。】の規定を除き、これらの規定に係る罰則
	を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、
	通知しなければならない。
2 (略)	2 (略)

読替後	読替前
(特定公正証書に係る制限)	(特定公正証書に係る制限)
第二十条 保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定す)	第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務
る保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一	者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付
条まで及び第二十四条の四第一項において同じ。)を譲り受	けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に
けた者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等	服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条
から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が当該保証)	において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に
等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制	委任することを証する書面を取得してはならない。
執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下	
この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代	
理人に委任することを証する書面を取得してはならない。	
2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に	2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が
係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を	特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委
公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該	任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ
代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしては	に類する関与をしてはならない。
ならない。	
3 (略)	3 (略)
(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)	(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)
第二十条の二 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当	第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、
該保証等に係る求償権等について、公的給付(法令の規定)	公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその

金の その給付 とを目的として、 係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受けるこ 下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯 給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者 きないこととされているものをいう。以下同じ。)がその受 他対価の性質を有するものを除く。)であつて、 を負担 により譲り渡し、 12 基 口座 づき Ĺ に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の 0 玉 又は 事業に関する事務に要する費用の全部又は 補助することとされている給付 地 次に掲げる行為をしてはならない。 担保に供し、 方公共団 体 が その 又は差し押さえることが 給 付に要する費用 法令の規定 (給与その 口 · 座 に 又 议 は で 部

要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その 求 する書面その 金若しくは貯金の引出 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 П 他当該! 座に係る通帳若しくは引出 特定受給権者の預金通帳等 又はこれらを保管する行為 預 金若しくは貯金の引出 他 のものをいう。) し若しくは払込みに必要な情 用の (当該預金若しくは貯 0) カード若しくは当該 引渡し若しくは提供を し若しくは払込みに必 報そ 金 他 特 預 \mathcal{O}

した金銭 預 特定受給権者に当該預 金 又は による当該保証等に係る求償権等の弁済をそ 貯 金 \mathcal{O} \Box 座 0) 金又は貯 あ る金 融 機関 金の に委託 払出しとその て行うこ

> う。 等の 為をしてはならな づく債権の弁済を受けることを目的として、 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 差し押さえることができないこととされているもの であつて、 る費用の全部又は ている給付 給 付 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者 親族その他の者 に要する費用 法令の規定により譲り渡し、 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) 又はその 部を負担し、 (以下この条において 「特定受給権者 給付 0 又は 事 業 補助することとされ に 関す 担保に供し、 次に掲げる行 る事 務 に 又は . 要す を

求 する書面その 要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情 定受給権者が 口座に係る通帳若しくは め、 他当該預 特定受給権者の預金通 又はこれらを保管する行為 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必 他のものをいう。) 公的給付を受給することができることを証 引出 帳等 用の (当該預金若しくは貯 0) カード若しくは当 引渡し若しくは 報そ 該 他 金 預

とを求める行為

(取立て行為の規制)

くは業務の平穏を害するような言動をしてはならない。 人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しば、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る 保証等に係る求償権等を譲り受けた者 その他の者から委託を受けた者 水償権等を譲り受けた者 その他の者から委託を受けた者 水償権等を譲り受けた者又は当該 第二十一条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該 第

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

照らし相当であると認められないことその他 クシミリ装置を用いて送信し、 る時期を申し出た場合において、 Iがな すること。 債務者等が弁済し、 \mathcal{O} いのに、 時 間 開帯に、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 又は連絡し、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社会通念に 若しくは連絡 若しくは $\overline{\mathcal{O}}$ 正当な理 を受け ファ 間帯

以外の場 正当な理由が シミリ 装置 所に を用 電話 ない のに、 ie かけ、 いて送信し、 債務者等の勤務先その 電 や報を送 又は 債務者等の ,達 し、 若し、 くはフ 他 勤 務先 \mathcal{O} 居

取立て行為の規制

言動をしてはならない。 動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の 第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の傾

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いてめられる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認

照らし 以外 クシミリ装置を用いて送信し、 由がないのに、 る時期を申し出た場合において、 すること。 債務者等が弁済し、 \dot{O} 相当であると認められないことその他 時 間 一帯に、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をか 又は連絡し、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社 若しくは連絡 け、 若しくは $\overline{\mathcal{O}}$ 正当な理 会通念に を受け ファ 間

宅 ア 以外 クシミリ装置を用 正当な理由が (n) 場 %所に電 ない 話 のに、 をか いて送信 け、 債務者等 Ľ 電報を送 又は の勤務先その 債務者等の 達 若 しくは 勤 他 務先 \mathcal{O} 居

その他の居宅以外の場所を訪問すること。

几 た場 旨 の意思を示されたにもかかわらず、 債務者等の居宅又は勤務先その 所におい て、 債務者等から当該場 他 の債務者等を訪 当該場所から退 所から退去 すべ 間 去 き

と。

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこが、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生工。はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等、 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

七

債務者等以外の者に対し、

債務者等に代わつて債務を

七

弁済することを要求すること。

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは九 債務者等が、保証等に係る求償権等に係る債務の処理

その他の居宅以外の場所を訪問すること。

兀

しないこと。
「一債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問してないこと。」
「「の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去すべきを場所において、債務者等から当該場所から退去すべき

と。 活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生一 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

五.

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

九 くは司法書士法人 処 11 う。 理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債 に委託 又はその (以下この号におい 処 理 0 ため 必 て 要な裁 「弁護士等」と 判 所にお 務

これに対し債務者等から直接要求しないよう求められた 達し、 事 訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、 にもかかわらず、 由 面 ることを要求すること。 がな によりその旨 事 件 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 いのに、 に関 する手続 債務者等に対し、 の通知があつた場合において、 更にこれらの方法で当該債務を弁済す をとり、 弁 護士 電話をかけ、 等又は 裁 判 電報を送 正当な理 所 カン 又は 5 書

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

は氏名及び住所並びに電話番号 保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等三、保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係

当な理 られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を 求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 又は訪問する方法により、 報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信 から書面によりその旨の通知があ け 弁済することを要求すること。 る民 由がないのに、 事 事 仲に関う はする手 債務者等に対し、 続をと 当該債務を弁済することを要 Ŋ, つた場合にお 弁 護 士等 電話をかけ、 文は 1 て、 裁 判 電 正 所

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約にに掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれ

カン

載し、又は記録しなければならない。

閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するためづく債権の取立てについて貸金業を営む者で貸付けの契約に基

電話番号 電話番号、名称又は氏名及び住所並びに一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

一当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

係る貸付けに係る契約の契約年月 日:

兀 権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等

五. 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権 \mathcal{O} 弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほ か、 内閣府令で定める事 項

3 受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについ 前 項に定めるものの ほ か、 保証等に係る求償権等を譲 7 り

3

当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から

その 委託 に係る求償権等を譲り受けた者の商号、 するに当たり、 取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項 を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てを 相手方の請求があつたときは、 名称又は氏名及び 当該保証等

なけ ればならない。 を、

内閣府令で定める方法により、

その相手方に明らかに

、保証等に係る求償権等の譲 渡の 規 制

は、 当該保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつて 一十四条の より発生したことその他 |者「貸金業者を除く。) の貸付けに係る契約に係る保証 その者に対し、 兀 保証等に係る求償権等を譲り受け 当該保証等に係る求償権等が貸金業を の内閣府令で定める事項並 た者は、 びに

> 兀 貸付 け \mathcal{O} 金 額

五. 貸付け 0 利

支払の催告に係る債 \mathcal{O} 弁済期

八 七六 支払を催告する金額 前各号に掲げるもののほ か、

を、 業を営む者その他の者から委託を受けた者は、 営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについ その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事 あつたときは、 約に基づく債権の取立てをするに当たり、 しなければならない。 前項に定めるもののほ 内閣府令で定める方法により、 貸金業を営む者の商号、 か、 貸金業を営む者又は貸金業を 内閣府令で定める事 その相手方に明らかに 名称又は氏 相手方の請 貸付 名及び けの契 て貸金 武水が 項 項

保 証 等に係る求償権等 O譲 渡 0 規 制

第二十四条の 者が当該保証等に係る求 り発生したことその他の る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保 に譲渡するに当たつては、 匹 保証業者は、 ,償権等に関してする行為に 内閣府令で定める事項 その者に対 保証等に係る求償権 į 当該保証 金びにその っつい 等に係 を他 証 によ 7

2 (略)	2 (略)
通知しなければならない。	
を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、	
【第六項を除く。)の規定を除き、これらの規定に係る罰則	ない。
ついては第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条	旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければなら
券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権に	項の規定 (これらの規定に係る罰則を含む。) の適用がある
条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定 (抵当証	第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの
の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二	いて第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条
第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条	その者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為につ

	2 (各)
方法により、通知しなければならない。	
に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める	方法により、通知しなければならない。
♡る に第十七条 (第六項を除く。) の規定を除き、これらの規定	に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める
された債権については第十六条の二第三項及び第四項並び	
規定 規定	いて読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二
[お から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の]	託弁済に係る求償権等に関してする行為について同条にお
◎受 項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条	ことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受
oた │ 行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四	除いの質付けの契約に基づく債務の弁済により発生した
並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする	該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者 (貸金業者を
当の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項	いう。)を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当
済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務	係る求償権等(同条に規定する受託弁済に係る求償権等を
[C] 他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該受託弁	た者をいう。)は、当該受託弁済者が弁済をした受託弁済に
3し 第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を	第二十四条の五 受託弁済者 (次条に規定する当該弁済をし
(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)	(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)
読替前	読替後

_	3	て	当	成	浴	2		に	服	 るl	該	当	第	権	保	す	第一		
公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)	(略)	てはならない。	当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をし	成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、	済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁	委任することを証する書面を取得してはならない。	において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に	服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条	る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に	該債務者等が特定公正証書(債務者等が当該受託弁済に係	当該受託弁済に係る求償権等について、債務者等から、当	第二十四条の五第一項において同じ。)を譲り受けた者は、	権等をいう。)を除く。以下この条から第二十一条まで及び	保証等に係る求償権等(同条に規定する保証等に係る求償	する受託弁済に係る求償権等をいい、保証業者が取得した。	第二十条 受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定	、特定公正証書に係る制限)	読替後
(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)	3 (略)		に類する関与をしてはならない。	任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これ	特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委	2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が						委任することを証する書面を取得してはならない。	において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に	服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条	けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に	者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付	第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務	(特定公正証書に係る制限)	読替前

は貯金 その他対 規 当該受託弁済に係る求償権等につい け 座に係る資金から当該受託弁済に係る求償権等の弁済を受 ができないこととされているものをいう。 規定により 又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又 の受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の (以下この条において「特定受給権者」という。)の預金 要なものとして政令で定めるもの ることを目的として、 部を負担 定に基づき国又は地方公共団体がその 求 する書面その 金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報そ 定受給権者が公的給付を受給することができることを証 \Box 他当該預 座に係る通帳若しくは引出用の 特定受給権者の 条 0 \mathcal{O} 又はこれらを保管する行為 価の性質を有するものを除く。)であつて、法令の 口 座に払い込まれた場合に当該預金又は貯 譲り渡し、 金若しくは貯金の引出 受託弁済に係 他 又は補助することとされている給付 のものをいう。) 預金通帳等 担保に供し、 次に掲げる行為をしてはならな る求 償権 (当該預金若しくは貯金 \mathcal{O} 又は差し押さえること カード若しくは当該預 て、 引渡し若しくは提供を 又は年金証書その し若しくは払込みに必 等を譲り受け 給付に要する費用 公的給付 以下同じ。)がそ た者 (法令の 金の (給与 は、 他 者 は 特 又 \mathcal{O} 口 第

う。 等の親族その他の者 公的 為をしてはならない。 づく債権の弁済を受けることを目的として、 預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基 という。) の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該 差し押さえることができないこととされているもの であつて、 ている給付 る費用の全部又は 給付に要する費用又はその給付 <u>二</u> 十 以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者 i 給付 条 0 (法令の規定に基づき国又は 法令の規定により譲り渡し、 (給与その他対価の性質を有するものを除く。) 貸金業を営む者 一部を負担 (以下この条において「特定受給権者 し、 は、 0 貸付 又は補助することとされ 事業に関する事務に要す 地方公共団体がその け 担保に供し、 \mathcal{O} 契約に 次に掲げる行 つ ١ ر 又は を て、

求 要なものとして政令で定めるもの \mathcal{O} 金若しくは貯金 する書面その 定受給権者が 口座に係る通帳若しくは引出用の め、 他当該預金若しくは貯 特定受給権者の 又はこれらを保管する行為 他 公的給付を受給することができることを証 !のものをいう。) の引出し若しくは払込みに必要な情 預 金通 帳等 金の引出 **当** 0) 該 カード若しくは当該 又は年金証 引渡し若しくは提供 し若しくは払込みに必 預 金若しくは 監書その 貯 報 他特 金 預

特

定受給

権者

に当該

預

金又は貯

金

 \mathcal{O}

払

出

とそ

0

特

定受給

権者に当該預

金又は貯

金

0

払

出

とそ

0

払

ことを求める行為 その 出 L 預金又は貯金 の口 座のある金融機関に委託して行う

た 金銭 による当該受託 弁 済に係る る求償権等 \mathcal{O} 弁済 を

(取立て行為の規制

第一 た者は、 生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはなら 該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済 に係る求償権等を譲り受けた者その他 当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当 人を威迫し、 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当 又は次に掲げる言動その他の の者から委託 を受け 人の 私

送信し、 者等に電話をかけ、 正当な理由が れる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 又は債務者等の居宅を訪問すること。 ないのに、 若しくはファクシミリ装置を用いて 社会通念に照らし不適当と認 債務

ない。

以外 照らし相当であると認められないことその他の Iがない 債務者等が弁済し、 シミリ装置 期を申し出た場合において、)時間 のに、 開帯に、 を用いて送信し、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 又は連絡し、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社会通念に 若しくは連絡を受け 若しくはファ 正当な 間帯 理

> 出 \Box 座 L た金銭 のある金融機関に委託して行うことを求める行為 による当該債権 \mathcal{O} 弁済をその 預 金又は貯 金 \mathcal{O}

(取立て行為の規 制

第二十一条 動その 取立てをするに当たつて、 契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その の者から委託を受けた者は、 他の 人の私生活若しくは業務の平穏を害するような 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付 人を威迫し、 貸付けの契約に基づく債権 又は次に掲げる言 け 他 \mathcal{O}

言動をしてはならない。

者等に電話をかけ、 8 6 正当な理由がないのに、 れる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、 若しくはファクシミリ装置を用 社会通念に照らし不適当と認 債務 7

送信し、 照らし 以外 由 る時期を申し出た場合に クシミリ装置 債務者等が弁済し、 がないのに、 *(* 時間 相当であると認められないことその他 又は債務者等の居宅を訪問すること。 開帯に、 用いて送信し、 前号に規定する内閣府令で定める時 債務者等に電話をかけ、 又は連絡し、 おいて、 又は債務者等の居宅を訪 その申出が社会通念に 若しくは連絡を受け 若しくは の 正当な習 ファ 間帯

三 その他の居宅以外の場所を訪問すること。 宅以外の場所に電話 アクシミリ装置を用いて送信 正 当な 理 由 が な V をかけ、 \mathcal{O} に、 債務 電報を送達し、 者等 又は債務者等の勤務先 0 勤務先その 若しくはフ 他 \mathcal{O} 居

と。

活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこが、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生が、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五、はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

等に係る債務の弁済資金を調達することを要求するこれその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権大 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

三 その他の居宅以外の場所を訪問すること。 アクシミリ装置を用いて送信 宅以外の場所に電話をかけ、 正当な 理 由 が な 7 0 に、 債務 電報を送達し 者等 又は債務者等の勤務先 \mathcal{O} 勤務 先その 若しくはフ 他 \mathcal{O} 居

しないこと。 「信務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問してないこと。

几

と。
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

債務の弁済資金を調達することを要求すること。れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく六、債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

弁済することを要求すること。
七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を

を要求すること。
ている場合において、更に債権の取立てに協力することせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し、債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら

八

九 求し、 な理 又は訪問する方法により、 を送達し、 ら書面によりその旨の通知があつた場合におい 弁済することを要求すること。 れたにもかかわらず、 |を弁護士若しくは弁護士法人若 司 債 務者 一由がないのに、 事事件に関 法書士法人 に委託 これに対し債務者等から直接要求しないよう求め -等 が 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 į 受託 する手続をとり、 又はその処理のため必要な裁判所におけ (以下この号において「弁護士等」とい 債務者等に対し、 弁済に係る求償権 更にこれらの方法で当該債務を 当該債務を弁済することを要 弁護士等又は裁判 しくは司法書士若しく 電話 等に係る債 をかけ、 て、 務 正当 所 電 \mathcal{O} 報 カン 処

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁

2

2

ろにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなわる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるとこ債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求済に係る求

け

ればならない。

弁済に係

権等

を譲り受け

た者

 \mathcal{O}

商号、

名

称

九 当な理 求し、 いう。) 処 られたにもかかわらず、 又は訪問する方法により、 報を送達し、 から書面によりその旨の通知があつた場合にお ける民事事件に関する手続をとり、 くは司法書士法人 弁済することを要求すること。 (理を弁護士若しくは弁護士法人若し 債務者等 これに対し債務者等から直接要求しないよう求め 一由がないのに、 に委託し、又はその処理のため必要な裁判所にお が 若しくはファクシミリ装置を用いて送信 貸付け (以下この号におい 債務者等に対し、 \mathcal{O} 更にこれらの方法で当該債務 契約に基 当該債務を弁済することを要 づく債権 弁護士等又は · _ くは司法書士 電話をかけ、 「弁護士等」 に係 る債 若 務 لح 電 正 所

に掲げる言動をすることを告げること。 十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれか

載し、又は記録しなければならない。

「関府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するため委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するため、資金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基

貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)	第二十四条の五 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)
	明らかにしなければならない。
しなければならない。	める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に
を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかに	は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定
その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項	
あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び	取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当
約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が	者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の
業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契	いて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の
営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金	り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てにつ
3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を	3 前項に定めるもののほか、受託弁済に係る求償権等を譲
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
七 支払を催告する金額	七 支払を催告する金額
六 支払の催告に係る債権の弁済期	六 支払の催告に係る債権の弁済期
五 貸付けの利率	五 貸付けの利率
	求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
四貸付けの金額	四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る
	償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
	に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求
三 契約年月日	三 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済
二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名	二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
電話番号	又は氏名及び住所並びに電話番号

は、 事 債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定め \mathcal{O} する行為について次条において読み替えて準用する第二十 る旨を、 金業を営む者 つては、 項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用があ 項並びにその者が当該受託 当該受託 項及び第二項、 その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が 内閣府令で定める方法により、 弁済に係る求償権等を (貸金業者を除く。) 第二十条の二、第二十一条並びにこ 弁済に係る求償権等に関 の貸付けの契約に基づく 他 人に 通知し 譲 渡するに当 なけ れ して ばな · 貸 た

項 された債権については第十六条の二第三項及び第四項 規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記 行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四 並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする の弁済により発生したことその 済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務 他 方法により、 に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、 に第十七条【第六項を除く。) から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項 人に譲 第十六条の三、 渡するに当たつては、 通知しなければならない。 第十七条(第六項を除く。)、 の規定を除き、これらの規定 他の内閣府令で定める事 その 者 に 対 内閣府令で定める L 当該 第十八条 受託 並 び 項 弁

略

2

2

略